

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局



(43) 国際公開日
2005年2月3日 (03.02.2005)

PCT

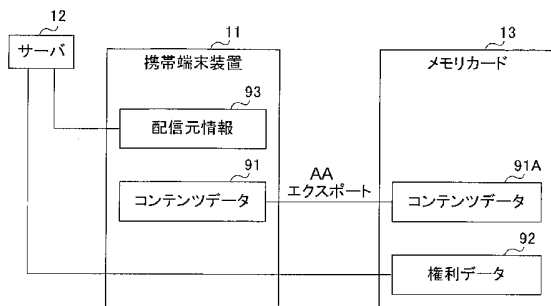
(10) 国際公開番号
WO 2005/010762 A1

- (51) 国際特許分類7: G06F 12/14, 17/60, G06K 19/073
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2004/010882
- (22) 国際出願日: 2004年7月23日 (23.07.2004)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願2003-280257 2003年7月25日 (25.07.2003) JP
特願2004-085795 2004年3月23日 (23.03.2004) JP
- (71) 出願人: 松下電器産業株式会社 (MATSUSHITA ELECTRIC INDUSTRIAL CO., LTD.) [JP/JP]; 〒5718501 大阪府門真市大字門真1006番地 Osaka (JP).
- (72) 発明者: 野口直彦 (NOGUCHI, Naohiko). 高橋栄治 (TAKAHASHI, Eiji). 内田磨 (UCHIDA, Osamu).
- (74) 代理人: 鷲田 公一 (WASHIDA, Kimihito); 〒2060034 東京都多摩市鶴牧1丁目24-1 新都市センタービル5階 Tokyo (JP).
- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NA, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW.
- (84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AT, BE, BG,

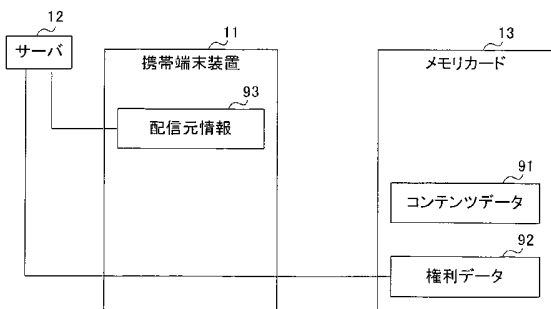
[続葉有]

(54) Title: DATA PROCESSING APPARATUS

(54) 発明の名称: データ処理装置



A



B

(57) Abstract: A mobile terminal apparatus (11), which is a data processing apparatus, when acquiring right data (92) in addition to content data (91) currently held thereby, specifically for example, when re-acquiring right data acquired previously, accesses, based on distribution source information (93), the server (12) of a distribution source to acquire right data corresponding to the content data (91). Then, the mobile terminal apparatus (11) converts the acquired right data such that it will match the second DRM system in a memory card (13), and then outputs the converted right data to the memory card (13) to update the right data (92).

(57) 要約: データ処理装置である携帯端末装置 11 は、以前取得した権利データを再取得するなど、保持しているコンテンツデータ 91 とは別に権利データ 92 を取得する際、配信元情報 93 に基づき、配信元のサーバ 12 にアクセスしてコンテンツデータ 91 に対応する権利データを取得する。そして、メモ리카ード 13 における第 2 の DRM システムに適合するように取得した権利データを変換し、メモ리카ード 13 へ出力して権利データ 92 を更新する。

- 12...SERVER
- 13...MEMORY CARD
- 11...MOBILE TERMINAL APPARATUS
- 91A...CONTENT DATA
- 93...DISTRIBUTION SOURCE INFORMATION
- 92...RIGHT DATA
- 91...CONTENT DATA
- AA...EXPORT

WO 2005/010762 A1



CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE,
IT, LU, MC, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OAPI (BF,
BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN,
TD, TG).

2文字コード及び他の略語については、定期発行される
各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語
のガイダンスノート」を参照。

添付公開書類:

- 国際調査報告書

明 細 書

データ処理装置

5 技術分野

本発明は、携帯情報端末、携帯電話装置などの電子機器や、メモリカードなどの記録媒体などにおいて、デジタルコンテンツの取扱いに関する権利データを含むデータの処理を行うデータ処理装置に関する。

10 背景技術

インターネット等のネットワーク環境の性能向上などにより、画像や音声などのデジタルデータを含むデジタルコンテンツが広範に流通するようになり、それに伴いデジタルコンテンツの著作権保護などのコンテンツ管理が重要な課題となっている。デジタル化された音楽などの著作物は何度コピーしてもどんな遠距離を送受信しても品質が劣化しないため、インターネットの普及やパーソナルコンピュータの高速化、大容量化に伴って、著作者の許諾を得ない違法な配布、交換などが増えている。

従来、通信回線や記録媒体を介して提供されるデジタルコンテンツに対して、不正なコピーや分配を防止する手法として、モジュール間での認証によりコピープロテクトを行う方法（特開平 1 1 - 3 0 6 0 9 2 号公報（段落 [0 0 3 0] - [0 0 9 8]、図 1））、分配されるコンテンツを ID で管理する方法（特開 2 0 0 1 - 2 8 2 6 2 6 号公報（段落 [0 0 1 6] - [0 0 7 0]、図 1））などが提案されている。

また、最近では、デジタルコンテンツの取扱いを管理して著作権等を保護するための技術として、デジタルコンテンツの流通、再生等に制限を加える DRM (Digital Rights Management) 技術が注目を集めている。DRM システムの具体的な実装形態は様々で、メモリカードなどの記録媒体に内蔵される場

合や、音声や動画のプレーヤーソフトウェアに組み込まれる場合、送受信、転送ソフトに組み込まれる場合、及びそれらの組み合わせなどがある。

DRMシステムでは、コンテンツごとに対応する利用権限を付与（取扱いに関する権利データとして記述）し、この権利データに基づいてコンテンツの再生などの利用を管理する。従って、権利データが無いとコンテンツの利用が行えず、また権利データにおける利用権限が消滅するとそれ以降の利用が行えなくなる。

ところで、上記のようにDRMシステムは複数存在し、それぞれのDRMシステムによって、対応可能なコンテンツデータのフォーマット（コンテンツタイプ）、権利データの記述方式や記述可能な内容などが異なっている。このため、コンテンツの配信側（著作権者、流通事業者など）では、DRMシステムごとにコンテンツデータや権利データを生成するのが煩雑であった。そこで、同じコンテンツを複数の異なるDRMシステムで流通させることができるコンテンツ管理方法及び装置が提案されている（特開2002-297451号公報（段落[0027] - [0063]、図1））。

一方、コンテンツの受信側の利用者においては、例えばコンテンツを他の記録媒体や機器などで取り扱えるようにコンテンツデータのフォーマットの変換等を行って送出する場合、同一のDRMシステムで管理される記録媒体や機器に対しては通常は出力可能であるが、異なるDRMシステムで管理される記録媒体や機器に対して出力することは通常は不可能であった。

例えば、携帯情報端末用にダウンロードしたコンテンツは、その携帯情報端末を管理する特定のDRMシステムで管理されており、異なるDRMシステムで管理されるメモリカードに記録して他の機器で利用したりすることはできなかった。このような異なるDRMシステムで管理される記録媒体や機器の間で利用可能となるようにデータを変換して出力すること（以下、これをエクスポート（export）と称する）が、コンテンツの利用者等において任意に実行できれば便利である。

また、取得したコンテンツに関する利用権限が消滅した場合や試用期間が終了した場合などに、権利データのみを取得して利用権限等を更新し、コンテンツを利用可能にするようなことも行われている。このような権利データの更新を行う際に、従来では、異なるDRMシステム間でのエクスポートに対応することはできなかった。

発明の開示

本発明は、これらの問題点を解決するものであり、デジタルコンテンツの利用者等において、異なるコンテンツ取扱いシステムに適合するようにコンテンツデータを変換してエクスポートした場合においても、権利データを更新してコンテンツを利用可能にすることが可能なデータ処理装置を提供することを目的とする。

本発明の一形態によれば、データ処理装置は、デジタルコンテンツの取扱いに関する権利データを含むデータの処理を行うデータ処理装置であって、前記デジタルコンテンツに対応する前記権利データを取得する取得手段と、前記権利データを保持するデータ保持手段と、前記権利データの配信元のネットワーク上の場所を示す権利データ配信元情報を保持する権利データ配信元情報保持手段と、前記権利データにしたがって、対応するデジタルコンテンツのコンテンツデータの取扱いを行うコンテンツ取扱い手段とを備え、前記コンテンツ取扱い手段は、前記デジタルコンテンツのエクスポートに際して、対応する権利データを、エクスポート先のコンテンツ取扱い管理システムに適合するように変換するとともに、前記権利データ配信元情報に基づき、前記配信元から取得済みのコンテンツデータに対応する権利データを取得する。

25 図面の簡単な説明

図1は、本発明の実施の形態1に係るコンテンツ配信システムの構成を示す図、

図 2 は、本実施の形態 1 に係る携帯端末装置及びメモリカードの内部構成を示す図、

図 3 は、本実施の形態 1 に係るサーバの内部構成を示す図、

5 図 4 A は、本実施の形態 1 に係るコンテンツ配信システムにおけるデータの
流れの例を模式的に示した図、

図 4 B は、本実施の形態 1 に係るコンテンツ配信システムにおけるデータの
流れの例を模式的に示した図、

図 5 A は、本実施の形態 1 に係るコンテンツ配信システムにおけるデータの
流れの例を模式的に示した図、

10 図 5 B は、本実施の形態 1 に係るコンテンツ配信システムにおけるデータの
流れの例を模式的に示した図、

図 6 は、本実施の形態 1 に係るコンテンツの権利データを更新する際の動作
手順を示すフローチャート、

15 図 7 は、本発明の実施の形態 2 に係るコンテンツの権利データを更新する際
の動作手順を示すフローチャート、

図 8 は、本発明の実施の形態 3 に係るケース 1-1 の変換規則を採用した権
利データ変換処理を示すフローチャート、

図 9 は、本発明の実施の形態 3 に係るケース 1-2 の変換規則を採用した権
利データ変換処理を示すフローチャート、

20 図 10 は、本実施の形態 3 に係るケース 1-3 の変換規則を採用した権利デ
ータ変換処理を示すフローチャート、

図 11 は、本実施の形態 3 に係るケース 1-4 の変換規則を採用した権利デ
ータ変換処理を示すフローチャート、

25 図 12 は、本実施の形態 3 に係るケース 1-5 の変換規則を採用した権利デ
ータ変換処理を示すフローチャート、

図 13 は、本実施の形態 3 に係るケース 1-6 の変換規則を採用した権利デ
ータ変換処理を示すフローチャート、

図14は、本実施の形態3に係るケース1-7の変換規則を採用した権利データ変換処理を示すフローチャート、

図15は、本実施の形態3に係る、ケース1-8の変換規則を採用した権利データ変換処理を示すフローチャート、

5 図16は、本実施の形態3に係るケース1-9の変換規則を採用した権利データ変換処理を示すフローチャート、

図17は、本実施の形態3に係るケース2-53の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

10 図18は、本実施の形態3に係るケース2-53の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

図19は、本実施の形態3に係るケース2-53の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

図20は、本実施の形態3に係るケース2-53の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

15 図21は、本実施の形態3に係るケース2-53の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

図22は、本実施の形態3に係るケース2-53の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

20 図23は、本実施の形態3に係るケース2-53の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

図24は、本実施の形態3に係るケース2-57の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

図25は、本実施の形態3に係るケース2-57の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

25 図26は、本実施の形態3に係るケース2-57の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

図27は、本実施の形態3に係るケース2-57の変換規則を採用した権利

データ変換処理の一部を示すフローチャート、

図28は、本実施の形態3に係るケース2-57の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

5 図29は、本実施の形態3に係るケース2-57の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、ケース2-57の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャート、

図30は、本実施の形態3に係るケース2-57の変換規則を採用した権利データ変換処理の一部を示すフローチャートである。

10 発明を実施するための最良の形態

以下、本発明の実施の形態について、添付図面を参照して詳細に説明する。なお、本発明は、この実施の形態に何ら限定されるものではなく、その要旨を逸脱しない範囲において、種々の形態で実施することができる。

15 以下の実施形態では、デジタルコンテンツを取扱うものとして携帯端末装置及びメモリカードを想定し、これらの携帯端末装置とメモリカードにおいてコンテンツ取扱い管理システムとして異なるデジタル著作権管理システム(DRMシステム)が用いられる環境下で、デジタルコンテンツの利用を管理する場合の例によって説明する。この場合、デジタルコンテンツに対応して設定されるデジタルコンテンツの取扱いに関する権利データ(以下、単に権利データと

20 称する)には、DRMシステムにおける著作権情報などが含まれる。すなわち、権利データは、コンテンツをどのように扱うかを指示する情報、コンテンツの著作権を保護するための情報、コンテンツの著作権に関する情報、コンテンツの利用に関する情報、コンテンツの流通、利用を管理(制限)するための情報などを指すものとする。

25 (実施の形態1)

図1は本発明の実施の形態1に係るコンテンツ配信システムの構成を示す図である。ここでは、携帯電話装置等の携帯端末装置によってコンテンツ配信

元よりコンテンツデータをダウンロードして取得し、このダウンロードしたコンテンツデータをメモリカードにエクスポート（異なる記録媒体や機器、異なるDRMシステムで利用可能となるようにデータを変換して出力すること）する場合において、取得したコンテンツに関する権利データのみを取得して利用

5 権限等を更新する場合の構成及び動作を説明する。本実施形態の例では、コンテンツ配信元のサーバがデータ配信装置に相当し、携帯端末装置がデータ処理装置に相当する。

図1において、コンテンツ配信システムは、コンテンツをダウンロードする携帯端末装置11と、コンテンツ配信元であるサーバ12と、携帯端末装置1

10 1からのコンテンツのエクスポート先であるメモリカード13と、携帯端末装置11とサーバ12とを接続する通信ネットワーク14とを有して構成されている。

携帯端末装置11は、サーバ12より配信されるコンテンツデータ及び権利データをダウンロードし、自装置で用いられる第1のDRMシステムに対応して

15 コンテンツデータ及び権利データを含むデータを処理するデータ処理装置の機能を有する。この携帯端末装置11において、第1のDRMシステムによるコンテンツ取扱い管理に従ってコンテンツの利用が可能となっている。ここで、コンテンツデータとしては、音楽、画像、文字などの各種データ、またはこれらを複合したものなどが含まれる。また、コンテンツの利用としては、音

20 楽コンテンツの再生、画像や文字コンテンツの表示などがある。また、携帯端末装置11は、メモリカード13などの異なる第2のDRMシステム環境下にある媒体や装置に対してコンテンツデータをエクスポートするために、第2のDRMシステムに適合するように権利データを適宜変換する機能を有している。なお、「DRMシステムに適合する」とは、そのDRMシステムの規則等

25 に準拠した利用（再生、記録、移転等）が可能であることを意味する。

さらに、携帯端末装置11は、ダウンロード済み等で既に存在するコンテンツデータに関する権利データを再取得して、コンテンツの利用権限等の更新を

行う機能を有している。権利データを更新することによって、利用権限が消滅した場合や試用期間が終了した場合などに、コンテンツの利用が可能となる。権利データとしては、例えば、コンテンツの利用可能回数や利用期限、また他のDRMシステムへのエクスポートの可否など、コンテンツの利用に関する取
5 扱い許可情報、制限情報を含む利用条件について記述した情報が含まれる。

サーバ12は、携帯端末装置11に対してコンテンツデータ及び権利データを配信するデータ配信装置の機能を有する。このサーバ12において、携帯端末装置11からの要求に応じてコンテンツデータとこのコンテンツに関する権利データとが準備され、携帯端末装置11に対して提供されて配信される。

10 権利データには、著作権保護のためのコンテンツの利用についての許可、制限などを含む利用条件、利用権限等を記述した著作権情報が含まれる。コンテンツデータは、配信先の携帯端末装置11やそこで用いられるDRMシステムなどに対応して適切なフォーマットのデータが提供される。

メモリカード13は、携帯端末装置11で用いられる第1のDRMシステム
15 とは異なる第2のDRMシステムに対応して、コンテンツデータ及び権利データを格納する記録媒体である。通信ネットワーク14は、移動体通信網、電話網、インターネット網などの各種通信手段のいずれかを含んで構成される。

次に、上記サーバ12、携帯端末装置11及びメモリカード13による権利データ更新システムの構成例を示す。図2は本実施形態における携帯端末装置
20 11及びメモリカード13の内部構成を示す図である。

携帯端末装置11は、メモリカード13を着脱自在に内蔵または装着可能であり、制御部61、送受信部62、メモリ63、メモリカードインターフェース(I/F)部64を有して構成される。

制御部61は、携帯端末装置11全体の動作を統括制御するブロックで、
25 コンテンツデータや権利データをサーバ12からダウンロードするダウンロード部65、ダウンロードしたコンテンツデータを権利データに基づいて取り扱う処理を行うコンテンツ管理部66、コンテンツデータのエクスポート先であ

るメモリカード13における第2のDRMシステムに対応するようにコンテンツデータ及び権利データを変換するコンテンツ変換部67を含む。前記ダウンロード部65は特許請求の範囲に記載の取得手段の機能を有し、前記コンテンツ管理部66及びコンテンツ変換部67は特許請求の範囲に記載のコンテンツ取扱い手段の機能を実現するものである。この制御部61は、所定のプログラムに従って動作するプロセッサと、上記各部の機能を実現するためのソフトウェアモジュールとを有して構成される。なお、コンテンツ変換部67は、携帯端末装置11の外部の別の装置に設けられるようにしてもよい。

また、制御部61は、メモリ63に格納されたアプリケーションプログラム
10 を実行することにより、前記権利データを配信する権利データ配信元のサーバ12へアクセスする機能を有する。サーバ12へのアクセス用のアプリケーションプログラムとしては、サーバ12の配信情報を取得して表示するブラウザソフトウェアなどが用いられる。

メモリ63は、特許請求の範囲に記載のデータ保持手段の機能を有するもの
15 で、コンテンツデータや権利データを格納してデータ保持部としての機能を実現する。このメモリ63は、ダウンロードしたコンテンツデータを保持するコンテンツデータ保持領域68と、権利データを保持する権利データ保持領域69と、権利データの配信元を特定する配信元情報を保持する配信元情報保持領域70とを含む。

20 送受信部62は、通信ネットワーク14を介してサーバ12とデータの送受信を行うためのブロックで、公知の無線通信装置を用いる。メモリカードインターフェース部64は、メモリカード13を装着して接続するためのカードスロット等を有して構成される。

また、メモリカード13は、携帯端末装置11よりエクスポートされたコン
25 テンツデータや権利データを格納するデータ保持部としての機能を有する。このメモリカード13は、エクスポートされたコンテンツデータを保持するコンテンツデータ保持領域71と、権利データを保持する権利データ保持領域72

と、権利データの配信元を特定する配信元情報を保持する配信元情報保持領域73とを含む。

図3は本実施形態におけるサーバ12の内部構成を示す図である。サーバ12は、制御部81、送受信部82、メモリ83、データ格納部84を有して構成される。

制御部81は、サーバ12全体の動作を統括制御するブロックで、携帯端末装置11からのコンテンツ配信要求や権利データ配信要求に応じてコンテンツデータ及び権利データを配信する手段として、コンテンツデータを提供するコンテンツデータ提供部85、権利データを提供する権利データ提供部86、
10 コンテンツデータ及び権利データを配信する配信部87を含む。この制御部81は、所定のプログラムに従って動作するプロセッサと、上記各部の機能を実現するためのソフトウェアモジュールとを有して構成される。また、制御部81は、アクセスのあった携帯端末装置11の端末情報を取得するとともに、コンテンツデータや権利データ等の情報を格納するデータ格納部84に必要な
15 応じてアクセスして配信情報を取得する。さらに、制御部81は、コンテンツデータを配信する際などに、配信先の携帯端末装置11に対して権利データの配信元を特定するための配信元情報を提供する。配信元情報としては、サーバ12のネットワーク上の位置(アドレス)を示すURL(Uniform Resource Locator)情報などが用いられる。

20 データ格納部84には、コンテンツ配信先の装置や媒体に応じた各種フォーマットのコンテンツデータや、コンテンツ配信先のDRMシステムに対応した各種権利データなどが格納される。なお、サーバ12より配信するコンテンツデータは、複数の機器や媒体、複数のDRMシステムにそれぞれ適合するように予め複数のフォーマットのコンテンツデータを準備してデータ格納部84
25 に格納し、この中から選択して提供するようにしてもよいし、基本となるフォーマットのコンテンツデータを準備し、このデータを元にコンテンツ配信先に応じてその都度変換して提供することも可能である。また、権利データは、複

数のDRMシステムにそれぞれ適合するように予め複数の権利データを準備してデータ格納部84に格納し、この中から選択して提供するようにしてもよいし、コンテンツ配信先やその他の配信条件に応じてその都度生成したり変換して提供することも可能である。

- 5 また、コンテンツデータの提供元（発行体）と権利データの提供元（発行体）とは、同じであっても異なってもよく、これらの提供元の形態に合わせてサーバ12を適宜構成すればよい。図3の例ではサーバ12を一つの装置で表しているが、これらの機能を有する複数のサーバ装置によりサーバ12が構成されていてもよい。例えば、コンテンツデータの提供元と権利データの提供元
- 10 とで異なるサーバ装置を設けて、コンテンツデータ配信用のサーバと権利データ配信用のサーバとを別に構成してもよい。

送受信部82は、通信ネットワーク14を介して携帯端末装置11とデータの送受信を行うためのブロックで、公知の通信装置を用いる。メモリ83は、携帯端末装置11への配信情報を格納する。

- 15 次に、本実施形態の権利データ更新システムにおける動作について説明する。初めに、図4及び図5を用いて本実施形態における権利データ更新システムの動作の概要を説明する。図4及び図5は本実施形態におけるデータの流れの例を模式的に示した図である。

- 権利データを取得して更新する際に、配信元情報とコンテンツデータとを保持しておく形態として、図4A、図4B、図5A、図5Bに示す合計4通りが考えられる。すなわち、図4Aのように配信元情報93とコンテンツデータ91とが共に第1のDRMシステム環境下の携帯端末装置11に保持されている場合、図4Bのように配信元情報93が第1のDRMシステム環境下の携帯端末装置11に保持され、コンテンツデータ91が第2のDRMシステム環境
- 20 下のメモリカード13に保持されている場合、図5Aのように配信元情報93とコンテンツデータ91とが共に第2のDRMシステム環境下のメモリカード13に保持されている場合、図5Bのように配信元情報93が第2のDRM

システム環境下のメモリカード13に保持され、コンテンツデータ91が第1のDRMシステム環境下の携帯端末装置11に保持されている場合がある。

ここで、実施の形態1として、図4A、Bに示すように配信元情報93が第1のDRMシステム環境下の携帯端末装置11に保持されている場合の動作を説明する。保持しているコンテンツデータに関する権利データを取得し、メモリカード13において第2のDRMシステムによるコンテンツ取扱い管理に従ってコンテンツを利用する場合、まず、携帯端末装置11は、配信元情報93に基づいて権利データの配信元であるサーバ12にアクセスして権利データを取得する。そして、取得した権利データを第2のDRMシステムに適合するように適宜変換し、変換後の権利データ92をメモリカード13へエクスポートする。携帯端末装置11にコンテンツデータ91が保持されている場合は、復号化及び暗号化、場合によってデータフォーマット変換を行い、第2のDRMシステムに準拠して暗号化したコンテンツデータ91Aをメモリカード13へエクスポートする。

なお、権利データは、エクスポート先における利用条件を含むものであっても、携帯端末装置11で用いられる第1のDRMシステムに適合するものでないと携帯端末装置11内で取り扱えないため、サーバ12から携帯端末装置11へコンテンツをダウンロードする際には第1のDRMシステムに対応する情報として提供される。携帯端末装置11からメモリカード13へコンテンツをエクスポートする際には、メモリカード13で用いられる第2のDRMシステムに適合するように権利データの変換が必要となる。

図6は実施の形態1におけるコンテンツの権利データを更新する際の動作手順を示すフローチャートである。ここでは、コンテンツの利用回数などの権利データの利用権限が消費されて消滅した際に、追加の利用権限を得るために再発行された権利データを取得する例を説明する。

携帯端末装置11の使用者の操作に基づき、権利データの更新が指示されると、コンテンツ管理部66は、メモリ63から該当する権利データの配信元情

報を取得する（ステップS601）。ダウンロード部65は、前記取得した配信元情報に基づいて、権利データを保持するサーバ12にアクセスし、権利データの配信を要求する（ステップS602）。権利データの配信要求を行う際には、権利データの配信元情報とコンテンツのID情報とを用いれば、コンテンツデータ及び権利データの特定が可能である。

サーバ12の制御部81は、送受信部82を介して権利データの配信要求を受信する（ステップS603）。そして、制御部81の権利データ提供部86は、配信要求のあったコンテンツを特定し、再発行可能である場合は当該コンテンツに対応する権利データを再発行して準備する（ステップS604）。次いで、配信部87は、権利データを携帯端末装置11へ配信する（ステップS605）。

携帯端末装置11のダウンロード部65は、配信された権利データを受信し（ステップS606）、携帯端末装置11のメモリ63へ格納する。コンテンツ管理部66は、メモリ63に格納された権利データを取得し（ステップS607）、権利データに基づいてコンテンツの取扱いに関する管理を行う。ここで、携帯端末装置11においてコンテンツデータの再生等を行う場合は、取得した権利データ及びコンテンツデータの復号化などを行った後に、権利データに基づいてコンテンツの利用を実行し、再生などの処理を行う。

なお、権利データのダウンロードに際して、携帯端末装置11とサーバ12との間で必要な認証処理が行われることが好ましい。また、権利データの更新に課金する場合は、携帯端末装置11の制御部61とサーバ12の制御部81との間で所定の課金処理が行われる。これらの認証処理や課金処理における手続きは公知の手法を用いればよい。

次に、携帯端末装置11からメモリカード13へ権利データをエクスポートする場合に、コンテンツ管理部66は、取得した権利データを復号化する（ステップS608）。権利データは、サーバ12からダウンロードする際に携帯端末装置11内で用いられる第1のDRMシステムに適合させて暗号化され

ているので、この第1のDRMシステムにおける暗号鍵によって復号化する。なお、コンテンツの利用のために既に権利データが復号化されている場合はこのステップを省略する。

そして、コンテンツ変換部67は、復号化された生データの権利データをエクスポート先であるメモリカード13のDRMシステムに適合するように変換する(ステップS609)。このとき、コンテンツ変換部67は、権利データにおける著作権に基づく利用権限などが変換前の範囲に対して同等または小さくなるように変換を行う。つまり、権利データにおける取扱い許可情報は、例えば、携帯端末装置11とメモリカード13の両DRMシステムにおいて対応するものが無い場合、許可内容が縮小される方向に変換される。一方、権利データにおける制限情報は、例えば、携帯端末装置11とメモリカード13の両DRMシステムに置いて対応するものが無い場合、制限内容が拡大される方向に変換される。

権利データの変換については、予め所定の変換ルールを設定しておくようにする。また、エクスポート元とエクスポート先のいずれかのDRMシステムにおいて記述できない許可や制限に関わる利用条件は、対応関係を予め設定しておき、その設定に従って変換を行うようにする(デフォルト値を適用する)など、利用条件が不当に拡大しない範囲で適宜設定すればよい。このとき、2つのDRMシステム間で、利用可能なコンテンツデータの形式等の仕様、機能、能力などについて、コンセンサスを形成しておき、また、権利データの書き換え規則についてもコンセンサスを形成しておく。

権利データの変換ルールの例としては、(1)エクスポート先のDRMシステムでサポートしている取扱い許可情報は変換する、(2)エクスポート先のDRMシステムでサポートしていない取扱い許可情報は変換せずに削除する、(3)エクスポート先のDRMシステムでサポートしている取扱い許可情報において制限情報が付加されている場合で、エクスポート先のDRMシステムでサポートしていない制限情報がある場合は変換せずに元の取扱い許可情報を

削除する、(4) エクスポート先のDRMシステムでサポートしている取扱い許可情報において、エクスポート先のDRMシステムでサポートしている制限情報のみが付加されている場合はその取扱い許可情報及び制限情報を変換する、(5) 変換元の権利データにおいて存在しない取扱い許可情報は変換しない、(6) 変換元の権利データにおいて存在する制限情報は無視せずに変換する、などの種々のものが挙げられる。

その後、コンテンツ変換部67は、変換後の権利データをメモリカード13で用いられる第2のDRMシステムにおける暗号鍵によって暗号化する(ステップS610)。また、図4Aのようにコンテンツデータをメモリカード13へエクスポートする場合は、コンテンツ管理部66は、権利データの対象となるコンテンツデータをメモリ63から取得して復号化を行う(ステップS611)。コンテンツデータは、携帯端末装置11内に保持されている場合は第1のDRMシステムに適合させて暗号化されているので、この第1のDRMシステムにおける暗号鍵によって復号化する。そして、コンテンツ変換部67は、復号化された生データのコンテンツデータをメモリカード13で用いられる第2のDRMシステムにおける暗号鍵によって暗号化する(ステップS612)。なお、図4Bのようにメモリカード13においてコンテンツデータが保持されている場合は上記ステップS611、S612を省略する。

このようにサーバ12より再発行されて配信され、携帯端末装置11でダウンロードされて第2のDRMシステムに適合するように変換された権利データは、制御部61のコンテンツ変換部67から出力されてメモリカードインターフェース部64を介してメモリカード13へエクスポートされ(ステップS613)、カード内の記憶領域に格納されて記録される。なお、コンテンツデータをエクスポートする場合は権利データと同様にエクスポートする。

メモリカード13においては、上記のように取得した権利データによって利用権限などを更新し、エクスポートされたコンテンツデータを利用することができる。再生許可日時期限や再生許可回数などが満了し、利用権限が消滅した

コンテンツデータは、権利データを再取得して更新することで、再び利用することが可能となる。

上記実施の形態1では、権利データの配信元情報が携帯端末装置11内に格納されているため、メモリカード13における権利データを更新するには、コンテンツのエクスポート元の携帯端末装置11によって権利データ更新動作を行う必要がある。図4Bのように権利データの対象となるコンテンツデータがメモリカード13に格納されている場合は、コンテンツのエクスポート処理を行う必要がなく、メモリカード13における第2のDRMシステムで暗号化されているコンテンツデータをそのまま利用できる。

10 (実施の形態2)

次に、実施の形態2として、図5A、図5Bに示すように配信元情報93が第2のDRMシステム環境下のメモリカード13に保持されている場合の動作を説明する。保持しているコンテンツデータに関する権利データを取得し、メモリカード13において第2のDRMシステムによるコンテンツ取扱い管理に従ってコンテンツを利用する場合、まず、携帯端末装置11は、メモリカード13より配信元情報93を取得し、この配信元情報93に基づいて権利データの配信元であるサーバ12にアクセスして権利データを取得する。そして、取得した権利データを第2のDRMシステムに適合するように適宜変換し、変換後の権利データ92をメモリカード13へエクスポートする。携帯端末装置11にコンテンツデータ91が保持されている場合は、復号化及び暗号化、場合によってデータフォーマット変換を行い、第2のDRMシステムに準拠して暗号化したコンテンツデータ91Aをメモリカード13へエクスポートする。

図7は実施の形態2におけるコンテンツの権利データを更新する際の動作手順を示すフローチャートである。ここでは、コンテンツの利用回数などの権利データの利用権限が消費されて消滅した際に、追加の利用権限を得るために再発行された権利データを取得する例を説明する。

携帯端末装置11の使用者の操作に基づき、権利データの更新が指示される

と、コンテンツ管理部66は、メモリカードインターフェース部64を介してメモリカード13にアクセスして権利データの配信元情報を要求し（ステップS701）、メモリカード13から該当する権利データの配信元情報を取得する（ステップS702）。ダウンロード部65は、前記取得した配信元情報に基づいて、権利データを保持するサーバ12にアクセスし、権利データの配信を要求する（ステップS703）。

サーバ12の制御部81は、送受信部82を介して権利データの配信要求を受信する（ステップS704）。そして、制御部81の権利データ提供部86は、配信要求のあったコンテンツを特定し、再発行可能である場合は当該コンテンツに対応する権利データを再発行して準備する（ステップS705）。次いで、配信部87は、権利データを携帯端末装置11へ配信する（ステップS706）。

携帯端末装置11のダウンロード部65は、配信された権利データを受信し（ステップS707）、携帯端末装置11のメモリ63へ格納する。コンテンツ管理部66は、メモリ63に格納された権利データを取得し（ステップS708）、権利データに基づいてコンテンツの取扱いに関する管理を行う。ここで、携帯端末装置11においてコンテンツデータの再生等を行う場合は、取得した権利データ及びコンテンツデータの復号化などを行った後に、権利データに基づいてコンテンツの利用を実行し、再生などの処理を行う。

次に、携帯端末装置11からメモリカード13へ権利データをエクスポートする場合に、コンテンツ管理部66は、取得した権利データを復号化する（ステップS709）。なお、コンテンツの利用のために既に権利データが復号化されている場合はこのステップを省略する。そして、コンテンツ変換部67は、復号化された生データの権利データをエクスポート先であるメモリカード13のDRMシステムに適合するように変換する（ステップS710）。

その後、コンテンツ変換部67は、変換後の権利データをメモリカード13で用いられる第2のDRMシステムにおける暗号鍵によって暗号化する（ステ

ップS 7 1 1)。また、図5 Bのようにコンテンツデータをメモリカード1 3へエクスポートする場合は、コンテンツ管理部6 6は、権利データの対象となるコンテンツデータをメモリ6 3から取得して復号化を行う。そして、コンテンツ変換部6 7は、復号化された生データのコンテンツデータをメモリカード1 3で用いられる第2のDRMシステムにおける暗号鍵によって暗号化する。なお、図5 Aのようにメモリカード1 3においてコンテンツデータが保持されている場合は上記ステップを省略する。

このようにサーバ1 2より再発行されて配信され、携帯端末装置1 1でダウンロードされて第2のDRMシステムに適合するように変換された権利データは、制御部6 1のコンテンツ変換部6 7から出力されてメモリカードインターフェース部6 4を介してメモリカード1 3へエクスポートされ(ステップS 7 1 2)、カード内の記憶領域に格納されて記録される。なお、コンテンツデータをエクスポートする場合は権利データと同様にエクスポートする。メモリカード1 3においては、上記のように取得した権利データによって利用権限などを更新し、エクスポートされたコンテンツデータを利用することができる。

上記実施の形態2では、権利データの配信元情報がメモリカード1 3内に格納されているため、権利データを更新するときには、コンテンツのエクスポート元の携帯端末装置だけでなく、他の携帯端末装置であっても権利データ更新動作を実行可能である。つまり、メモリカード自身が権利データの配信元情報を保持しているので、どの機器にメモリカードを装着しても権利データの更新が行える。図5 Aのように権利データの対象となるコンテンツデータがメモリカード1 3に格納されている場合は、コンテンツのエクスポート処理を行う必要がなく、メモリカード1 3における第2のDRMシステムで暗号化されているコンテンツデータをそのまま利用できる。

なお、上記の権利データ更新動作において権利データを再配信する場合、権利データは以前配信した権利データと必ずしも同じである必要はない。例えば、サーバ側で再配信する権利データの利用条件を変更するように設定してもよ

いし、再配信時における携帯端末装置やメモリカード等の配信先の情報に基づいて権利データを設定し直してもよい。

また、本実施の形態2において、権利データは、コンテンツに対応して1種類だけ設けるものに限らず、1つのコンテンツデータに対して複数の権利データ

5 タを設けることも可能である。さらに、DRMシステムごとに異なる利用条件を設定することもできる。例えば、権利データの更新に課金する場合、詳細に分類された利用条件に応じて詳細な料金設定が可能となる。また、利用料金の

10 分配などについても、エクスポート先やエクスポート許可回数などの複雑な利用条件に応じて詳細に設定することができる。また、複合コンテンツなどにおいて、例えば音楽コンテンツの曲の再生と歌詞の表示に関するものなど、1つの

 権利データの中に複数の取扱い許可情報を設けることも可能である。

また、コンテンツのエクスポート先としては、メモリカードに限らず、コンテンツデータを記録する記録媒体、コンテンツデータの再生等の利用を行う機器、コンピュータにより動作するコンテンツデータの再生プログラム等の

15 コンテンツ利用プログラムなど、他のDRMシステムに準拠するものであればいずれにも適用可能である。また、エクスポート先は、無線や有線の通信手段により接続された外部の機器や記録媒体であってもよい。

また、コンテンツデータや権利データは、携帯端末装置によりサーバからダウンロードする場合に限らず、電子メールなどでプッシュ（送付）されてきた

20 データを取得する場合なども同様に適用可能である。

以上のように本実施の形態2では、携帯端末装置によりサーバからコンテンツをダウンロードしてメモリカードへエクスポートする際、エンドユーザであるコンテンツの利用者等において、権利データの配信元情報に基づいて、コンテンツデータとは別に権利データを取得したり、以前取得した利用権限が消滅

25 した場合などに権利データを再取得するなど、適宜権利データを取得してエクスポート先で更新することができる。このため、利用者の要求などに応じて権利データを取得し、エクスポートしたコンテンツデータを利用可能にすること

ができる。

(実施の形態3)

次に、実施の形態3として、上記取扱い許可情報を用いて権利データを変換する際の変換規則の具体例を説明する。上記説明では、権利データには、著作権保護のためのコンテンツの利用についての許可、制限などを含む利用条件、利用権限等を記述した著作権情報が含まれることを述べたが、以下の説明では、コンテンツの利用についての許可、制限などをより具体的に記述する取扱い許可情報を用いて権利データを変換する際の変換規則について詳述する。また、本実施の形態では、取扱い許可情報に設定されるコンテンツの利用方法に関連する利用期間や利用回数等を制限する上記制限情報として利用制限情報を設定する。なお、本実施の形態3のコンテンツ配信システムは、図1～図3に示した携帯端末装置11、サーバ12及びメモリカード13と同様の構成であるため、その図示と構成説明は省略する。

取扱い許可情報は、コンテンツの利用方法及び、その利用方法に対応する利用許可及び利用不許可等を設定するための情報であり、上記権利データに含まれる。上記携帯端末装置11では、エクスポート先である上記メモリカード13にコンテンツをエクスポートする際に、コンテンツ変換部67が、コンテンツ管理部66で復号化された権利データに含まれる取扱い許可情報の設定内容に基づいて権利データを変換する。

次に、デジタルコンテンツは、その種別として大きく以下のように2つに分類することができる。

1. 利用方法が1種類のみデジタルコンテンツ種別

例：オーディオ／メロディ／ビデオ等：利用方法＝「再生」のみ

JAVAアプリ／プログラム等：利用方法＝「実行」のみ

2. 利用方法が2種類のデジタルコンテンツ種別

例：壁紙／書籍／資料等：利用方法＝「実行」及び「印刷」

また、DRMの権利記述モデルとして、大きく以下のように3つに分類する

ことができる。

1. 権利許可モデル：「どのような利用方法を許可するか」を記述する。

「再生（不）許可」&「表示（不）許可」&「印刷（不）許可」&「実行（不）許可」のように、全ての取扱い許可情報に関する「許可」及び「不許可」のA

5 ND条件で記述する。

例：a. 「再生許可」&「表示不許可」&「印刷不許可」&「実行不許可」

b. 「再生不許可」&「表示許可」&「印刷許可」&「実行不許可」

2. 権利許可+利用制限モデル：「どのような利用方法をどのような制限で許可するか」を記述する。

10 例：a. 「再生許可：5回まで」&「表示不許可」&「印刷不許可」&「実行不許可」

b. 「再生不許可」&「表示許可：a年b月c日からf年g月h日まで」
&「印刷許可：2回まで」&「実行許可」

3. 利用制限モデル：「どのような制限で（どの）利用方法を許可するか」
15 を記述する。以下の例のように、全ての「権利許可+利用制限モデル」に帰着させることができる。

例：a. オーディオコンテンツで「5回までの利用制限」の場合

オーディオコンテンツの利用方法は「再生」に限られるので、暗黙に「再生許可」が記述されていると考える。

20 「5回までの利用制限」→「再生許可：5回まで」&「表示不許可」
&「実行不許可」

b. 壁紙コンテンツで「2003年1月1日から2003年12月31日までの利用制限」の場合

壁紙コンテンツの利用方法は「表示」「印刷」が考えられるので、
25 暗黙に「表示許可」「印刷許可」が記述されていると考える。

「2003年1月1日から2003年12月31日までの利用制限」

→「再生不許可」&「表示許可：2003年1月1日から2003年12月31日まで」&「印刷許可：2003年1月1日から2003年12月31日まで」&「印刷許可：2回まで」&「実行不許可」

- c. 壁紙コンテンツで「2003年1月1日から2003年12月31日までの利用制限」と「5回までの印刷回数制限」の場合

→「再生不許可」&「表示許可：2003年1月1日から2003年12月31日まで」&「印刷許可：5回まで」&「実行不許可」

以上の「コンテンツ種別」と「DRMの権利記述モデル」の組み合わせとしては、以下の通りとなる。

- 10 1. 利用方法が1種類のみコンテンツ種別の場合
- 1-A：権利許可モデル
 - 1-B：権利許可+利用制限モデル
 - 1-C：利用制限モデル
- 15 2. 利用方法が2種類のコンテンツ種別の場合（2つの利用方法を、X（第1の利用方法）とY（第2の利用方法）と記述する）
- 2-A：権利許可モデル（2種類の利用方法を両方とも個別にサポート）
 - 2-B：権利許可モデル（2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート）
 - 2-C：権利許可モデル（2種類の利用方法の片方(X)のみサポート）
 - 20 2-D：権利許可モデル（2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート）
 - 2-E：権利許可+利用制限モデル（2種類の利用方法を両方とも個別にサポート）
 - 2-F：権利許可+利用制限モデル
（2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート）
 - 25 2-G：権利許可+利用制限モデル（2種類の利用方法の片方(X)のみサポート）
 - 2-H：権利許可+利用制限モデル（2種類の利用方法の片方(Y)のみサ

ポート)

2-I : 利用制限モデル

(2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート)

2-J : 利用制限モデル

5 (2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート)

2-K : 利用制限モデル

(2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート)

2-L : 利用制限モデル

(2種類の利用方法の片方(Y)のみに関する制限をサポート)

10 したがって、「エクスポート元DRMの権利記述モデル」と「エクスポート先DRMの権利記述モデル」の組み合わせのうち、利用方法が1種類のみのコンテンツ種別の場合は、以下の表1に示す通りとなる。表1では、それぞれの組み合わせを識別するため、ケース1-1~1-9を設定している。

【表1】

エクスポート元DRMの権利記述モデル	エクスポート先DRMの権利記述モデル	ケース
1-A : 権利許可モデル	1-A : 権利許可モデル	1-1
	1-B : 権利許可+利用制限モデル	1-2
	1-C : 利用制限モデル	1-3
1-B : 利用制限+利用制限モデル	1-A : 権利許可モデル	1-4
	1-B : 権利許可+利用制限モデル	1-5
	1-C : 利用制限モデル	1-6
1-C : 利用制限モデル	1-A : 権利許可モデル	1-7
	1-B : 権利許可+利用制限モデル	1-8
	1-C : 利用制限モデル	1-9

15 また、「エクスポート元DRMの権利記述モデル」と「エクスポート先DRMの権利記述モデル」の組み合わせのうち、利用方法が2種類のコンテンツ種別の場合(2つの利用方法を、XとYと標記する)は、以下の表2に示す通りとなる。表2では、それぞれの組み合わせを識別するため、ケース2-1~2-144を設定している。

20 【表2】

エクスポート元 DRM の権利記述モデル	エクスポート先 DRM の権利記述モデル	ケース
2-A : 権利許可モデル (2種類の利用方法を 両方とも個別にサ ポート)	2-A : 権利許可モデル (2種類の利用方法を 両方とも個別にサポート)	2-1
	2-B : 権利許可モデル (2種類の利用方法を 区別せず1つとしてサポート)	2-2
	2-C : 権利許可モデル (2種類の利用方法の 片方(X)のみサポート)	2-3
	2-D : 権利許可モデル (2種類の利用方法の 片方(Y)のみサポート)	2-4
	2-E : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法を両方とも個別にサポート)	2-5
	2-F : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-6
	2-G : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法の片方(X)のみサポート)	2-7
	2-H : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-8
	2-I : 利用制限モデル (2種類の利用方法に 関する制限を両方とも個別にサポート)	2-9
	2-J : 利用制限モデル (2種類の利用方法に 関する制限を区別せず1つとしてサポ ート)	2-10
	2-K : 利用制限モデル (2種類の利用方法の 片方(X)のみに関する制限をサポート)	2-11
	2-L : 利用制限モデル (2種類の利用方法の 片方(Y)のみに関する制限をサポート)	2-12
2-B : 権利許可モデル (2種類の利用方法 を区別せず1つとし てサポート)	2-A : 権利許可モデル (2種類の利用方法を 両方とも個別にサポート)	2-13
	2-B : 権利許可モデル (2種類の利用方法を 区別せず1つとしてサポート)	2-14
	2-C : 権利許可モデル (2種類の利用方法の 片方(X)のみサポート)	2-15
	2-D : 権利許可モデル (2種類の利用方法の 片方(Y)のみサポート)	2-16
	2-E : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法を両方とも個別にサポート)	2-17
	2-F : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-18
	2-G : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法の片方(X)のみサポート)	2-19
	2-H : 権利許可+利用制限モデル (2種類の	2-20

	利用方法の片方(Y)のみサポート)	
	2-I : 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート)	2-21
	2-J : 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート)	2-22
	2-K : 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート)	2-23
	2-L : 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみに関する制限をサポート)	2-24
2-C : 権利許可モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-A : 権利許可モデル (2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-25
	2-B : 権利許可モデル (2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-26
	2-C : 権利許可モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-27
	2-D : 権利許可モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-28
	2-E : 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-29
	2-F : 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-30
	2-G : 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-31
	2-H : 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-32
	2-I : 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート)	2-33
	2-J : 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート)	2-34
	2-K : 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート)	2-35
	2-L : 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみに関する制限をサポート)	2-36
2-D : 権利許可モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-A : 権利許可モデル (2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-37
	2-B : 権利許可モデル (2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-38
	2-C : 権利許可モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-39
	2-D : 権利許可モデル (2種類の利用方法の	2-40

	片方(Y)のみサポート)	
	2-E: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-41
	2-F: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-42
	2-G: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-43
	2-H: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-44
	2-I: 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート)	2-45
	2-J: 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート)	2-46
	2-K: 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート)	2-47
	2-L: 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみに関する制限をサポート)	2-48
2-E: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-A: 権利許可モデル (2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-49
	2-B: 権利許可モデル (2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-50
	2-C: 権利許可モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-51
	2-D: 権利許可モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-52
	2-E: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-53
	2-F: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-54
	2-G: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-55
	2-H: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-56
	2-I: 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート)	2-57
	2-J: 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート)	2-58
	2-K: 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート)	2-59
	2-L: 利用制限モデル (2種類の利用方法の	2-60

	片方(Y)のみに関する制限をサポート)	
2-F：権利許可＋利用制限モデル(2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-A：権利許可モデル(2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-61
	2-B：権利許可モデル(2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-62
	2-C：権利許可モデル(2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-63
	2-D：権利許可モデル(2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-64
	2-E：権利許可＋利用制限モデル(2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-65
	2-F：権利許可＋利用制限モデル(2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-66
	2-G：権利許可＋利用制限モデル(2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-67
	2-H：権利許可＋利用制限モデル(2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-68
	2-I：利用制限モデル(2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート)	2-69
	2-J：利用制限モデル(2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート)	2-70
	2-K：利用制限モデル(2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート)	2-71
	2-L：利用制限モデル(2種類の利用方法の片方(Y)のみに関する制限をサポート)	2-72
	2-G：権利許可＋利用制限モデル(2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-A：権利許可モデル(2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)
2-B：権利許可モデル(2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)		2-74
2-C：権利許可モデル(2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)		2-75
2-D：権利許可モデル(2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)		2-76
2-E：権利許可＋利用制限モデル(2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)		2-77
2-F：権利許可＋利用制限モデル(2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)		2-78
2-G：権利許可＋利用制限モデル(2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)		2-79
2-H：権利許可＋利用制限モデル(2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)		2-80

	2-I：利用制限モデル（2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート）	2-81
	2-J：利用制限モデル（2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート）	2-82
	2-K：利用制限モデル（2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート）	2-83
	2-L：利用制限モデル（2種類の利用方法の片方(Y)のみに関する制限をサポート）	2-84
2-H：権利許可+利用制限モデル（2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート）	2-A：権利許可モデル（2種類の利用方法を両方とも個別にサポート）	2-85
	2-B：権利許可モデル（2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート）	2-86
	2-C：権利許可モデル（2種類の利用方法の片方(X)のみサポート）	2-87
	2-D：権利許可モデル（2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート）	2-88
	2-E：権利許可+利用制限モデル（2種類の利用方法を両方とも個別にサポート）	2-89
	2-F：権利許可+利用制限モデル（2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート）	2-90
	2-G：権利許可+利用制限モデル（2種類の利用方法の片方(X)のみサポート）	2-91
	2-H：権利許可+利用制限モデル（2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート）	2-92
	2-I：利用制限モデル（2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート）	2-93
	2-J：利用制限モデル（2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート）	2-94
	2-K：利用制限モデル（2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート）	2-95
	2-L：利用制限モデル（2種類の利用方法の片方(Y)のみに関する制限をサポート）	2-96
	2-I：利用制限モデル（2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート）	2-A：権利許可モデル（2種類の利用方法を両方とも個別にサポート）
2-B：権利許可モデル（2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート）		2-98
2-C：権利許可モデル（2種類の利用方法の片方(X)のみサポート）		2-99
2-D：権利許可モデル（2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート）		2-100

	2-E: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-101
	2-F: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-102
	2-G: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-103
	2-H: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-104
	2-I: 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート)	2-105
	2-J: 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート)	2-106
	2-K: 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート)	2-107
	2-L: 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみに関する制限をサポート)	2-108
2-J: 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート)	2-A: 権利許可モデル (2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-109
	2-B: 権利許可モデル (2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-110
	2-C: 権利許可モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-111
	2-D: 権利許可モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-112
	2-E: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を両方とも個別にサポート)	2-113
	2-F: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-114
	2-G: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみサポート)	2-115
	2-H: 権利許可+利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-116
	2-I: 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を両方とも個別にサポート)	2-117
	2-J: 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート)	2-118
	2-K: 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート)	2-119
	2-L: 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみに関する制限をサポート)	2-120

2-K : 利用制限モデル (2種類の利用方法 の片方(X)のみに関する 制限をサポート)	2-A : 権利許可モデル (2種類の利用方法を 両方とも個別にサポート)	2-121
	2-B : 権利許可モデル (2種類の利用方法を 区別せず1つとしてサポート)	2-122
	2-C : 権利許可モデル (2種類の利用方法の 片方(X)のみサポート)	2-123
	2-D : 権利許可モデル (2種類の利用方法の 片方(Y)のみサポート)	2-124
	2-E : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法を両方とも個別にサポート)	2-125
	2-F : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-126
	2-G : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法の片方(X)のみサポート)	2-127
	2-H : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-128
	2-I : 利用制限モデル (2種類の利用方法に 関する制限を両方とも個別にサポート)	2-129
	2-J : 利用制限モデル (2種類の利用方法に 関する制限を区別せず1つとしてサポ ート)	2-130
	2-K : 利用制限モデル (2種類の利用方法の 片方(X)のみに関する制限をサポート)	2-131
	2-L : 利用制限モデル (2種類の利用方法の 片方(Y)のみに関する制限をサポート)	2-132
2-L : 利用制限モデル (2種類の利用方法 の片方(Y)のみに関する 制限をサポート)	2-A : 権利許可モデル (2種類の利用方法を 両方とも個別にサポート)	2-133
	2-B : 権利許可モデル (2種類の利用方法を 区別せず1つとしてサポート)	2-134
	2-C : 権利許可モデル (2種類の利用方法の 片方(X)のみサポート)	2-135
	2-D : 権利許可モデル (2種類の利用方法の 片方(Y)のみサポート)	2-136
	2-E : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法を両方とも個別にサポート)	2-137
	2-F : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法を区別せず1つとしてサポート)	2-138
	2-G : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法の片方(X)のみサポート)	2-139
	2-H : 権利許可+利用制限モデル (2種類の 利用方法の片方(Y)のみサポート)	2-140
	2-I : 利用制限モデル (2種類の利用方法に	2-141

	関する制限を両方とも個別にサポート)	
	2-J: 利用制限モデル (2種類の利用方法に関する制限を区別せず1つとしてサポート)	2-142
	2-K: 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(X)のみに関する制限をサポート)	2-143
	2-L: 利用制限モデル (2種類の利用方法の片方(Y)のみに関する制限をサポート)	2-144

次に、上記表1に示したケース1-1~1-9の場合について、権利変換時の変換規則を以下に述べる。なお、以下の規則は、あくまで一般的な規則であり、別途指示等がある場合は、指示に従った権利変換を行うものとする。

上記ケース1-1の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

- 5 1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元とエクスポート先の両方に存在する場合、
- 1-1. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報は
- 10 全て「不許可」を設定する）。
- 1-2. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。
2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。
- 15 3. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース1-2の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元とエクスポート先両方に存在する場合
- 20 1-1. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換

換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報には全て「不許可」を設定する）。

5 1-2. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 3. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース1-3の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在する場合

15 1-1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元で「許可」の場合、エクスポート先の当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する（但し、その他の利用制限情報については、「利用できない」ことを意味する内容に設定する）。

20 1-2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元で「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース1-4の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

25 1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元とエクスポート先の両方に存在する場合

1-1. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」の場合

1-1-1. エクスポート元の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

5 1-1-2. エクスポート元の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

1-2. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「不許可」の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

3. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース1-5の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

15 1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元とエクスポート先の両方に存在する場合

1-1. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」である場合

1-1-1. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を継承し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換する（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

25 1-1-2. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を継承し、かつ利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-1-3. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

1-2. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「不許可」であれば、権利
5 データ全体のエクスポートを行わない。

2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

3. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 次に、上記ケース1-6の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在する場合

1-1. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」である場合

1-1-1. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できる場合は、
15 同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-1-2. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

20 1-1-3. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

1-2. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

25 2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記1-7の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で、当該コンテンツに関連する利用制限情報が全て「制限なし」の場合

1-1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存在する場合は、当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元の利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 次に、上記ケース1-8の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先DRMに存在する場合

1-1. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-3. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート

先DRMに存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース1-9の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で、当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限情報が存在している場合

5 1-1. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポート

10 トする。

1-3. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

15 2. エクスポート元で、当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限情報が存在していない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記表2に示したケース2-1~2-144の場合について、権利変換時の変換規則を以下に述べる。なお、以下の規則は、あくまで一般的な規則であり、別途指示等がある場合は、指示に従った権利変換を行うものとする。また、後述する各ケース2-xxxに関する具体例では、エクスポート元DRMもしくはエクスポート先DRMが、当該コンテンツに関連する2つの利用方法の取扱い許可情報もしくは利用制限情報をどちらもサポートしていない場合については、「エクスポートを行わない」ことが明白であるため、特に記述しない。

次に、上記ケース2-1の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

25 1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報のうち少なくとも1つ以上が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該2つの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする

(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が2つとも「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

5 次に、上記ケース2-2の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報の両方が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を許可に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

10 2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報の少なくとも1つが「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-3の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-4の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

20 1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-5の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報のうち少

なくとも1つ以上が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該2つの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）の取扱い許可情報が2つとも「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-6の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

10 1. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）の取扱い許可情報の両方が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該2つの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）の取扱い許可情報の少なくとも1つが「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-7の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

20 1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」であれば、

権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-8の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。
- 10 2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-9の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報のうち少なくとも1つ以上が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該「許可」利用方法の利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。
- 15 2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が2つとも「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-10の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報の両方が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該「許可」利用方法の利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。
- 20 2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報の少なくとも1つが「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。
- 25

次に、上記ケース 2-1 1 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法 X の取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法 X の利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。

2. エクスポート元で利用方法 X の取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース 2-1 2 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法 Y の取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法 Y の利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。

2. エクスポート元で利用方法 Y の取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

- 次に、上記ケース 2-1 3 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で 2 つの利用方法 (X, Y) を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該 2 つの取扱い許可情報 (X, Y) の内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする (但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で 2 つの利用方法 (X, Y) を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース 2-1 4 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で 2 つの利用方法 (X, Y) を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該 2 つの利用方法 (X, Y) を表す取扱い許可情報の内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする (但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-15の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 次に、上記ケース2-16の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

15 2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-17の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報の内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

25 2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-18の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報の内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用
5 制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 次に、上記ケース2-19の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て
15 「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

20 次に、上記ケース2-20の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て
25 「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-21の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該「許可」利用方法の利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-22の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して当該「許可」利用方法の利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-23の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-24の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

5 する。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-25の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

15 次に、上記ケース2-26の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-27の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

25 次に、上記ケース2-28の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-29の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」であれば、エ

クスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する

5 (但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-30の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わ

10 ない。

次に、上記ケース2-31の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い

15 許可情報に対する利用制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する

(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」であれば、

20 権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-32の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-33の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの利用制限情報について全て「制限なし」と

25 設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-34の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

5 次に、上記ケース2-35の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。

10 2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-36の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-37の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

15 1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」であれば、
20 権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-38、2-39の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-40の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」であれば、
25 エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-41の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-42、2-43の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

- 次に、上記ケース2-44の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

- 次に、上記ケース2-45の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの利用制限情報について全て「制限なし」と

設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

5 次に、上記ケース2-46、2-47の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-48の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの利用制限情報について全て「制限なし」と
10 設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-49の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

15 1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報の両方が「許可」である場合

1-1. エクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法X, Y両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。
20

1-2. エクスポート元の利用方法Xの取扱い許可情報に対する利用制限情報は全て「制限なし」で、かつ、エクスポート元の利用方法Yの取扱い許可情報に対する利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。
25

1-3. エクスポート元の利用方法Yの取扱い許可情報に対する利用制限情報は全て「制限なし」で、かつ、エクスポート元の利用方法Xの取扱い許可情報に対する利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4. エクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報で両方ともに、1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

10 2. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）の取扱い許可情報のどちらか一方が「許可」である場合

2-1. エクスポート元の「許可」となっている当該取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2-2. エクスポート元の「許可」となっている当該取扱い許可情報に対する利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

20 3. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）の取扱い許可情報が2つとも「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-50の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）の取扱い許可情報の両方が「許可」である場合

25 1-1. エクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、

エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートは行
5 わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報で1つでも「不許可」のものがある場合は、権利データ全体のエクスポートは行わない。
次に、上記ケース2-5 1の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」である場合

10 1-1. エクスポート元の利用方法Xの取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

15 1-2. エクスポート元の利用方法Xの取扱い許可情報に対する利用制限情報が1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

20 次に、上記ケース2-5 2の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」である場合

25 1-1. エクスポート元のYの取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の利用方法Yの取扱い許可情報に対する利用制限情

報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

5 次に、上記ケース2-53の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報の両方が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方

法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で
5 はエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRM
の利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用
制限が実現できない場合

1-3-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制
限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合
10 は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ
利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の
利用制限となる設定を行い、利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容
はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内
容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクス
15 ポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-3-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制
限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場
合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方
法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制
20 限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクス
ポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報
の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-4-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可
25 情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述
が可能な場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に
設定し、かつ利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエク

スポーツ元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報のみが「許可」である場合

2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で

5 エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

10 2-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

15 2-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

3. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報のみが「許可」である場合

20 3-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

25 3-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

3-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

3-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

4. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の両方の取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-54の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報の両方が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMでエクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMでエクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMでエクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート

ト元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMでエクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法（X， Y）の取扱い許可情報のうち少なくとも1つ以上が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 次に、上記ケース2-55の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

20 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制

限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

5 次に、上記ケース2-56の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

15 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

25 2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-57の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報の両方が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定する5 ように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート10 元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート15 元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

1-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの利20 用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-3-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたで25 できるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-3-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート

元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

1-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

5 1-4-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびYの利用制限情報内容をエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

10 1-4-2. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYのどちらか1つでもエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能であれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報のみが「許可」である場合

15 2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先の利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

20 2-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先の利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

2-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全

体のエクスポートを行わない。

3. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報のみが「許可」である場合

3-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元と
5 同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先の利用方法Yの利用制限
情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

3-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元
と同等の利用制限が実現できない場合

10 3-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート
元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先
の利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳し
くしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換して
エクスポートする。

15 3-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート
元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全
体のエクスポートを行わない。

4. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報の両方が「不
許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

20 次に、上記ケース2-58の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報の両方が
「許可」である場合

1-1. エクスポート先でエクスポート元の2つの利用方法(X, Y)の利
用制限と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するよう
25 に、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先でエクスポート元の2つの利用方法(X, Y)の利
用制限と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先でエクスポート元の2つの利用方法(X, Y)の利用制限に対して、利用制限を厳しくする方向での記述が可能である場合は、利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 5 1-2-2. エクスポート先でエクスポート元の2つの利用方法(X, Y)の利用制限に対して、利用制限を厳しくする方向での記述が不可能である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報のうち少なくとも1つが「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行
10 わない。

次に、上記ケース2-59の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先の利用方法Xの利用制限情
15 報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート
20 元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先の利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート
25 元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」である場合

は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-60の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」である場合

- 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元と
5 同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先の利用方法Yの利用制限
情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データ
を変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元
と同等の利用制限が実現できない場合

- 10 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート
元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先
の利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳し
くしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換して
エクスポートする。

- 15 1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート
元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全
体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」である場合
は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

- 20 次に、上記ケース2-61の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許
可」である場合

- 1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制
限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法X, Y両方の取扱い許可
25 情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートす
る(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」
を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

5 次に、上記ケース2-62の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」
10 に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不
15 許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-63の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制
20 限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも
25 「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-64の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)を表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-65の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ

利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-3-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-3-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制

限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

- 5 1-4-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定する
- 10 定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

- 1-4-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクス
- 15 ポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクス
- 20 ポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

- 1-4-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクス
- 25 ポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクス

ポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述
5 が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-66の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「許可」
10 である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。
15

1-2. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能
20 なる場合は、当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。
25

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-67の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-68の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-69の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの利

用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-3-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-3-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-4-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、

エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびYの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 5 1-4-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定
- 10 するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 1-4-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報内容はエクス
- 15 ポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 1-4-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

- 20 2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-70の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「許可」である場合

- 25 1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-71の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「不許可」

である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース 2-72 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「許可」である場合

5 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

10 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

15 1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース 2-73 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

20 1. エクスポート元で利用方法Xを表す取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、
25 エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも

「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xを表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-74の場合は、権利データ全体のエクスポートを行
5 ない。

次に、上記ケース2-75の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xを表す取扱い許可情報が「許可」である場
合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制
10 限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容
を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、
エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定す
る）。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも
15 「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xを表す取扱い許可情報が「不許可」であ
れば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-76の場合は、権利データ全体のエクスポートを行
ない。

次に、上記ケース2-77の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、
エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Xの取扱い許
可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利
25 データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い
許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、

エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法Xの
5 取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場
10 合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-78の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わ
15 ない。

次に、上記ケース2-79の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Xの取扱い許可
20 情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

25 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、当該取扱い許可

情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

- 5 1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

- 10 次に、上記ケース2-80の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-81の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」である場合

- 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元
15 と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

- 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート
20 元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート
25 元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」である場合

は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-82の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-83の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

- 5 1. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「許可」である場合
 - 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。
 - 1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元
 - 10 と同等の利用制限が実現できない場合
 - 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。
 - 15 1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。
2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。
- 20 次に、上記ケース2-84の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。
- 次に、上記ケース2-85の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。
 1. エクスポート元で利用方法Yを表す取扱い許可情報が「許可」である場合
- 25 1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、

エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

- 5 2. エクスポート元で利用方法Yを表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-86とケース2-87の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-88の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

- 10 1. エクスポート元で利用方法Yを表す取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、
15 エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

- 20 2. エクスポート元で利用方法Yを表す取扱い許可情報が「不許可」であれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-89の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」である場合

- 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利
25 データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

10 1-2-2. 先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

15 次に、上記ケース2-90とケース2-91の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-92の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、
20 エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、
25 エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. 先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Y

の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-93の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」である場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-94とケース2-95の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-96の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「許可」である場合

5 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

10 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

15 1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-97の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

20 1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が両方について存在する場合

1-1. エクスポート元の2つの利用方法についての利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対してX, Y両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但
25 し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の利用方法Xについての利用制限情報は全て「制限

なし」で、かつ、エクスポート元の利用方法Yについての利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-3. エクスポート元の利用方法Yについての利用制限情報は全て「制限なし」で、かつ、エクスポート元の利用方法Xについての利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4. エクスポート元の2つの利用方法（X，Y）についての利用制限情報で両方ともに、1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）についての利用制限情報がどちらか一方についてのみ存在する場合

2-1. エクスポート元の利用制限情報が存在する方の利用方法についての利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2-2. エクスポート元の利用制限情報が存在する方の利用方法についての利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

3. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）についての利用制限情報が両方について存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-98の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法 (X, Y) についての利用制限情報が両方について存在する場合

1-1. エクスポート元の2つの利用方法 (X, Y) についての利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法 X, Y に関する取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする (但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の2つの利用方法 (X, Y) についての利用制限情報でどちらかの利用方法について1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法 (X, Y) についての利用制限情報が少なくともどちらか一方について存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース 2-99 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法 X についての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート元の利用方法 X についての利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法 X に関する取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする (但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の利用方法 X についての利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

2. エクスポート元で利用方法 X についての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース 2-100 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法 Y についての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート元の利用方法Yについての利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yに関する取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の利用方法Yについての利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、エクスポートは行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-101の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が両方について存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容

はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

10 1-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

15 1-3-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

20 1-3-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-4-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述
5 が可能な場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

10 1-4-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Xの取扱い
15 許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

20 1-4-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い
25 許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変更してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報についてのみ存在
5 する場合

2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するよ
10 うに、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

2-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制
15 限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱
20 い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

2-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

3. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報についてのみ存在
25 する場合

3-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Yの取扱い許

可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

5 3-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

3-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート
10 先の利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

3-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制
15 限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

4. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が両方について存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-102の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。
20

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が両方について存在する場合

1-1. エクスポート先DRMでエクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行ってエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い
25

許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート先DRMでエクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMでエクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2-2. エクスポート先DRMでエクスポート元の2つの取扱い許可情報に対する利用制限情報よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が少なくともどちらか一方について存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-103の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在する場合
1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行ってエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート先DRMの用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-104の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限に設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつエクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対

して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-105の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

1-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの利

用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-3-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-3-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

1-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-4-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびYの利用制限情報内容をエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-4-2. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYのどちらか1つでもエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能であれば、権利データ全体のエクスポートは行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報についてのみ存在する場合

2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先の利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元と

同等の利用制限が実現できない場合

2-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先の利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

2-2-3. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 3. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報についてのみ存在する場合

3-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先の利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

3-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

3-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先の利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

3-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

4. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が両方について存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-106の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が両方について存在する場合
- 5 1-1. エクスポート先でエクスポート元の2つの利用方法(X, Y)の利用制限と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。
- 1-2. エクスポート先でエクスポート元の2つの利用方法(X, Y)の利用制限と同等の利用制限が実現できない場合
- 10 1-2-1. エクスポート先でエクスポート元の2つの利用方法(X, Y)の利用制限に対して、利用制限を厳しくする方向での記述が可能である場合は、利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。
- 1-2-2. エクスポート先でエクスポート元の2つの利用方法(X, Y)
- 15 の利用制限に対して、利用制限を厳しくする方向での記述が不可能である場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。
2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が少なくともどちらか一方について存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。
- 20 次に、上記ケース2-107の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。
1. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在する場合
- 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先の利用方法Xの利用制限
- 25 情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。
- 1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限ではエクスポート元

と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先の利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 2. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-108の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在する場合

15 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先の利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

20 1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

25 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先の利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全

体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-109の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。
5

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法X, Y両方の取扱い許可
10 情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。
15

次に、上記ケース2-110の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在する場合
20

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。
25

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が

存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース 2-111 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で 2 つの利用方法 (X, Y) についての利用制限情報が
5 存在する場合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法 X の取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする (但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定す
10 る)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に 1 つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で 2 つの利用方法 (X, Y) についての利用制限情報が
存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース 2-112 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で 2 つの利用方法 (X, Y) についての利用制限情報が
存在する場合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法 Y の取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする (但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定す
20 る)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に 1 つでも
25 「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で 2 つの利用方法 (X, Y) についての利用制限情報が
存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース 2-113 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法 (X, Y) についての利用制限情報が存在する場合

5 1-1. エクスポート先 DRM の利用方法 X および Y 両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法 X および Y 両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする (但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

10 1-2. エクスポート先 DRM の利用方法 X の取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先 DRM の利用方法 Y の取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

15 1-2-1. エクスポート先 DRM の利用方法 Y の取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法 X および Y 両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法 X 許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法 Y の取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定
20 するように、権利データを変換してエクスポートする (但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

25 1-2-2. エクスポート先 DRM の利用方法 Y の取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法 X の取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法 X の取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする (但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

- 5 1-3-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

- 10 1-3-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

- 15 1-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

- 20 1-4-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-4-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

10 1-4-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

20 1-4-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）についての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-114の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

25 1. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）についての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）についての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-115の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法（X，Y）についての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い

許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

- 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在しない場合は、エクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-116の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在する場合

- 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

- 1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制

限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-117の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

15 1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

20 1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

25 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 5 1-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-3-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-3-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

20 1-4-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法XおよびYの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

25 1-4-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しく

する方向での記述が不可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

5 1-4-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、利用方法Yの利用制限情報はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

10 1-4-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

15 次に、上記ケース2-118の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在する場合

20 1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

25 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法XおよびYの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-119の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在する場合

- 10 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

- 15 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 20 1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

- 25 次に、上記ケース2-120の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元
5 と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

10 1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)についての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

15 次に、上記ケース2-121の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、
20 エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

25 2. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-122の場合は、権利データ全体のエクスポートを行

わない。

次に、上記ケース 2-123 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法 X についての利用制限情報が存在する場合
- 5 1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法 X の取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。
- 10 1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に 1 つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。
2. エクスポート元で利用方法 X についての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

- 次に、上記ケース 2-124 の場合は、権利データ全体のエクスポートを行
- 15 わない。

次に、上記ケース 2-125 の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法 X についての利用制限情報が存在する場合
- 1-1. エクスポート先 DRM の利用方法 X の取扱い許可情報の利用制限で、
- 20 エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法 X の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。
- 1-2. エクスポート先 DRM の利用方法 X の取扱い許可情報の利用制限で、
- 25 エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合
- 1-2-1. エクスポート先 DRM の利用方法 X の取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合

は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

5 1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 2. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-126の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-127の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

15 1. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

25 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポート

トする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-128の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

10 次に、上記ケース2-129の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Xの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-130の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-131の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

- 5 1. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在する場合
 - 1-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。
 - 1-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限で、エクスポート元
- 10 と同等の利用制限が実現できない場合
 - 1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。
- 15 1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。
 2. エクスポート元で利用方法Xについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

20 次に、上記ケース2-132の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-133の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在する場合
- 25 1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、

エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

5 2. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-134とケース2-135の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-136の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。
10

1. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、
15 エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート元の取扱い許可情報に対する利用制限情報に1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在しない場合
20 は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-137の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、
25 エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い

許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-138とケース2-139の場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-140の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、当該取扱い許可情報の利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-141の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用方法Yの利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データ

全体のエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データ全体のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-142とケース2-143の場合は、権利データ全体
5 のエクスポートを行わない。

次に、上記ケース2-144の場合は、以下の変換規則を適用するものとする。

1. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在する場合

1-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元
10 と同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限で、エクスポート元
と同等の利用制限が実現できない場合

1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート
15 元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの利用制限でエクスポート
20 元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データのエクスポートを行わない。

2. エクスポート元で利用方法Yについての利用制限情報が存在しない場合は、権利データのエクスポートを行わない。

次に、上記表1に示したケース1-1に対応する権利データ変換処理の具体例について表3に示すマトリクス表及び図8に示すフローチャートを参照して説明する。この場合、利用方法が1種類のみデジタルコンテンツとして、
25 利用方法が「再生」のみのオーディオコンテンツに対してエクスポート処理を行う場合の権利データ変換処理例を示す。

【表3】

パターン	エクスポート元		エクスポート先		エクスポート可否
	実行	※	×	実行	
1	表示	—	×	表示	○
	印刷	※	—	印刷	
	再生	○	○	再生	
	実行	※	×	実行	
2	表示	—	—	表示	×
	印刷	※	—	印刷	
	再生	×	—	再生	
	実行	※	—	実行	

表3のマトリクス表では、エクスポート元DRMとエクスポート先DRMの双方で上記表1の「1-A：権利許可モデル」を採用し、かつエクスポート元DRMとエクスポート先DRMの双方が利用方法「再生」に対する取扱い許可情報を適用可能である場合の例を示している。さらに具体的には表3の例では、エクスポート元DRMは取扱い許可情報として「実行」「印刷」「再生」の3つが適用可能であり、「表示」に関する取扱い許可情報は適用できないDRMであり、エクスポート先DRMは取扱い許可情報として「実行」「表示」「再生」が適用可能であり、「印刷」に関する取扱い許可情報は適用できないDRMである場合の権利データ変換処理例である。

パターン1では、利用方法「再生」に対する取扱い許可情報がエクスポート元DRMで「○：利用許可」に設定されているため、エクスポート先DRMの利用方法「再生」に対する取扱い許可情報を「○：利用許可」に設定し、かつ、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「×：利用不許可」に設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。またここで、表中の「※」は、「○：利用許可」「×：利用不許可」のどちらでもよいことを意味している。

パターン2では、利用方法「再生」に対する取扱い許可情報がエクスポート元DRMで「×：利用不許可」に設定されているため、権利データのエクスポートが「×：不可」であることを示している。また、ここで、表中の「—」は、

エクスポートを行わないためエクスポート先DRMの取扱い許可情報の設定が行われないことを意味している。

- この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMにオーディオコンテンツをエクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、
- 5 上記ケース1-1を適用して、「エクスポート対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみ」であり、「エクスポート元DRMにおいて取扱い許可情報のみが適用可能であり、エクスポート先DRMにおいても取扱い許可情報のみが適用可能」であり、)
- 10 「1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元とエクスポート先の両方に存在する場合、1-1. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定する）、1-2. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「不許可」であれば、権利データのエクスポートを行わない。」
- 15 とする。

次に、上記表3に示したマトリクス表のエクスポート元DRMにおける取扱い許可情報の設定内容に基づいて実行される、ケース1-1における権利データ変換処理について、図8に示すフローチャートを参照して説明する。なお、この権利データ変換処理は、コンテンツ変換部67において実行される。

- 20 コンテンツ変換部67は、まず、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元DRMとエクスポート先DRMの両方に存在するか否かを判別する（ステップS801）。コンテンツ変換部67は、利用方法（再生）の取扱い許可情報が両方には存在していないと判別した場合は（ステップS801：NO）、ステップS802に移行して、
- 25 権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、利用方法（再生）の取扱い許可情報が両方に存在すると判別した場合は（ステップS801：YES）、ステップS80

- 3に移行して、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されているか否かを判別する。表3のパターン1では、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法「再生」の取扱い許可情報が「○：利用許可」に設定されている。このため、コンテンツ変換部67は、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されていると判別し（ステップS803：YES）、ステップS804に移行して、エクスポート先に対して、当該取扱い許可情報の設定内容を継承し、かつエクスポート先のその他の取り扱い許可情報については全て不許可を設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。
- 10 また、表3のパターン2では、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法「再生」の取扱い許可情報が「×：利用不許可」に設定されている。このため、コンテンツ変換部67は、当該取扱い許可情報はエクスポート元DRMで「許可」に設定されていないと判別し（ステップS803：NO）、ステップS802に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。
- 15 以上のように、利用方法が1種類のデジタルコンテンツのエクスポートを行う場合で、かつ、エクスポート元DRM及びエクスポート先DRMが共に権利許可モデルを採用している場合で、かつ、エクスポート元DRMおよびエクスポート先DRMで当該デジタルコンテンツに対応する利用方法に関する取扱い許可情報が適用可能である場合、利用方法が1種類のデジタルコンテンツに対応する利用方法に関連するエクスポート元における取扱い許可情報の設定内容に基づいて、ケース1-1に示した変換規則に基づく権利データの変換処理を実行することにより、エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元DRMでなされていたのと同等の利用権限となるように権利データを変換することができ、その結果としてエクスポートされたデジタルコンテンツの利用方法
- 20 法を、エクスポート元DRMで許可された利用方法に応じて適切に制限するようなエクスポートを行うことが可能となる。

次に、上記表1に示したケース1-2に対応する、エクスポート元DRMは

上記表1の「1-A:権利許可モデル」を採用し、エクスポート先DRMは上記表1の「1-B:権利許可+利用制限モデル」を採用する際の権利データ変換処理の具体例について図9に示すフローチャートを参照して説明する。

この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMにコンテンツを
5 エクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、上記ケース
1-2を適用して、「1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報
が、エクスポート元とエクスポート先両方に存在する場合、(「エクスポート
対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみ」であ
り、「エクスポートDRMにおいて取扱い許可情報のみが適用可能であり、エ
10 クスポート先DRMにおいて取扱い許可情報及び当該取扱い許可情報に対す
る制限情報の両方が適用可能」であり、)「1-1. 当該取扱い許可情報がエ
クスポート元で「許可」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情
報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする。その際、
エクスポート先の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報については、全て
15 「制限なし」と設定する。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最
も制限が少ない状態に設定する(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可
情報には全て「不許可」を設定する)。1-2. 当該取扱い許可情報がエクス
ポート元で「不許可」であれば、権利データのエクスポートを行わない。2.
当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存
20 在しない場合は、権利データのエクスポートを行わない。当該コンテンツに関
連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権
利データのエクスポートを行わない。」とする。

次に、ケース1-2のエクスポート元DRMにおける権利データ変換処理に
ついて、図9に示すフローチャートを参照して説明する。なお、この権利デー
25 タ変換処理は、コンテンツ変換部67において実行される。

コンテンツ変換部67は、まず、当該オーディオコンテンツに関連する利用
方法(再生)の取扱い許可情報がエクスポート元とエクスポート先の両方に存

在するか否かを判別する（ステップS901）。コンテンツ変換部67は、利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元とエクスポート先の両方には存在していないと判別した場合は（ステップS901：NO）、ステップS902に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

- 5 また、コンテンツ変換部67は、利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元とエクスポート先の両方に存在すると判別した場合は（ステップS901：YES）、ステップS903に移行して、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されているか否かを判別する。コンテンツ変換部67は、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されていると判別した場合は（ステップS903：YES）、ステップS904に移行する。

ステップS904において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報は「制限なし」が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、「制限なし」が設定可能と判別した場合は（ステップS904：YES）、ステップS905に移行する。

- 15 ステップS905において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、当該取扱い許可情報の設定内容を継承し、かつ当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報を全て「制限なし」に設定し、かつエクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。

- 20 また、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報は「制限なし」が設定不可能と判別した場合は（ステップS904：NO）、ステップS906に移行して、エクスポート先に対して、当該取扱い許可情報の設定内容を継承し、かつ当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報を設定可能な最も制限が少ない状態に設定するように、権利データを変換してエクスポートする。また、ステップS906において、コンテンツ変換部67は、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「×：利用不許可」を設定する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップS903において、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「不許可」に設定されていると判別した場合は（ステップS903：NO）、ステップS902に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

- 5 以上のように、エクスポート元及びエクスポート先が上記のようなDRMモデルの場合は、以上で述べたような判別を行っていくことで、エクスポートする・しないを適切に決定し、また、エクスポートをする場合には、エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元でなされていたのと同様または権利が縮小されるような利用権限となるように権利データを合理的に変換することが可能となる。

- 次に、上記表1に示したケース1-3に対応する権利データ変換処理の具体例について表4に示すマトリクス表及び図10に示すフローチャートを参照して説明する。この場合、利用方法が1種類のみデジタルコンテンツとして、利用方法「再生」のみのオーディオコンテンツに対してエクスポート処理を行う場合の権利データ変換処理例を示す。

【表4】

パターン	エクスポート元		エクスポート先		エクスポート可否
	実行	※	無制限	使用回数	
1	表示	※	無制限	使用回数	○
	印刷	※			
	再生	○			
	実行	※			
2	表示	※	-	使用回数	×
	印刷	※			
	再生	×			
	実行	※			

- 表4のマトリクス表では、エクスポート元DRMで上記表1の「1-A：権利許可モデル」を採用し、エクスポート先DRMで上記表1の「1-C：利用制限モデル」を採用し、かつエクスポート元DRMが取扱い許可情報のみを適用可能であり、エクスポート先DRMが当該コンテンツで利用可能な利用方法

に対する利用制限情報を適用可能である場合の例を示している。さらに具体的には表4の例では、エクスポート元DRMは取扱い許可情報として「実行」「表示」「印刷」「再生」の4つが適用可能なDRMであり、エクスポート先DRMは利用制限情報として「使用回数」が適用可能なDRMである場合の権利データ変換処理例である。また、この場合のエクスポート先DRMの利用制限情報としての「使用回数」としては「無制限」という回数設定も可能である場合を考える。

パターン1では、利用方法「再生」に対する取扱い許可情報がエクスポート元DRMで「○：利用許可」に設定されているため、エクスポート先DRMの利用方法「再生」に関連する利用制限情報を「無制限」すなわち「制限なし」に設定し、かつエクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容に設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。またここで、表中の「※」は、「○：利用許可」「×：利用不許可」のどちらでもよいことを意味している。

パターン2では、利用方法「再生」に対する取扱い許可情報がエクスポート元DRMで「×：利用不許可」に設定されているため、権利データのエクスポートが「×：不可」であることを示している。また、ここで、表中の「-」は、エクスポートを行わないためエクスポート先DRMの利用制限情報の設定が行われなことを意味している。

この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMにオーディオコンテンツをエクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、上記ケース1-3を適用して、「エクスポート対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみ」であり、「エクスポート元DRMにおいて取扱い許可情報のみが適用可能であり、エクスポート先DRMにおいても利用制限情報のみが適用可能」であり、)「1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在する場合、1-1. 当該

コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元で「許可」の場合、エクスポート先の当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限情報について全て「制限なし」と設定するように、権利データを変換してエクスポートする。「制限なし」が設定できない場合は、設定可能な最も制限が少ない状態に設定する（但し、その他の利用制限情報については、「利用できない」ことを意味する内容に設定する）。1-2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元で「不許可」であれば、権利データのエクスポートを行わない。2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権利データのエクスポートを行わない。」とする。

次に、上記表4に示したマトリクス表のエクスポート元DRMにおける取扱い許可情報の設定内容に基づいて実行される、ケース1-3における権利データ変換処理について、図10に示すフローチャートを参照して説明する。なお、この権利データ変換処理は、コンテンツ変換部67において実行される。

15 コンテンツ変換部67は、まず、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元DRMに存在するか否かを判別する（ステップS1001）。コンテンツ変換部67は、利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元には存在していないと判別した場合は（ステップS1001:NO）、ステップS1002に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

25 また、コンテンツ変換部67は、利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元に存在していると判別した場合は（ステップS1001:YES）、ステップS1003に移行して、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されているか否かを判別する。表4のパターン1では、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法「再生」の取扱い許可情報が「○：利用許可」に設定されている。このため、コンテンツ変換部67は、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されていると判別し（ステップS10

03 : YES)、ステップS1004に移行して、エクスポート先に対して、当該取扱い許可情報に関連する利用方法の利用制限情報は「制限なし」に設定が可能か否かを判別する。

5 表4のパターン1では、当該取扱い許可情報に関連する利用方法「再生」の利用制限情報「使用回数」として「無制限」という回数設定も可能である場合について考えている。このため、コンテンツ変換部67は、「制限なし」に設定することが可能であると判別し(ステップS1004 : YES)、ステップS1005に移行する。

10 ステップS1005において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法の利用制限情報について全て「制限なし」に設定し、かつ、その他の利用制限情報については、「利用できない」ことを意味する内容に設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。

15 また、コンテンツ変換部67は、ステップS1004において、エクスポート先に対して、当該取扱い許可情報に関連する利用方法「再生」の利用制限情報は「制限なし」に設定することが不可能であると判別した場合は(ステップS1004 : NO)、ステップS1006に移行して、エクスポート先に対して、当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限について設定可能な最も制限が少ない状態に設定するように、権利データを変換してエクスポートして、
20 本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップS1003において、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「不許可」に設定されていると判別した場合、すなわち、表4のパターン2の場合は、ステップS1002に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

25 以上のように、利用方法が1種類のデジタルコンテンツのエクスポートを行う場合で、かつ、エクスポート元DRMが権利許可モデルを採用しており、エクスポート先DRMが利用制限モデルを採用している場合で、かつ、エクスポ

ート元DRMで当該デジタルコンテンツに対応する利用方法に関する取扱い許可情報が適用可能であり、エクスポート先DRMで当該デジタルコンテンツに対応する利用方法に関する利用制限情報が適用可能である場合、利用方法が1種類のデジタルコンテンツに対応する利用方法に関連するエクスポート元

5 における取扱い許可情報の設定内容に基づいて、ケース1-3に示した変換規則に基づく権利データの変換処理を実行することにより、エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元DRMでなされていたのと同様または権利が縮小される方向であるが可能な限り同等に近づけるような利用権限となるように権利データを変換することができ、その結果としてエクスポートされたデジ

10 タルコンテンツの利用方法を、エクスポート元DRMで許可された利用方法に応じて適切に制限するようなエクスポートを行うことが可能となる。

次に、上記表1に示したケース1-4に対応する、エクスポート元DRMは上記表1の「1-B：権利許可+利用制限モデル」を採用し、エクスポート先DRMは上記表1の「1-A：権利許可モデル」を採用する際の権利データ変

15 換処理の具体例について図11に示すフローチャートを参照して説明する。

この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMにオーディオコンテンツをエクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、上記ケース1-4を適用して、（「エクスポート対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみ」であり、「エクスポート元DRMにおいて取扱い許可情報及び当該取扱い許可情報に対する制限情報の両方が適用可能であり、エクスポート先DRMにおいて取扱い許可情報のみが適用可能」であり、）「1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元とエクスポート先の両方に存在する場合、1-1. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」の場合、1-1-1. エクスポート元の

20 当該取扱い許可情報に対する利用制限情報が全て「制限なし」であれば、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を継承するように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報

については全て「不許可」を設定する)。1-1-2. エクスポート元の当該取扱い許可情報に対する利用制限情報が1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データのエクスポートは行わない。1-2. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「不許可」の場合は、権利データのエクスポートを行わない。

- 5 2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存在しない場合は、権利データのエクスポートを行わない。3. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権利データのエクスポートを行わない。」とする。

次に、ケース1-4における権利データ変換処理について、図11に示すフローチャートを参照して説明する。なお、この権利データ変換処理は、コンテンツ変換部67において実行される。

コンテンツ変換部67は、まず、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法(再生)の取扱い許可情報がエクスポート元とエクスポート先の両方に存在するか否かを判別する(ステップS1101)。コンテンツ変換部67は、
15 利用方法(再生)の取扱い許可情報がエクスポート元のエクスポート先の両方には存在していないと判別した場合は(ステップS1101:NO)、ステップS1102に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、利用方法(再生)の取扱い許可情報がエク
20 スポート元のエクスポート先の両方に存在していると判別した場合は(ステップS1101:YES)、ステップS1103に移行して、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されているか否かを判別する。コンテンツ変換部67は、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されていると判別した場合は(ステップS1103:YES)、ステップS110
25 4に移行する。

ステップS1104において、コンテンツ変換部67は、エクスポート元の当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報が全て「制限なし」であるか否か

を判別する。コンテンツ変換部67は、全て「制限なし」に設定されていると判別した場合は（ステップS1104：YES）、ステップS1105に移行する。

5 ステップS1105において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、当該取扱い許可情報の設定内容を継承し、かつ、その他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。

10 また、コンテンツ変換部67は、ステップS1103において、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されていないと判別した場合は（ステップS1103：NO）、ステップS1102に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

15 また、コンテンツ変換部67は、ステップS1104において、エクスポート元の当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報が全て「制限なし」に設定されていないと判別した場合は（ステップS1104：NO）、ステップS1102に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

20 以上のように、エクスポート元及びエクスポート先がこのようなDRMモデルの場合は、以上で述べたような判別を行っていくことで、エクスポートする・しないを適切に決定し、また、権利データをエクスポートする場合には、エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元でなされていたのと同様または権利が縮小されるような利用権限となるように権利データを合理的に変換することが可能となる。

25 次に、上記表1に示したケース1-5に対応する、エクスポート元DRMとエクスポート先DRMの双方で上記表1の「1-B：権利許可+利用制限モデル」を採用する際の権利データ変換処理の具体例について図12に示すフローチャートを参照して説明する。

この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMにオーディオコンテンツをエクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、

上記ケース1-5を適用して、「エクスポート対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみ」であり、「エクスポート元DRM及びエクスポート先DRMの双方において取扱い許可情報及び当該取扱い許可情報に対する制限情報の両方が適用可能」であり、)「1.当該コンテンツに

5 関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元 とエクスポート先の両方に存在する場合、1-1.当該取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」である場合、1-1-1.エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を継承し、かつ同等の利用制限を設定するように、権利データを変化する(但し、エクスポート

10 先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。1-1-2.エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を継承し、かつ利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エ

15 クスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。1-1-3.エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データのエクスポートを行わない。1-2.当該取扱い許可情報がエクスポート元で「不許可」であれば、権利データのエクスポートを行わない。2.当該コンテンツに関連

20 する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存在しない場合は、権利データのエクスポートを行わない。3.当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権利データのエクスポートを行わない。」とする。

次に、ケース1-5における権利データ変換処理について、図14に示すフローチャートを参照して説明する。なお、この権利データ変換処理は、コンテンツ変換部67において実行される。

コンテンツ変換部67は、まず、当該オーディオコンテンツに関連する利用

方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元とエクスポート先の両方に存在するか否かを判別する（ステップS 1 2 0 1）。コンテンツ変換部 6 7 は、利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元とエクスポート先の両方には存在していないと判別した場合は（ステップS 1 2 0 1 : NO）、ステップS 1 2 0 2 に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部 6 7 は、利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元とエクスポート先の両方に存在していると判別した場合は（ステップS 1 2 0 1 : YES）、ステップS 1 2 0 3 に移行して、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されているか否かを判別する。コンテンツ変換部 6 7 は、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されていると判別した場合は（ステップS 1 2 0 3 : YES）、ステップS 1 2 0 4 に移行する。

ステップS 1 2 0 4 において、コンテンツ変換部 6 7 は、当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報に関して、エクスポート先でエクスポート元と同等の利用制限を実現できるか否かを判別する。コンテンツ変換部 6 7 は、エクスポート先でエクスポート元と同等の利用制限を実現できないと判別した場合は（ステップS 1 2 0 4 : NO）、ステップS 1 2 0 5 に移行する。

ステップS 1 2 0 5 において、コンテンツ変換部 6 7 は、当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報に関して、エクスポート先でエクスポート元よりも厳しい利用制限を実現できるか否かを判別する。コンテンツ変換部 6 7 は、エクスポート先でエクスポート元よりも利用制限を実現できると判別した場合は（ステップS 1 2 0 5 : YES）、ステップS 1 2 0 6 に移行する。

ステップS 1 2 0 6 において、コンテンツ変換部 6 7 は、エクスポート先に対して、当該取扱い許可情報の設定内容を継承する内容に設定し、かつ当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限を設定し、かつ、エクスポート先のその他の取扱い

許可情報については全て「不許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップS1204において、エクスポート先でエクスポート元と同等の利用制限を実現できると判別した場合は（ステップS1204：YES）、ステップS1207に移行する。ステップS1207において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、当該取扱い許可情報の設定内容を継承する内容に設定し、かつ当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限に設定し、かつエクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」に設定

5

10

するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップ1203において、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されていないと判別した場合は（ステップ1203：NO）、ステップ1202に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

15

また、コンテンツ変換部67は、ステップS1205において、エクスポート先でエクスポート元よりも厳しい利用制限を実現できないと判別した場合は（ステップS1205：NO）、ステップS1202に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

20

以上のように、エクスポート元及びエクスポート先がこのようなDRMモデルの場合は、以上で述べたような判別を行っていくことで、エクスポートする・しないを適切に決定し、また、権利データをエクスポートする場合には、エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元でなされていたのと同様または権利が縮小されるような利用権限となるように権利データを合理的に変換することが可能となる。

25

次に、上記表1に示したケース1-6に対応する、エクスポート元DRMは上記表1の「1-B：権利許可+利用制限モデル」を採用し、エクスポート先DRMは上記表1の「1-C：利用制限モデル」を採用する際の権利データ変

換処理の具体例について図13に示すフローチャートを参照して説明する。

この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMにコンテンツをエクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、上記ケース1-6を適用して、（「エクスポート対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみ」であり、「エクスポート元DRMにおいて取扱い許可情報及び当該取扱い許可情報に対する制限情報の両方が適用可能であり、エクスポート先DRMにおいて制限情報のみが適用可能」であり、）「1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在する場合、1-1. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」である場合、1-1-1. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。1-1-2. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。1-1-3. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データのエクスポートを行わない。1-2. 当該取扱い許可情報がエクスポート元で「不許可」である場合は、権利データのエクスポートを行わない。2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート元に存在しない場合は、権利データのエクスポートを行わない。」とする。

次に、ケース1-6における権利データ変換処理について、図13に示すフローチャートを参照して説明する。なお、この権利データ変換処理は、コンテンツ変換部67において実行される。

コンテンツ変換部67は、まず、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元に存在するか否かを判別する（ステップS1301）。コンテンツ変換部67は、利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート元に存在していないと判別した場合は（ステップS

1301: NO)、ステップS1302に移行して、権利データのエクスポ
ルトは行わず、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、取扱い許可情報がエクスポ
ルト元に存在し
ていると判別した場合は(ステップS1301: YES)、ステップS130
5 3に移行して、当該取扱い許可情報はエクスポルト元で「許可」に設定されて
いるか否かを判別する。コンテンツ変換部67は、当該取扱い許可情報はエク
スポルト元で「許可」に設定されていると判別した場合は(ステップS130
3: YES)、ステップS1304に移行する。

ステップS1304において、コンテンツ変換部67は、当該取扱い許可情
10 報に関連する利用制限情報に関して、エクスポルト先でエクスポルト元と同等
の利用制限を実現できるか否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エク
スポルト先でエクスポルト元と同等の利用制限を実現できないと判別した場合
は(ステップS1304: NO)、ステップS1305に移行する。

ステップS1305において、コンテンツ変換部67は、当該取扱い許可情
15 報に関連する利用制限情報に関して、エクスポルト先でエクスポルト元よりも
厳しい利用制限を実現できるか否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エ
クスポルト先でエクスポルト元よりも厳しい利用制限を実現できると判別し
た場合は(ステップS1305: YES)、ステップS1306に移行する。

ステップS1306において、コンテンツ変換部67は、エクスポルト先に
20 対して、当該デジタルコンテンツに関連する利用方法の利用制限について、エ
クスポルト元よりも厳しいができるだけ近い利用制限に設定するように、権利
データを変換してエクスポルトして本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップS1304において、エクスポ
ルト先でエクスポルト元と同等の利用制限を実現できると判別した場合は(ステ
25 ップS1304: YES)、ステップS1307に移行する。ステップS13
07において、コンテンツ変換部67は、エクスポルト先に対して、当該デジ
タルコンテンツに関連する利用方法の利用制限について、エクスポルト元と同

等の利用制限に設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップ1303において、当該取扱い許可情報はエクスポート元で「許可」に設定されていないと判別した場合は（ステップ1303：NO）、ステップ1302に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップS1305において、エクスポート先でエクスポート元よりも厳しい利用制限を実現できないと判別した場合は（ステップS1305：NO）、ステップS1302に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

以上のように、エクスポート元及びエクスポート先がこのようなDRMモデルの場合は、以上で述べたような判別を行っていくことで、エクスポートする・しないを適切に決定し、また、権利データをエクスポートする場合には、エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元でなされていたのと同様または権利が縮小されるような利用権限となるように権利データを合理的に変換することが可能となる。

次に、上記表1に示したケース1-7に対応する権利データ変換処理の具体例について表5に示すマトリクス表及び図14に示すフローチャートを参照して説明する。この場合、利用方法が1種類のみデジタルコンテンツとして、利用方法が「再生」のみのオーディオコンテンツに対してエクスポート処理を行う場合の権利データ変換処理例を示す。

【表5】

パターン	エクスポート元		エクスポート先		エクスポート可否
	再生回数	再生期間			
1	再生回数	無制限	×	実行	○
			×	表示	
	再生期間	無制限	×	印刷	
			○	再生	
2	再生回数	3回	—	実行	×
			—	表示	
	再生期間	無制限	—	印刷	
			—	再生	
3	再生回数	無制限	—	実行	×
			—	表示	
	再生期間	3日間	—	印刷	
			—	再生	
4	再生回数	3回	—	実行	×
			—	表示	
	再生期間	3日間	—	印刷	
			—	再生	

15 表5のマトリクス表では、エクスポート元DRMで上記表1の「1-C：利用制限モデル」を採用し、エクスポート先DRMで上記表1の「1-A：権利許可モデル」を採用し、かつエクスポート元DRMが利用方法「再生」に対する利用制限情報を適用可能であり、エクスポート先DRMが利用方法「再生」に対する取扱い許可情報を適用可能である場合の例を示している。さらに具体的には表5の例では、エクスポート元DRMは利用制限情報として「再生回数」
 20 および「再生期間」が適用可能なDRMであり、エクスポート先DRMは取扱い許可情報として「実行」「表示」「印刷」「再生」の4つが適用可能なDRMである場合の権利データ変換処理例である。

25 パターン1では、利用方法「再生」に対する利用制限情報がエクスポート元DRMで「再生回数：無制限」「再生期間：無制限」に設定され、かつ当該オーディオコンテンツに関連する利用方法「再生」の取扱い許可情報がエクスポート先DRMに存在するため、当該取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設

定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。また、ここで、表中の「×」は、「×：利用不許可」であることを示している。

パターン2では、利用方法「再生」に対する利用制限情報がエクスポート元
5 DRMで「再生回数：3回（制限あり）」に設定されているため、権利データのエクスポートが「×：不可」であることを示している。また、ここで、表中の「－」は、エクスポートを行わないためエクスポート先DRMの取扱い許可情報の設定が行われないことを意味している。

パターン3では、利用方法「再生」に対する利用制限情報がエクスポート元
10 DRMで「再生期間：3日間（制限あり）」に設定されているため、権利データのエクスポートが「×：不可」であることを示している。また、ここで、表中の「－」は、エクスポートを行わないためエクスポート先DRMの取扱い許可情報の設定が行われないことを意味している。

パターン4では、利用方法「再生」に対する利用制限情報がエクスポート元
15 DRMで「再生回数：3回（制限あり）」「再生期間：3日間（制限あり）」に設定されているため、権利データのエクスポートが「×：不可」であることを示している。また、ここで、表中の「－」は、エクスポートを行わないためエクスポート先DRMの取扱い許可情報の設定が行われないことを意味している。

20 この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMにオーディオコンテンツをエクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、上記ケース1-7を適用して、（「エクスポート対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみ」であり、「エクスポート元DRMにおいて制限情報のみが適用可能であり、エクスポート先DRMにおいては取扱い
25 許可情報のみが適用可能」であり、）「1. エクスポート元で、当該コンテンツに関連する利用制限情報が全て「制限なし」の場合、1-1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存在する場合

は、当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートする。1-2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先に存在しない場合は、権利データのエクスポートを行わない。2. エクスポート元の利用制限情報で1つでも「制限なし」以外のものがあれば、権利データのエクスポートを行わない。」とする。

次に、ケース1-7における権利データ変換処理について、図14に示すフローチャートを参照して説明する。なお、この権利データ変換処理は、コンテンツ変換部67において実行される。

コンテンツ変換部67は、まず、エクスポート元で、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法の利用制限情報が全て「制限なし」に設定されているか否かを判別する(ステップS1401)。表5のパターン1では、エクスポート元DRMの利用制限情報である「再生回数」および「再生期間」が全て「無制限」に設定されている。このため、コンテンツ変換部67は、利用制限情報が全て「制限なし」に設定されていると判別し(ステップS1401: YES)、

15 ステップS1403に移行する。

ステップS1403において、コンテンツ変換部67は、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法(再生)の取扱い許可情報がエクスポート先に存在するか否かを判別する(ステップS1403)。表5のパターン1では、エクスポート先DRMの利用方法「再生」に関する取扱い許可情報が存在しているため、コンテンツ変換部67は、取扱い許可情報がエクスポート先に存在すると判別し(ステップS1403: YES)、ステップS1404に移行する。

20

ステップS1404において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、当該オーディオコンテンツに関連する取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理

25 を終了する。よって表5のパターン1では、エクスポート先に対して、当該オーディオコンテンツに関連する取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ、その他の取り扱い許可情報に関しては全て「不許可」を設定するように、

権利データを変換してエクスポートを実行する。

また、表5のパターン2、3及び4では、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法の利用制限情報が「再生回数：3回（制限あり）」もしくは「再生期間：3日間（制限あり）」に設定されている。このため、コンテンツ変換部67は、ステップS1401において、エクスポート元で、当該オーディオコンテンツに関連する利用制限情報が全ては「制限なし」に設定されていないと判別し（ステップS1401：NO）、ステップS1402に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップS1403において、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法（再生）の取扱い許可情報がエクスポート先に存在しないと判別した場合（ステップS1403：NO）、ステップS1402に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

以上のように、エクスポート元及びエクスポート先がこのようなDRMモデルの場合は、以上で述べたような判別を行っていくことで、エクスポートする・しないを適切に決定し、また、権利データをエクスポートする場合には、エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元でなされていたのと同様または権利が縮小されるような利用権限となるように権利データを合理的に変換することが可能となる。

次に、上記表1に示したケース1-8に対応する、エクスポート元DRMで上記表1の「1-C：利用制限モデル」を採用し、エクスポート先DRMで上記表1の「1-B：権利許可+利用制限モデル」を採用する際に、権利データ変換処理の具体例について図15に示すフローチャートを参照して説明する。

この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMにコンテンツをエクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、上記ケース1-8を適用して、「エクスポート対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみ」であり、「エクスポート元DRMにおいて制限情報のみが適用可能であり、エクスポート先DRMにおいても取扱い許可情報

と利用制限情報の両方が適用可能」であり、)「1. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報が、エクスポート先DRMに存在する場合、1-1. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を
5 設定するように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。1-2. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して当該取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする
10 (エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。1-3. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データのエクスポートを行わない。2. 当該コンテンツに関連する利用方法の取扱い許可情報
15 報が、エクスポート先DRMに存在しない場合は、権利データのエクスポートを行わない。」とする。

次に、ケース1-8における権利データ変換処理について、図15に示すフローチャートを参照して説明する。なお、この権利データ変換処理は、コンテンツ変換部67において実行される。

20 コンテンツ変換部67は、まず、当該オーディオコンテンツに関連する利用方法(再生)の取扱い許可情報がエクスポート先に存在するか否かを判別する(ステップS1501)。コンテンツ変換部67は、利用方法(再生)の取扱い許可情報がエクスポート先に存在しないと判別した場合は(ステップS1501:NO)、ステップS1502に移行して、権利データのエクスポートは
25 行わず、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、利用方法(再生)の取扱い許可情報がエクスポート先に存在すると判別した場合は(ステップS1501:YES)、ス

ステップS 1503に移行して、当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報に関して、エクスポート先でエクスポート元と同等の利用制限を実現できるか否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート先でエクスポート元と同等の利用制限を実現できないと判別した場合は(ステップS 1503:NO)、

5 ステップS 1504に移行する。

ステップS 1504において、コンテンツ変換部67は、当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報に関して、エクスポート先でエクスポート元よりも厳しい利用制限を実現できるか否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート先でエクスポート元よりも厳しい利用制限を実現できると判別し

10 た場合は(ステップS 1504:NO)、ステップS 1505に移行する。

ステップS 1505において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、当該オーディオコンテンツに関連する取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限に設定し、かつエクス

15 ポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップS 1503において、当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報に関して、エクスポート先でエクスポート元と同等の利用制限を実現できると判別した場合は(ステップS 1503:YES)、

20 ステップS 1506に移行する。

ステップS 1506において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、当該オーディオコンテンツに関連する取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ当該取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限を設定し、かつエクスポート先のその他の取

25 扱い許可情報については全て「不許可」に設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップS 1504において、当該取扱い

許可情報に関連する利用制限情報に関して、エクスポート先でエクスポート元よりも厳しい利用制限を実現できないと判別した場合は（ステップS 1504：NO）、ステップS 1502に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

- 5 以上のように、エクスポート元及びエクスポート先がこのようなDRMモデルの場合は、以上で述べたような判別を行っていくことで、エクスポートする・しないを適切に決定し、また、権利データをエクスポートする場合には、エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元でなされていたのと同様または権利が縮小されるような利用権限となるように権利データを合理的に変換することが可能となる。

次に、上記表1に示したケース1-9に対応する、エクスポート元DRMとエクスポート先DRMの双方で上記表1の「1-C：利用制限モデル」を採用する際の権利データ変換処理の具体例について図16に示すフローチャートを参照して説明する。

- 15 この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMにコンテンツをエクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、上記ケース1-9を適用して、（「エクスポート対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみ」であり、「エクスポート元DRM及びエクスポート先DRMの双方において制限情報のみが適用可能」であり、）「1. エクスポート元で、当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限情報が存在している場合、1-1. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できる場合は、同等の利用制限を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。1-2. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、利用制限を厳しくしたで
- 25 きるだけ近い利用制限内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。1-3. エクスポート先DRMで同等の利用制限が実現できない場合で、利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データの

クスポートを行わない。2. エクスポート元で、当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限情報が存在していない場合は、権利データのエクスポートを
行わない。」とする。

次に、ケース1-9における権利データ変換処理について、図16に示すフ
ローチャートを参照して説明する。なお、この権利データ変換処理は、コンテ
ンツ変換部67において実行される。

コンテンツ変換部67は、まず、当該オーディオコンテンツに関連する利用
方法(再生)の利用制限情報がエクスポート元に存在するか否かを判別する(ス
テップS1601)。コンテンツ変換部67は、利用方法(再生)の利用制限
10 情報がエクスポート元に存在していないと判別した場合は(ステップS160
1:NO)、ステップS1602に移行して、権利データのエクスポートは行
わず、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、利用方法(再生)の利用制限情報がエク
スポート元に存在していると判別した場合は(ステップS1601:YES)、
15 ステップS1603に移行して、当該コンテンツに関連する利用方法の利用制
限情報に関して、エクスポート先でエクスポート元と同等の利用制限を実現で
きるか否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート先でエクスポ
ート元と同等の利用制限を実現できないと判別した場合は(ステップS160
3:YES)、ステップS1604に移行する。

20 ステップS1604において、コンテンツ変換部67は、当該コンテンツに
関連する利用方法の利用制限情報に関して、エクスポート先でエクスポート元
よりも厳しい利用制限を実現できるか否かを判別する。コンテンツ変換部67
は、エクスポート先でエクスポート元よりも厳しい利用制限を実現できると判
別した場合は(ステップS1604:YES)、ステップS1605に移行す
25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100
る。

ステップS1605において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対
して、当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限情報について、エク

ポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限に設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップS1603において、当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限情報に関して、エクスポート先でエクスポート元と同等の利用制限を実現できると判別した場合は（ステップS1603：YES）、ステップS1606に移行する。

ステップS1606において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限に設定するように、権利データを変換してエクスポートして、本処理を終了する。

また、コンテンツ変換部67は、ステップS1604において、当該コンテンツに関連する利用方法の利用制限情報に関して、エクスポート先でエクスポート元よりも厳しい利用制限を実現できないと判別した場合は（ステップS1604：NO）、ステップS1602に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

以上のように、エクスポート元及びエクスポート先がこのようなDRMモデルの場合は、以上で述べたような判別を行っていくことで、エクスポートする・しないを適切に決定し、また、権利データをエクスポートする場合には、エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元でなされていたのと同様または権利が縮小されるような利用権限となるように権利データを合理的に変換することが可能となる。

次に、上記表2に示したケース2-53に対応する権利データ変換処理の具体例について表6に示すマトリクス表及び図17～図23に示すフローチャートを参照して説明する。この場合、利用方法が2種類のデジタルコンテンツとして、利用方法「表示」「印刷」が利用可能な壁紙コンテンツに対してエクスポート処理を行う場合の権利データ変換処理例を示す。但し、表6では、エクスポート元DRMの取扱い許可情報及び利用制限情報の代表的な組み合わせ

せ例を示しており、全ての組み合わせを示すものではない。

【表6】

パターン	エクスポート元				エクスポート先				エクスポート可否
	実行	※	—	—	実行	×	—	—	
1	表示	○	表示回数	制限なし	表示	○	表示回数	制限なし	○
	印刷	○	印刷回数	制限なし	印刷	○	印刷回数	制限なし	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
	実行	※	—	—	実行	×	—	—	
2	表示	○	表示回数	制限なし	表示	○	表示回数	制限なし	○
	印刷	○	印刷回数	10	印刷	○	印刷回数	5	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
	実行	※	—	—	実行	×	—	—	
3	表示	○	表示回数	制限なし	表示	○	表示回数	制限なし	○
	印刷	○	印刷回数	3	印刷	○	印刷回数	3	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
	実行	※	—	—	実行	×	—	—	
4	表示	○	表示回数	10	表示	○	表示回数	5	○
	印刷	○	印刷回数	制限なし	印刷	○	印刷回数	制限なし	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
	実行	※	—	—	実行	×	—	—	
5	表示	○	表示回数	10	表示	○	表示回数	5	○
	印刷	○	印刷回数	10	印刷	○	印刷回数	5	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
	実行	※	—	—	実行	×	—	—	
6	実行	※	—	—	実行	×	—	—	○

	表示	○	表示回数	10	表示	○	表示回数	5	
	印刷	○	印刷回数	3	印刷	○	印刷回数	3	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
7	実行	※	—	—	実行	×	—	—	○
	表示	○	表示回数	3	表示	○	表示回数	3	
	印刷	○	印刷回数	制限なし	印刷	○	印刷回数	制限なし	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
8	実行	※	—	—	実行	×	—	—	○
	表示	○	表示回数	3	表示	○	表示回数	3	
	印刷	○	印刷回数	10	印刷	○	印刷回数	5	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
9	実行	※	—	—	実行	×	—	—	○
	表示	○	表示回数	3	表示	○	表示回数	3	
	印刷	○	印刷回数	3	印刷	○	印刷回数	3	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
10	実行	※	—	—	実行	×	—	—	○
	表示	○	表示回数	制限なし	表示	○	表示回数	制限なし	
	印刷	×	印刷回数	—	印刷	×	印刷回数	—	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
11	実行	※	—	—	実行	×	—	—	○
	表示	○	表示回数	10	表示	○	表示回数	5	
	印刷	×	印刷回数	—	印刷	×	印刷回数	—	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
12	実行	※	—	—	実行	×	—	—	○

	表示	○	表示回数	3	表示	○	表示回数	3	
	印刷	×	印刷回数	—	印刷	×	印刷回数	—	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
13	実行	※	—	—	実行	×	—	—	○
	表示	×	表示回数	—	表示	×	表示回数	—	
	印刷	○	印刷回数	制限なし	印刷	○	印刷回数	制限なし	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
14	実行	※	—	—	実行	×	—	—	○
	表示	×	表示回数	—	表示	×	表示回数	—	
	印刷	○	印刷回数	10	印刷	○	印刷回数	5	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
15	実行	※	—	—	実行	×	—	—	○
	表示	×	表示回数	—	表示	×	表示回数	—	
	印刷	○	印刷回数	3	印刷	○	印刷回数	3	
	再生	※	—	—	再生	×	再生回数	—	
16	実行	※	—	—	実行	—	—	—	×
	表示	×	表示回数	—	表示	—	表示回数	—	
	印刷	×	印刷回数	—	印刷	—	印刷回数	—	
	再生	※	—	—	再生	—	再生回数	—	

表6のマトリクス表では、エクスポート元DRMとエクスポート先DRMの双方で上記表2の「2-E：権利許可+利用制限モデル（2種類の利用方法を個別にサポート）」を採用し、かつエクスポート元DRMとエクスポート先DRMの双方が取扱い許可情報と制限情報の両方を適用可能である場合の例を示している。さらに具体的には表6の例では、エクスポート元DRMでは取扱

い許可情報として「実行」「表示」「印刷」「再生」の4つが適用可能で、利用制限情報として「表示回数」「印刷回数」の2つが適用可能なDRMであり、エクスポート先DRMは取扱い許可情報として「実行」「表示」「印刷」「再生」の4つが適用可能で、利用制限情報として「表示回数」「印刷回数」「再生回数」の3つが適用可能なDRMである場合の権利データ変換処理例である。また、この例においては、エクスポート元DRMでの利用制限情報「表示回数」「印刷回数」では、「0回（利用不可）／1回／2回／・・・／9回／10回／制限なし」が設定可能であり、エクスポート先DRMでの利用制限情報「表示回数」「印刷回数」「再生回数」では、「0回（利用不可）／1回／2回／3回／4回／5回／制限なし」が設定可能である場合について示す。

パターン1は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可情報の両方が「○：利用許可」に設定され、かつ利用方法「表示」「印刷」に対する利用制限情報が「表示回数：制限なし」「印刷回数：制限なし」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取り扱い許可情報が適用可能であり、かつ、取扱い許可情報「表示」「印刷」に関する利用制限情報「表示回数」「印刷回数」においてエクスポート元と同等の利用制限が実現できるため、エクスポート先DRMの当該取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定し（この場合は「制限なし」）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。また、ここで、表中の「×」は、「×：利用不許可」であることを示し、表中の「※」は、「○：利用許可」「×：利用不許可」のどちらでもよいことを意味している。「－」は設定する必要がないことを示す。

パターン2は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコ

コンテンツで利用可能な2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可情報の両方が「○：利用許可」に設定され、かつ各利用方法「表示」「印刷」に対する利用制限情報が「表示回数：制限なし」「印刷回数：10回」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても2つの利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報が適用可能であり、かつ、取扱い許可情報「表示」「印刷」に関する利用制限情報「表示回数」「印刷回数」において、エクスポート先DRMの利用方法「表示」の取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、エクスポート先DRMの利用方法「印刷」の取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できず、かつエクスポート元DRMよりも利用制限を厳しくする方向での設定が可能であるため、エクスポート先DRMの利用方法「表示」「印刷」に対する両方の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ利用方法「表示」の取扱い許可情報に対する利用制限情報はエクスポート元DRMと同等の利用制限を設定し（この場合は「制限なし」）、かつ利用方法「印刷」の利用制限情報はエクスポート元DRMに対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定し（この場合は「5回」）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン3は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可情報の両方が「○：利用許可」に設定され、かつ各利用方法「表示」「印刷」に対する利用制限情報が「表示回数：制限なし」「印刷回数：3回」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可情報が適用可能であり、かつ、取扱い許可情報「表

示」「印刷」に関する利用制限情報「表示回数」「印刷回数」においてエクスポート元と同等の利用制限が実現できるため、エクスポート先DRMの当該取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定し（この場合は「表示回数：制限なし」「印刷回数：3回」）、かつエクスポート先

5 DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン4は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可情報

10 報の両方が「○：利用許可」に設定され、かつ各利用方法「表示」「印刷」に対する利用制限情報が「表示回数：10回」「印刷回数：制限なし」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても2つの利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報が適用可能であり、かつ、取扱い許可情報「表示」

15 「印刷」に関する利用制限情報「表示回数」「印刷回数」において、エクスポート先DRMの利用方法「印刷」の取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元DRMと同等の利用制限が実現でき、かつエクスポート先DRMの利用方法「表示」の取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元DRMと同等の利用制限が実現できず、エクスポート元DRMよりも利用制限を厳しくする方向

20 での設定が可能であるため、エクスポート先DRMの利用方法「表示」「印刷」両方の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ利用方法「印刷」の取扱い許可情報に対する利用制限情報の設定内容はエクスポート元と同等の利用制限を設定し（この場合は「制限なし」）、かつ利用方法「表示」の取扱い許可情報に対する利用制限情報の設定内容はエクスポート元DRMに対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定し（この場合は

25 「表示回数5回」）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われ

る、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン5は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可情報の両方が「○：利用許可」に設定され、かつ各利用方法「表示」「印刷」に対する利用制限情報が「表示回数：10回」「印刷回数：10回」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても2つの利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報が適用可能であり、かつ、エクスポート先の取扱い許可情報「表示」「印刷」に関する利用制限情報「表示回数」「印刷回数」においてエクスポート元と同等の利用制限が実現できず、かつエクスポート元DRMよりも利用制限を厳しくする方向での設定が可能であるため、エクスポート先DRMの利用方法「表示」「印刷」に対する両方の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ利用方法「表示」「印刷」の利用制限情報はエクスポート元DRMに対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定し（この場合は「5回」）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン6は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可情報の両方が「○：利用許可」に設定され、かつ各利用方法「表示」「印刷」に対する利用制限情報が「表示回数：10回」「印刷回数：3回」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても2つの利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報が適用可能であり、かつ、取扱い許可情報「表示」「印刷」に関する利用制限情報「表示回数」「印刷回数」において、エクスポート先DRMの利用方法「印刷」の取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元

と同等の利用制限が実現でき、エクスポート先DRMの利用方法「表示」の取扱い許可情報の利用制限では、エクスポート元と同等の利用制限が実現できず、かつエクスポート元DRMよりも利用制限を厳しくする方向での設定が可能であるため、利用方法「表示」「印刷」両方の取扱い許可情報を「許可」に設定し、かつ利用方法「印刷」の取扱い許可情報に対する利用制限情報はエクスポート元DRMと同等の利用制限を設定し（この場合は「3回」）、かつ利用方法「表示」の利用制限情報はエクスポート元DRMに対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定し（この場合は「5回」）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン7は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可情報の両方が「○：利用許可」に設定され、かつ各利用方法「表示」「印刷」に対する利用制限情報が「表示回数：3回」「印刷回数：制限なし」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取り扱い許可情報が適用可能であり、かつ、取扱い許可情報「表示」「印刷」に関する利用制限情報「表示回数」「印刷回数」においてエクスポート元と同等の利用制限が実現できるため、エクスポート先DRMの当該取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定し（この場合は「表示回数3回」「印刷回数：制限なし」）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン8では、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可

情報の両方が「○：利用許可」に設定され、かつ各利用方法「表示」「印刷」に対する利用制限情報が「表示回数：3回」「印刷回数：10回」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても2つの利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報が適用可能であり、かつ、取扱い許可情報「表示」「印刷」に関する利用制限情報「表示回数」「印刷回数」において、エクスポート先DRMの利用方法「表示」の取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元DRMと同等の利用制限となる設定が可能であり、かつ、エクスポート先DRMの利用方法「印刷」の取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元DRMと同等の利用制限が実現できず、かつエクスポート元DRMよりも利用制限を厳しくする方向での設定が可能であるため、エクスポート先DRMの利用方法「表示」「印刷」に対する両方の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ利用方法「表示」の取扱い許可情報に対する利用制限情報はエクスポート元DRMと同等の利用制限を設定し（この場合は「3回」）、かつ利用方法「印刷」の利用制限情報はエクスポート元DRMに対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定し（この場合は「5回」）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン9は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可情報の両方が「○：利用許可」に設定され、かつ各利用方法「表示」「印刷」に対する利用制限情報が「表示回数：3回」「印刷回数：3回」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても2つの利用方法「表示」「印刷」に対する取り扱い許可情報が適用可能であり、かつ、取扱い許可情報「表示」「印刷」に関する利用制限情報「表示回数」「印刷回数」においてエクスポート

ト元と同等の利用制限が実現できるため、エクスポート先DRMの当該取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、かつ同等の利用制限を設定し（この場合は「表示回数：3回」「印刷回数：3回」）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン10は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な利用方法「表示」に対する取扱い許可情報が「○：利用許可」に設定され、利用方法「印刷」に関する取り扱い許可情報が「×：利用不許可」に設定されており、かつ利用方法「表示」に対する利用制限情報が「表示回数：制限なし」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても利用方法「表示」に対する取り扱い許可情報が適用可能であり、かつ、エクスポート先DRMで利用方法「表示」の取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元DRMと同等の利用制限が実現できるため、エクスポート元DRMの当該利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報の設定内容を継承し（この場合は、利用方法「表示」の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法「印刷」の取扱い許可情報の設定内容を「不許可」に設定）、かつエクスポート先DRMの利用方法「表示」の取扱い許可情報に関する利用制限情報の設定内容はエクスポート元DRMと同等の利用制限を設定し（この場合は「制限なし」を設定）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン11は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な利用方法「表示」に対する取扱い許可情報が「○：利用許可」に設定され、利用方法「印刷」に対する取り扱い許可情報が「×：利用不許可」に設定されており、かつ利用方法「表示」に対する利用制限情報が

「表示回数：10回」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても利用方法「表示」に対する取り扱い許可情報が適用可能であり、かつ、エクスポート先DRMの利用方法「表示」の取扱い許可情報の利用制限ではエクスポート元DRMと同等の利用制限が実現できず、かつ、エクスポート元DRMよりも利用制限を厳しくする方向での設定が可能であるため、エクスポート元DRMの当該利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報の設定内容を継承し（この場合は、利用方法「表示」の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法「印刷」の取扱い許可情報の設定内容を「不許可」に設定）、かつエクスポート先DRMの利用方法「表示」の取扱い許可情報に関する利用制限情報の設定内容はエクスポート元DRMに対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定し（この場合は「5回」を設定）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン12は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な利用方法「表示」に対する取扱い許可情報が「○：利用許可」に設定され、利用方法「印刷」に対する取り扱い許可情報が「×：利用不許可」に設定されており、かつ利用方法「表示」に対する利用制限情報が「表示回数：3回」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても利用方法「表示」に対する取り扱い許可情報が適用可能であり、かつ、エクスポート先DRMの利用方法「表示」の取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元DRMと同等の利用制限が実現できるため、エクスポート元DRMの当該利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報の設定内容を継承し（この場合は、利用方法「表示」の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法「印刷」の取扱い許可情報の設定内容を「不許可」に設定）、かつエ

クスポート先DRMの利用方法「表示」の取扱い許可情報に関する利用制限情報の設定内容はエクスポート元DRMと同等の利用制限を設定し（この場合は「3回」を設定）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、

5 つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン13は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な利用方法「印刷」に対する取扱い許可情報が「○：利用許可」に設定され、利用方法「表示」に関する取扱い許可情報が「×：利用不許可」に設定されており、かつ利用方法「印刷」に対する利用制限情報が

10 「印刷回数：制限なし」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても利用方法「表示」に対する取扱い許可情報が適用可能であり、かつ、エクスポート先DRMの利用方法「印刷」の取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元DRMと同等の利用制限が実現できるため、エクスポート元DRM

15 の当該利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報の設定内容を継承し（この場合は、利用方法「印刷」の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法「表示」の取扱い許可情報の設定内容を「不許可」に設定）、かつエクスポート先DRMの利用方法「印刷」の取扱い許可情報に関する利用制限情報の設定内容はエクスポート元DRMと同等の利用制限を設定し（この

20 場合は「制限なし」を設定）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

パターン14は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な利用方法「印刷」に対する取扱い許可情報のみが「○：

25 利用許可」に設定され、利用方法「表示」に対する取扱い許可情報が「×：利用不許可」に設定されており、かつ利用方法「印刷」に対する利用制限情報が「印刷回数：10回」に設定されている場合の例である。この場合にエクス

- ポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても利用方法「印刷」に対する取り扱い許可情報が適用可能であり、かつ、エクスポート先DRMの利用方法「印刷」の取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元DRMと同等の利用制限が実現できず、かつ、エクスポート元DRMよりも利用制限を厳しくする方向での設定が可能であるため、エクスポート元DRMの当該利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報の設定内容を継承し（この場合は、利用方法「印刷」の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法「表示」の取扱い許可情報の設定内容を「不許可」に設定）、かつエクスポート先DRMの利用方法「印刷」の取扱い許可情報に関する利用制限情報の設定内容はエクスポート元DRMに対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容を設定し（この場合は「5回」を設定）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。
- パターン15は、エクスポート元DRMでエクスポート対象であるデジタルコンテンツで利用可能な利用方法「印刷」に対する取扱い許可情報が「○：利用許可」に設定され、利用方法「表示」に対する取り扱い許可情報が「×：利用不許可」に設定されており、かつ利用方法「印刷」に対する利用制限情報が「印刷回数：3回」に設定されている場合の例である。この場合にエクスポート先DRMに対してエクスポートを行う場合、エクスポート先DRMにおいても利用方法「印刷」に対する取り扱い許可情報が適用可能であり、かつ、エクスポート先DRMの利用方法「印刷」の取扱い許可情報の利用制限でエクスポート元DRMと同等の利用制限が実現できるため、エクスポート元DRMの当該利用方法「表示」「印刷」に関する取扱い許可情報の設定内容を継承し（この場合は、利用方法「印刷」の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法「表示」の取扱い許可情報の設定内容を「不許可」に設定）、かつエクスポート先DRMの利用方法「印刷」の取扱い許可情報に関する利用制限情

報の設定内容はエクスポート元DRMと同等の利用制限を設定し（この場合は「3回」を設定）、かつエクスポート先DRMのその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定することで権利データのエクスポートが行われる、つまりエクスポート処理が「○：可能」であることを示している。

- 5 パターン16では、エクスポート元DRMで利用方法「表示」「印刷」に対する取扱い許可情報の両方が「×：利用不許可」に設定されているため、権利データのエクスポートが行われず、つまりエクスポート処理が「×：不可能」であることを示している。

この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMに壁紙コンテンツをエクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、上記ケース2-53を適用して、（「エクスポート対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が2種類（X，Y）」であり、「エクスポート元DRM及びエクスポート先DRMの双方において取扱い許可情報及び当該取扱い許可情報に対する制限情報の両方が適用可能」であり、）「1．エクスポート元
10 で2つの利用方法（X，Y）の取扱い許可情報の両方が「許可」である場合、
1-1．エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報に関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法XおよびY両方の取扱い許可
15 情報に関する利用制限情報についてエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。」
とする。

また、上記ケース2-53の変換規則として、「1-2．エクスポート先
25 DRMの利用方法Xの取扱い許可情報に関する利用制限情報ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報ではエクスポート元と同等の利用制限

が実現できない場合、1-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法Xの取扱い許可情報に関する利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。」を適用する。

また、上記ケース2-53の変換規則として、「1-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法Xの取扱い許可情報に関する利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。」を適用する。

また、上記ケース2-53の変換規則として、「1-3. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報に関する利用制限情報ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合、1-3-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報内容はエクスポート元と同

等の利用制限となる設定を行い、利用方法Xの取扱い許可情報に対する利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。」を適用する。

5 また、上記ケース2-53の変換規則として、「1-3-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ、

10 エクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。」を適用する。

また、上記ケース2-53の変換規則として、「1-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報に関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合、1-4-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報に関する利用制限情報で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報内容を

20 「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法XおよびYの取扱い許可情報に関する利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。」を適用する。

25 また、上記ケース2-53の変換規則として、「1-4-2. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報に関する利用制限情報ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート

ト先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法Xの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法Xの取扱い許可情報に関する利用制限情報内容

5 はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。」を適用する。

また、上記ケース2-53の変換規則として、「1-4-3. エクスポート

10 先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報ではエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能で、かつ、エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容のみを「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報内容

15 はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。」を適用する。

20 また、上記ケース2-53の変換規則として、「1-4-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方の取扱い許可情報に関する利用制限情報で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データのエクスポートを行わない。」を適用する。

また、上記ケース2-53の変換規則として、「2. エクスポート元で利用

25 方法Xの取扱い許可情報のみが「許可」である場合、2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xの取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して利用方法X

の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法 X の取扱い許可情報に関する利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。」を適用する。

また、上記ケース 2-53 の変換規則として、「2-2. エクスポート先 DRM の利用方法 X の取扱い許可情報に関する利用制限情報ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合、2-2-1. エクスポート先 DRM の利用方法 X の取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法 X の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法 X の取扱い許可情報に関する利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する）。」を適用する。

また、上記ケース 2-53 の変換規則として、「2-2-2. エクスポート先 DRM の利用方法 X の取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データのエクスポートを行わない。」を適用する。

また、上記ケース 2-53 の変換規則として、「3. エクスポート元で利用方法 Y の取扱い許可情報のみが「許可」である場合、3-1. エクスポート先 DRM の利用方法 Y の取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して利用方法 Y の取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法 Y の取扱い許可情報に関する利用制限情報内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（但

し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。」を適用する。

また、上記ケース2-53の変換規則として、「3-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合、3-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法Yの取扱い許可情報内容を「許可」に設定し、かつ、エクスポート先の利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする(但し、エクスポート先のその他の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定する)。」を適用する。

また、上記ケース2-53の変換規則として、「3-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Yの取扱い許可情報に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が不可能な場合は、権利データのエクスポートを行わない。」を適用する。

また、上記ケース2-53の変換規則として、「4. エクスポート元で2つの利用方法(X, Y)の両方の取扱い許可情報が「不許可」である場合は、権利データのエクスポートを行わない。」を適用する。

次に、上記表6に示したマトリクス表のエクスポート元DRMにおける取扱い許可情報及び利用制限情報の設定内容に基づいて実行される、上記表2に示したケース2-53における権利データ変換処理について、図17~図23に示すフローチャートを参照して説明する。なお、この権利データ変換処理は、コンテンツ変換部67において実行される。また、以下の説明では、利用方法Xを「表示」、利用方法Yを「印刷」とする。

コンテンツ変換部67は、まず、当該壁紙コンテンツで利用可能な2つの利

用方法X「表示」、Y「印刷」を表す取扱い許可情報がエクスポート元で両方とも「許可」に設定されているか否かを判別する（図17：ステップS1701）。表6のパターン1～9では、壁紙コンテンツの2つの利用方法「表示／印刷」の両方に対して、エクスポート元の取扱い許可情報「○：利用許可」が
5 設定されている。このため、コンテンツ変換部67は、両方「許可」に設定されていると判別して（ステップS1701：YES）、図18のステップS1705に移行する。

また、コンテンツ変換部67は、図17のステップS1701において2つの利用方法X「表示」、Y「印刷」を表す取扱い許可情報がエクスポート元で
10 両方ともは「許可」に設定されていないと判別した場合（表6のパターン10～16）は（ステップS1701：NO）、ステップS1702に移行して、当該壁紙コンテンツで利用可能な2つの利用方法X、Yについての取扱い許可情報がエクスポート元で両方とも「不許可」に設定されているか否かを判別する。表6のパターン10～16の中で、パターン10～15では、壁紙コンテンツの2つの利用方法「表示／印刷」を表す取扱い許可情報の両方又は一方が
15 「○：利用許可」に設定されている。このため、コンテンツ変換部67は、2つの利用方法「表示／印刷」を表す取扱い許可情報が両方ともは「不許可」に設定されていないと判別して（ステップS1702：NO）、ステップS1704に移行する。

20 また、コンテンツ変換部67は、2つの利用方法「表示／印刷」を表す取扱い許可情報が両方とも「不許可」に設定されていると判別した場合（表6のパターン16）は（ステップS1702：YES）ステップS1703に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

ステップS1704において、コンテンツ変換部67は、当該壁紙コンテンツで利用可能な利用方法X「表示」を表す取扱い許可情報がエクスポート元で
25 「許可」に設定されているか否かを判別する。表6のパターン10～15の中で、パターン10～12では、利用方法X「表示」を表す取扱い許可情報がエ

クスポート元で「許可」に設定されている。このため、コンテンツ変換部67は、利用方法X「表示」を表す取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」に設定されていると判別して（ステップS1704：YES）、図22のステップS1722に移行する。

- 5 また、コンテンツ変換部67は、利用方法X「表示」を表す取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」に設定されていないと判別した場合（表6のパターン13～15）は（ステップS1704：NO）、図23のステップS1727に移行する。

また、コンテンツ変換部67は、図17のステップS1701において利用
10 方法X、Yを表す取扱い許可情報がエクスポート元で両方とも「許可」に設定されていると判別した場合（表6のパターン1～9）は（ステップS1701：YES）、図18のステップS1705において、エクスポート先の利用方法X、Yを表すそれぞれの取扱い許可情報に関する利用制限情報の両方で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能か否かを判別する。例えば、表6の
15 パターン1では、壁紙コンテンツの2つの利用方法「表示／印刷」に対して、エクスポート元の利用制限情報「表示回数／印刷回数」が共に「制限なし」に設定され、エクスポート先も同様に「制限なし」という設定を行うことが可能である。このため、コンテンツ変換部67は、同等の利用制限が設定可能と判別し（ステップS1705：YES）、ステップS1706に移行する。（表6
20 のパターン3、7、9もこの場合に相当する。）。

ステップS1706において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法X、Y両方の取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、エクスポート先の利用方法X、Y両方の取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限を設定し、かつ、当該取扱い許
25 可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報については全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図18のステップS1705において両方

5 とも利用制限情報では同様の利用制限が設定可能でないと判別した場合（例えば、表6のパターン2）は（ステップS1705：NO）、ステップS1707に移行する。ステップS1707において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法X、Yを表すそれぞれの取扱い許可情報に関する利用制限情報の両方で、エクスポート元と同等の利用制限が設定不可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、両方の利用制限情報で同等の利用制限が設定不可能であると判別した場合（例えば、表6のパターン5）は（ステップS1707：YES）、図21のステップS1715に移行する。

10 また、コンテンツ変換部67は、図18のステップS1707において両方とも利用制限情報では同等の利用制限が設定可能でないと判別した場合（例えば、表6のパターン2、4、6、8）は（ステップS1707：NO）、ステップS1708に移行する。ステップS1708において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法X「表示」を表す取扱い許可情報に関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能か否かを判別する。

15 コンテンツ変換部67は、図18のステップS1708においてエクスポート元と同等の利用制限が設定可能であると判別した場合（例えば、表6のパターン2、8）は（ステップS1708：YES）、図19のステップS1709に移行する。また、コンテンツ変換部67は、図18のステップS1708においてエクスポート元と同等の利用制限が設定可能でないと判別した場合（例えば、表6のパターン4、6）は（ステップS1708：NO）、図20のステップS1712に移行する。

25 次の図19のステップS1709において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Y「印刷」を表す取扱い許可情報に関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。例えば、表6のパターン2では、エクスポート元での利用方法Y「印刷」を表す取扱い許可情報に関する利用制限が「印刷回数：10」に対して、エクスポ

一ト先の利用制限情報では「印刷回数：5」と設定することが可能である。このため、コンテンツ変換部67は、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別し（ステップS1709：YES）、ステップS1711に移行する（表6のパターン8もこの場合に相当する。）。

- 5 ステップS1711において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法X、Yそれぞれを表す各取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、エクスポート先の利用方法Xに関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限に設定し、エクスポート先の利用方法Yに関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限に設定し、かつ、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 15 また、コンテンツ変換部67は、図19のステップS1709においてエクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS1709：NO）、ステップS1710に移行する。ステップS1710において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法Xを表す取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法Xを表す取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、かつ、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 25 次いで、コンテンツ変換部67が、図18のステップS1708において「NO」と判別した後、図20のステップS1712に移行した場合について記述する。ステップS1712において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Xを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。例えば、表6のパターン4では、エクスポート元での利用方法X「表示」を表す取扱い許可情報に関

する利用制限が「表示回数：10」に対して、エクスポート先の利用制限情報では「表示回数：5」と設定することが可能である。このため、コンテンツ変換部67は、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別し（ステップS1712：YES）、ステップS1714に移行する。（表6の5パターン6もこの場合に相当する。）

ステップS1714において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法X、Yそれぞれを表す各取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、エクスポート先の利用方法Yに関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限に設定し、エクスポート先の利用方法Xに関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限に設定し、かつ、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図20のステップS1712においてエクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS1712：NO）、ステップS1713に移行する。ステップS1713において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して利用方法Yを表す取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法Yを表す取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、かつ、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

次いで、コンテンツ変換部67が、図18のステップS1707において「NO」と判別した後、図21のステップS1715に移行した場合について記述する。ステップS1715において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法X、Yをそれぞれ表す各取扱い許可情報に関する利用制限情報の両方で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。

- コンテンツ変換部67は、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別した場合(例えば、表6のパターン5)は(ステップS1715: YES)、ステップS1716に移行する。ステップS1716において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して利用方法X, Yそれぞれを表す各取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、エクスポート先の利用方法X, Y両方の取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限に設定し、かつ、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。
- 10 また、コンテンツ変換部67は、図21のステップS1715においてエクスポート先の利用方法X, Yをそれぞれ表す各取扱い許可情報に関する利用制限情報の両方ではエクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は(ステップS1715: NO)、ステップS1717に移行する。ステップS1717において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先
- 15 の利用方法X, Yそれぞれを表す各取扱い許可情報に関する利用制限情報の両方で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定不可能か否かを判別する。
- コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法X, Yそれぞれを表す各取扱い許可情報に関する利用制限情報の両方で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定不可能であると判別した場合は(ステップS1717: YES)
- 20 S)、ステップS1718に移行して、権利データのエクスポートは行わない。
- また、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法X, Yそれぞれを表す各取扱い許可情報に関する利用制限情報の両方ではエクスポート元よりも厳しい利用制限が設定不可能でないと判別した場合は(ステップS1717: NO)、ステップS1719に移行する。
- 25 ステップS1719において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Xを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報についてエクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部6

7は、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別した場合は（ステップS 1719：YES）、ステップS 1720に移行する。

ステップS 1720において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して利用方法Xを表す取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用
5 方法Xを表す取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限に設定し、かつ、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図21のステップS 1719においてエクス
10 スポート先の利用方法Xを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報についてエクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS 1719：NO）、ステップS 1721に移行する。

ステップS 1721において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して利用方法Yを表す取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用
15 方法Yを表す取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限に設定し、かつ、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

次いで、コンテンツ変換部67が、図17のステップS 1704において「Y
20 ES」と判別した後、図22のステップS 1722に移行した場合について記述する。ステップS 1722において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Xを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート元と同様の利用制限が設定可能であると判別した場合
25 （例えば、表6のパターン10、12）は（ステップS 1722：YES）、ステップS 1723に移行する。

ステップS 1723において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に

対して、利用方法Xを表す取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法Xを表す取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、かつ、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図22のステップS1722においてエクスポート先の利用方法Xを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS1722：NO）、ステップS1724に移行する。ステップS1724において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Xを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別した場合（例えば、表6のパターン11）は（ステップS1724：YES）、ステップS1725に移行する。

ステップS1725において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法Xを表す取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法Xを表す取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限となる設定を行い、かつ、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図22のステップS1724においてエクスポート先の利用方法Xを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS1724：NO）、ステップS1726に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

次いで、コンテンツ変換部67が、図17のステップS1704において「N

0」と判別した後、図23のステップS1727に移行した場合について記述する。ステップS1727において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Yを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート元と同様の利用制限が設定可能であると判別した場合（例えば、表6のパターン13, 15）は（ステップS1727：YES）、ステップS1728に移行する。

ステップS1728において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法Yを表す取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法Yを表す取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、かつ、当該取扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図23のステップS1727においてエクスポート先の利用方法Yを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS1727：NO）、ステップS1729に移行する。ステップS1729において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Yを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別した場合（例えば、表6のパターン14）は（ステップS1729：YES）、ステップS1730に移行する。

ステップS1730において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法Yを表す取扱い許可情報の設定内容を「許可」に設定し、利用方法Yを表す取扱い許可情報に関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限となる設定を行い、かつ、当該取

扱い許可情報以外のエクスポート先の取扱い許可情報は全て「不許可」を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図23のステップS1729においてエクスポート先の利用方法Yを表す取扱い許可情報に関する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS1729：NO）、ステップS1731に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

以上のように、エクスポート元及びエクスポート先がこのようなDRMモデルの場合は、以上で述べたような判別を行っていくことで、エクスポートする・しないを適切に決定し、また、権利データをエクスポートする場合には、エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元でなされていたのと同様または権利が縮小されるような利用権限となるように権利データを合理的に変換することが可能となる。

次に、上記表2に示したケース2-57における権利データ変換処理について図24～図30に示すフローチャートを参照して説明する。以下では、2種類の利用方法X、Yが利用可能なコンテンツに対してエクスポート処理を行う場合の権利データ変換処理について記述する。

この場合、エクスポート元DRMからエクスポート先DRMにコンテンツをエクスポートする際に、権利データを変換するための変換規則は、上記ケース2-57を適用して、（「エクスポート対象であるデジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が2種類（X、Y）」であり、「エクスポート元DRMにおいて取扱い許可情報及び当該取扱い許可情報に対する制限情報の両方が適用可能であり、エクスポート先DRMにおいて制限情報のみが適用可能」であり、）「1. エクスポート元で2つの利用方法（X、Y）を表す取扱い許可情報の両方が「許可」である場合、1-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方に関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して利用方法XおよびY両方に関する利

用制限情報についてエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定する）。」とする。

- 5 また、上記ケース 2-57 の変換規則として、「1-2. エクスポート先 D R M の利用方法 X に関する利用制限情報ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先 D R M の利用方法 Y に関する利用制限情報ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合、1-2-1. エクスポート先 D R M の利用方法 Y に関する利用制限情報でエクスポート元より
- 10 りも利用制限を厳しくする方向での設定が可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法 X に関連する利用制限情報の設定内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、エクスポート先の利用方法 Y に関連する利用制限情報の設定内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利
- 15 用できない」ことを意味する内容を設定する）。」を適用する。

- また、上記ケース 2-57 の変換規則として、「1-2-2. エクスポート先 D R M の利用方法 Y に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での設定が不可能な場合は、エクスポート先に対して利用
- 20 方法 X に関連する利用制限情報の設定内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定する）。」を適用する。

- また、上記ケース 2-57 の変換規則として、「1-3. エクスポート先 D
- 25 R M の利用方法 Y に関する利用制限情報ではエクスポート元と同等の利用制限が実現でき、かつ、エクスポート先 D R M の利用方法 X に関する利用制限情報ではエクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合、1-3-1. エ

クスポート先DRMの利用方法Xに関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での設定が可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法Yに関連する利用制限情報の設定内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、エクスポート先の利用方法Xに関連する利用制限情報の設定内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする(ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定する)。」を適用する。

また、上記ケース2-57の変換規則として、「1-3-2. エクスポート先DRMの利用方法Xに関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での設定が不可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法Yに関連する利用制限情報の設定内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする(ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定する)。」を適用する。

また、上記ケース2-57の変換規則として、「1-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方に関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合、1-4-1. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方に関するそれぞれの利用制限情報で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法XおよびY両方に関するそれぞれの利用制限情報の設定内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする(ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定する)。」を適用する。

また、上記ケース2-57の変換規則として、「1-4-2. エクスポート先DRMの利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも利用制

限を厳しくする方向での設定が実現でき、エクスポート先DRMの利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での設定が実現不可能であれば、エクスポート先に対して利用方法Xに関連する利用制限情報の設定内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたで
5 きるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定する）。」を適用する。

また、上記ケース2-57の変換規則として、「1-4-3. エクスポート先DRMの利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも利用制
10 限を厳しくする方向での設定が実現でき、エクスポート先DRMの利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での設定が実現不可能であれば、エクスポート先に対して利用方法Yに関連する利用制限情報の設定内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたで
15 きるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定する）。」を適用する。

また、上記ケース2-57の変換規則として、「1-4-4. エクスポート先DRMの利用方法XおよびY両方に関するそれぞれの利用制限情報で、エクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での設定が不可能であれば、権利
20 データのエクスポートは行わない。」を適用する。

また、上記ケース2-57の変換規則として、「2. エクスポート元で利用方法Xの取扱い許可情報のみが「許可」である場合、2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して利用方法Xに関連する利用制
25 限情報の設定内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定

する)。」を適用する。

また、上記ケース2-57の変換規則として、「2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合、2-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Xに関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法Xに関連する利用制限情報の設定内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする(ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定する)。」を適用する。

また、上記ケース2-57の変換規則として、「2-2-2. エクスポート先DRMの利用方法Xに関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での設定が不可能な場合は、権利データのエクスポートを行わない。」を適用する。

また、上記ケース2-57の変換規則として、「3. エクスポート元で利用方法Yの取扱い許可情報のみが「許可」である場合、3-1. エクスポート先DRMの利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できる場合は、エクスポート先に対して利用方法Yに関連する利用制限情報の設定内容はエクスポート元と同等の利用制限となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする(ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定する)。」を適用する。

また、上記ケース2-57の変換規則として、「3-2. エクスポート先DRMの利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が実現できない場合、3-2-1. エクスポート先DRMの利用方法Yに関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での記述が可能な場合は、エクスポート先に対して利用方法Yに関連する利用制限情報

の設定内容はエクスポート元に対して利用制限を厳しくしたできるだけ近い利用制限内容となる設定を行うように、権利データを変換してエクスポートする（ただし、エクスポート先のその他の利用制限情報については全て「利用できない」ことを意味する内容を設定する）。」を適用する。

- 5 また、上記ケース 2-57 の変換規則として、「3-2-2. エクスポート先 DRM の利用方法 Y に関する利用制限情報でエクスポート元よりも利用制限を厳しくする方向での設定が不可能な場合は、権利データのエクスポートを行わない。」を適用する。

- 10 また、上記ケース 2-57 の変換規則として、「4. エクスポート元で 2 つの利用方法 (X, Y) を表す取扱い許可情報の両方が「不許可」である場合は、権利データのエクスポートを行わない。」を適用する。

次に、ケース 2-57 における権利データ変換処理について、図 24~図 30 に示すフローチャートを参照して説明する。なお、この権利データ変換処理は、コンテンツ変換部 67 において実行される。

- 15 コンテンツ変換部 67 は、まず、当該コンテンツで利用可能な 2 つの利用方法 X, Y を表す取扱い許可情報がエクスポート元で両方とも「許可」に設定されているか否かを判別する（図 24：ステップ S2401）。コンテンツ変換部 67 は、2 つの利用方法 X, Y を表す取扱い許可情報がエクスポート元で両方とも「許可」に設定されていると判別した場合は（ステップ S2401：Y
20 ES）、図 25 のステップ S2405 に移行する。

- 25 また、コンテンツ変換部 67 は、図 24 のステップ S2401 において 2 つの利用方法 X, Y を表す取扱い許可情報がエクスポート元で両方ともは「許可」に設定されていないと判別した場合は（ステップ S2401：NO）、ステップ S2402 に移行して、当該コンテンツで利用可能な 2 つの利用方法 X, Y を表す取扱い許可情報がエクスポート元で両方とも「不許可」に設定されているか否かを判別する。コンテンツ変換部 67 は、2 つの利用方法 X, Y を表す取扱い許可情報がエクスポート元で両方ともは「不許可」に設定されていない

と判別した場合は（ステップS 2 4 0 2 : N O）、ステップS 2 4 0 4に移行する。

また、コンテンツ変換部67は、図24のステップS 2 4 0 2において2つの利用方法X, Yを表す取扱い許可情報がエクスポート元で両方とも「不許可」に設定されていると判別した場合は（ステップS 2 4 0 2 : Y E S）ステップS 2 4 0 3に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

コンテンツ変換部67は、図24のステップS 2 4 0 4において利用方法Xを表す取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」に設定されているか否かを判別する。コンテンツ変換部67は、利用方法Xを表す取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」に設定されていると判別した場合は（ステップS 2 4 0 4 : Y E S）、図29のステップS 2 4 2 2に移行する。

また、コンテンツ変換部67は、利用方法Xを表す取扱い許可情報がエクスポート元で「許可」に設定されていないと判別した場合は（ステップS 2 4 0 4 : N O）、図30のステップS 2 4 2 7に移行する。

コンテンツ変換部67は、図24のステップS 2 4 0 1において利用方法X, Yを表す取扱い許可情報がエクスポート元で両方とも「許可」に設定されていると判別した場合は（ステップS 2 4 0 1 : Y E S）、図25のステップS 2 4 0 5に移行する。ステップS 2 4 0 5において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法X, Y両方に関するそれぞれの利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法X, Y両方に関するそれぞれの利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能と判別した場合は（ステップS 2 4 0 5 : Y E S）、ステップS 2 4 0 6に移行する。

ステップS 2 4 0 6において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して2つの利用方法X, Yに関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限を設定し、かつ、2つの利用方法X, Y以外の利用方法に

関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図25のステップS2405においてエクスポート先の利用方法X、Y両方に関するそれぞれの利用制限情報では、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS2405：NO）、ステップS2407に移行する。ステップS2407において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の2つの利用方法X、Y両方に関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定不可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート先の2つの利用方法X、Y両方に関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定不可能であると判別した場合は（ステップS2407：YES）、図28のステップS2415に移行する。

また、コンテンツ変換部67は、図25のステップS2407においてエクスポート先の2つの利用方法X、Y両方に関する利用制限情報では、エクスポート元と同等の利用制限が設定不可能でないと判別した場合は（ステップS2407：NO）、ステップS2408に移行する。ステップS2408において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能か否かを判別する。

コンテンツ変換部67は、図25のステップS2408においてエクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能であると判別した場合は（ステップS2408：YES）、図26のステップS2409に移行する。また、コンテンツ変換部67は、図25のステップS2408においてエクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS2408：NO）、図27のステップS2412に移行する。

次いで、図26のステップS2409において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも

厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別した場合（ステップS2409：YES）、ステップS2411に移行する。

5 ステップS2411において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法Xに関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、エクスポート先の利用方法Yに関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の2つの利用方法X、Y以外の利用方法
10 に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図26のステップS2409においてエクスポート先の利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS2409：NO）、
15 ステップS2410に移行する。ステップS2410において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法Xに関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の利用方法X以外の利用方法に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

20 次いで、コンテンツ変換部67が、図25のステップS2408において「NO」と判別した後、図27のステップS2412に移行した場合について記述する。ステップS2412において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート元よ
25 りも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS2412：NO）、ステップS2413に移行する。

ステップS2413において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に

対して、利用方法Yに関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の利用方法Y以外の利用方法に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 5 また、コンテンツ変換部67は、図27のステップS2412においてエクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別した場合は(ステップS2412:YES)、ステップS2414に移行する。ステップS2414において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法Yに関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、エクスポート先の利用方法Xに関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しい
10 ができるだけ近い利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の2つの利用方法X, Y以外の利用方法に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートす
15 る。

- 次いで、コンテンツ変換部67が、図25のステップS2407において「YES」と判別した後、図28のステップS2415に移行した場合について記述する。ステップS2415において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の2つの利用方法X, Y両方に関するそれぞれの利用制限で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。
20

- コンテンツ変換部67は、図28のステップS2415においてエクスポート先の2つの利用方法X, Y両方に関するそれぞれの利用制限で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別した場合は(ステップS2415:YES)、ステップS2416に移行する。ステップS2416において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して利用方法Xに関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限となる設定を行い、エクスポート先の利用方法Yに関連する利用制限情報
25

について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の2つの利用方法X, Y以外の利用方法に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 5 また、コンテンツ変換部67は、図28のステップS2415においてエクスポート先の2つの利用方法X, Y両方に関するそれぞれの利用制限では、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は(ステップS2415:NO)、ステップS2417に移行する。ステップS2417において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の2つの利用方法X, Y両方についての利用制限で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定不可能か否かを判別する。

コンテンツ変換部67は、図28のステップS2417においてエクスポート先の2つの利用方法X, Y両方に関するそれぞれの利用制限で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定不可能であると判別した場合は(ステップS2417:YES)、ステップS2418に移行して、権利データのエクスポートは行わない。また、コンテンツ変換部67は、図28のステップS2417においてエクスポート先の2つの利用方法X, Y両方に関するそれぞれの利用制限では、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は(ステップS2417:NO)、ステップS2419に移行する。

- 20 ステップS2419において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別した場合は(ステップS2419:YES)、ステップS2420に移行する。

- 25 ステップS2420において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法Xに関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の

2つの利用方法X以外の利用方法に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図28のステップS241.9においてエクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は(ステップS241.9:NO)、ステップS242.1に移行する。ステップS242.1において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法Yに関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の2つの利用方法Y以外の利用方法に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

次いで、コンテンツ変換部67が、図24のステップS240.4において「YES」と判別した後、図29のステップS242.2に移行した場合について記述する。ステップS242.2において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、図29のステップS242.2においてエクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能であると判別した場合は(ステップS242.2:YES)、ステップS242.3に移行する。

ステップS242.3において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して利用方法Xに関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の利用方法X以外の利用方法に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部67は、図29のステップS242.2においてエクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利

用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS 2 4 2 2 : N O）、ステップS 2 4 2 4に移行する。ステップS 2 4 2 4において、コンテンツ変換部6 7は、エクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部6 7は、図2 9のステップS 2 4 2 4においてエクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別した場合は（ステップS 2 4 2 4 : Y E S）、ステップS 2 4 2 5に移行する。

ステップS 2 4 2 5において、コンテンツ変換部6 7は、エクスポート先に対して、利用方法Xに関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の利用方法X以外の利用方法に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

また、コンテンツ変換部6 7は、図2 9のステップS 2 4 2 4においてエクスポート先の利用方法Xに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS 2 4 2 4 : N O）、ステップS 2 4 2 6に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。

次いで、コンテンツ変換部6 7が、図2 4のステップS 2 4 0 4において「N O」と判別した後、図3 0のステップS 2 4 2 7に移行した場合について記述する。ステップS 2 4 2 7において、コンテンツ変換部6 7は、エクスポート先の利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部6 7は、図3 0のステップS 2 4 2 7においてエクスポート先の利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能であると判別した場合は（ステップS 2 4 2 7 : Y E S）、ステップS 2 4 2 8に移行する。

ステップS 2 4 2 8において、コンテンツ変換部6 7は、エクスポート先に

対して利用方法Yに関連する利用制限情報について、エクスポート元と同等の利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の利用方法Y以外の利用方法に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。

- 5 また、コンテンツ変換部67は、図30のステップS2427においてエクスポート先の利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元と同等の利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS2427：NO）、ステップS2429に移行する。ステップS2429において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先の利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能か否かを判別する。コンテンツ変換部67は、図30のステップS2429においてエクスポート先の利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能であると判別した場合は（ステップS2429：YES）、ステップS2430に移行する。
- 10 また、コンテンツ変換部67は、図30のステップS2429においてエクスポート先の利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能である
- 15 ステップS2430において、コンテンツ変換部67は、エクスポート先に対して、利用方法Yに関連する利用制限情報について、エクスポート元よりも厳しいができるだけ近い利用制限となる設定を行い、かつ、エクスポート先の利用方法Y以外の利用方法に関連する利用制限情報は全て「利用できない」ことを意味する内容を設定するように、権利データを変換してエクスポートする。
- 20 また、コンテンツ変換部67は、図30のステップ2429においてエクスポート先の利用方法Yに関する利用制限情報で、エクスポート元よりも厳しい利用制限が設定可能でないと判別した場合は（ステップS2429：NO）、ステップS2431に移行して、権利データのエクスポートは行わず、本処理を終了する。
- 25 以上のように、エクスポート元及びエクスポート先がこのようなDRMモデルの場合は、以上で述べたような判別を行っていくことで、エクスポートする・しないを適切に決定し、また、権利データをエクスポートする場合には、

エクスポート先DRMにおいてもエクスポート元でなされていたのと同様または権利が縮小されるような利用権限となるように権利データを合理的に変換することが可能となる。

本明細書は、2003年7月25日出願の特願2003-280257及び2004年3月23日出願の特願2004-085795に基づく。これらの内容はすべてここに含めておく。

産業上の利用可能性

デジタルコンテンツの利用者等において、異なるコンテンツ取扱いシステムに適合するようにコンテンツデータを変換してエクスポートした場合においても、権利データを更新してコンテンツを利用可能にすることが可能なデータ処理装置を提供できる効果を有し、携帯情報端末、携帯電話装置などの電子機器や、メモリカードなどの記録媒体などにおいて、デジタルコンテンツの取扱いに関する権利データを含むデータの処理を行うデータ処理装置等に有用である。

請求の範囲

1. デジタルコンテンツの取扱いに関する権利データを含むデータの処理を行うデータ処理装置であって、前記デジタルコンテンツに対応する前記権利データ
5 ータを取得する取得手段と、前記権利データを保持するデータ保持手段と、前記権利データの配信元のネットワーク上の場所を示す権利データ配信元情報を保持する権利データ配信元情報保持手段と、前記権利データにしたがって、対応するデジタルコンテンツのコンテンツデータの取扱いを行うコンテンツ取扱い手段と、を備え、前記コンテンツ取扱い手段は、前記デジタルコン
10 ツのエキスポートに際して、対応する権利データを、エキスポート先のコンテンツ取扱い管理システムに適合するように変換するとともに、前記権利データ配信元情報に基づき、前記配信元から取得済みのコンテンツデータに対応する権利データを取得する、データ処理装置。
2. 前記権利データ配信元情報保持手段は、前記デジタルコンテンツのエキス
15 ポートを行う端末に設けられる、請求の範囲 1 記載のデータ処理装置。
3. 前記権利データ配信元情報保持手段は、前記デジタルコンテンツのエキスポート先の端末または記録媒体に設けられる、請求の範囲 1 記載のデータ処理装置。
4. 前記取得済みの前記コンテンツデータを保持するコンテンツ保持手段を
20 備える、請求の範囲 1 記載のデータ処理装置。
5. 前記コンテンツ保持手段は、前記デジタルコンテンツのエキスポート先の端末または記録媒体に設けられる、請求の範囲 4 記載のデータ処理装置。
6. 前記コンテンツ保持手段は、前記デジタルコンテンツのエキスポートを行う
25 端末に設けられる、請求の範囲 1 記載のデータ処理装置。
7. 前記権利データは、対応するコンテンツデータの取扱い許可情報と、前記
コンテンツデータを復号化するための鍵情報とを含む、請求の範囲 1 記載の
データ処理装置。

8. 前記権利データは、前記取扱い許可情報に対する制限情報を含む、請求の範囲7記載のデータ処理装置。

9. 前記コンテンツ取扱い手段は、前記デジタルコンテンツをエクスポートする際に、前記デジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみであるか2種類であるかに応じて、前記権利データの変換処理方法を決定する、請求の範囲1記載のデータ処理装置。

10. 前記コンテンツ取扱い手段は、前記デジタルコンテンツをエクスポートする際に、エクスポート元及びエクスポート先のそれぞれのコンテンツ取扱い管理システムにおいて、それぞれ、前記取扱い許可情報のみを適用可能であるか、前記制限情報のみを適用可能であるか、前記取扱い許可情報及び当該取扱い許可情報に対する制限情報の両方が適用可能であるかに応じて、前記権利データの変換処理方法を決定する、請求の範囲1記載のデータ処理装置。

15. 前記コンテンツ取扱い手段は、前記デジタルコンテンツをエクスポートする際に、エクスポート元及びエクスポート先のそれぞれのコンテンツ取扱い管理システムにおいてそれぞれ前記デジタルコンテンツにて利用可能な利用方法に関する前記取扱い許可情報および前記制限情報を適用可能であるか否かに応じて、前記権利データの変換処理方法を決定する、請求の範囲1記載のデータ処理装置。

20. 前記コンテンツ取扱い手段は、前記デジタルコンテンツをエクスポートする際に、前記デジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみであるか2種類であるか、及びエクスポート元及びエクスポート先のそれぞれのコンテンツ取扱い管理システムにおいて、それぞれ、前記取扱い許可情報のみを適用可能であるか、前記制限情報のみを適用可能であるか、前記取扱い許可情報及び当該取扱い許可情報に対する制限情報の両方が適用可能であるか、に
25 応じて前記権利データの変換処理方法を決定する、請求の範囲1記載のデータ処理装置。

13. 前記コンテンツ取扱い手段は、前記デジタルコンテンツをエクスポート

トする際に、前記デジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみであるか2種類であるか、及びエクスポート元及びエクスポート先のそれぞれのコンテンツ取扱い管理システムにおいてそれぞれ前記デジタルコンテンツにて利用可能な利用方法に関する前記取扱い許可情報および前記制限情報を適用可能であるか、に応じて前記権利データの変換処理方法を決定する、請求の範囲1記載のデータ処理装置。

14. 前記コンテンツ取扱い手段は、前記デジタルコンテンツをエクスポートする際に、エクスポート元及びエクスポート先のそれぞれのコンテンツ取扱い管理システムにおいて、それぞれ、前記取扱い許可情報のみを適用可能であるか、前記制限情報のみを適用可能であるか、前記取扱い許可情報及び当該取扱い許可情報に対する制限情報の両方が適用可能であるか、及びエクスポート元及びエクスポート先のそれぞれのコンテンツ取扱い管理システムにおいてそれぞれ前記デジタルコンテンツにて利用可能な利用方法に関する前記取扱い許可情報および前記制限情報を適用可能であるか、に応じて前記権利データの変換処理方法を決定する、請求の範囲1記載のデータ処理装置。

15. 前記コンテンツ取扱い手段は、前記デジタルコンテンツをエクスポートする際に、前記デジタルコンテンツにて利用可能な利用方法が1種類のみであるか2種類であるか、エクスポート元及びエクスポート先のそれぞれのコンテンツ取扱い管理システムにおいて、それぞれ、前記取扱い許可情報のみを適用可能であるか、前記制限情報のみを適用可能であるか、前記取扱い許可情報及び当該取扱い許可情報に対する制限情報の両方が適用可能であるか、及びエクスポート元及びエクスポート先のそれぞれのコンテンツ取扱い管理システムにおいてそれぞれ前記デジタルコンテンツにて利用可能な利用方法に関する前記取扱い許可情報および前記制限情報を適用可能であるか、に応じて前記権利データの変換処理方法を決定する、請求の範囲1記載のデータ処理装置。

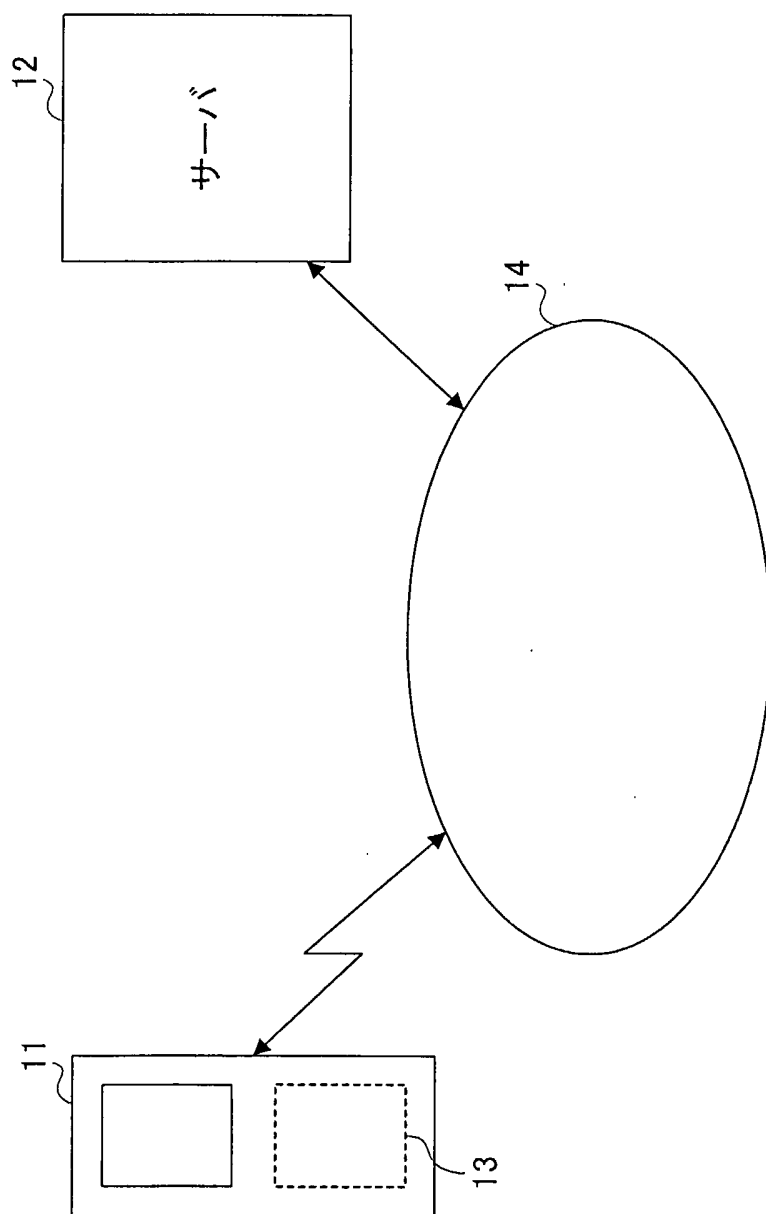


図1

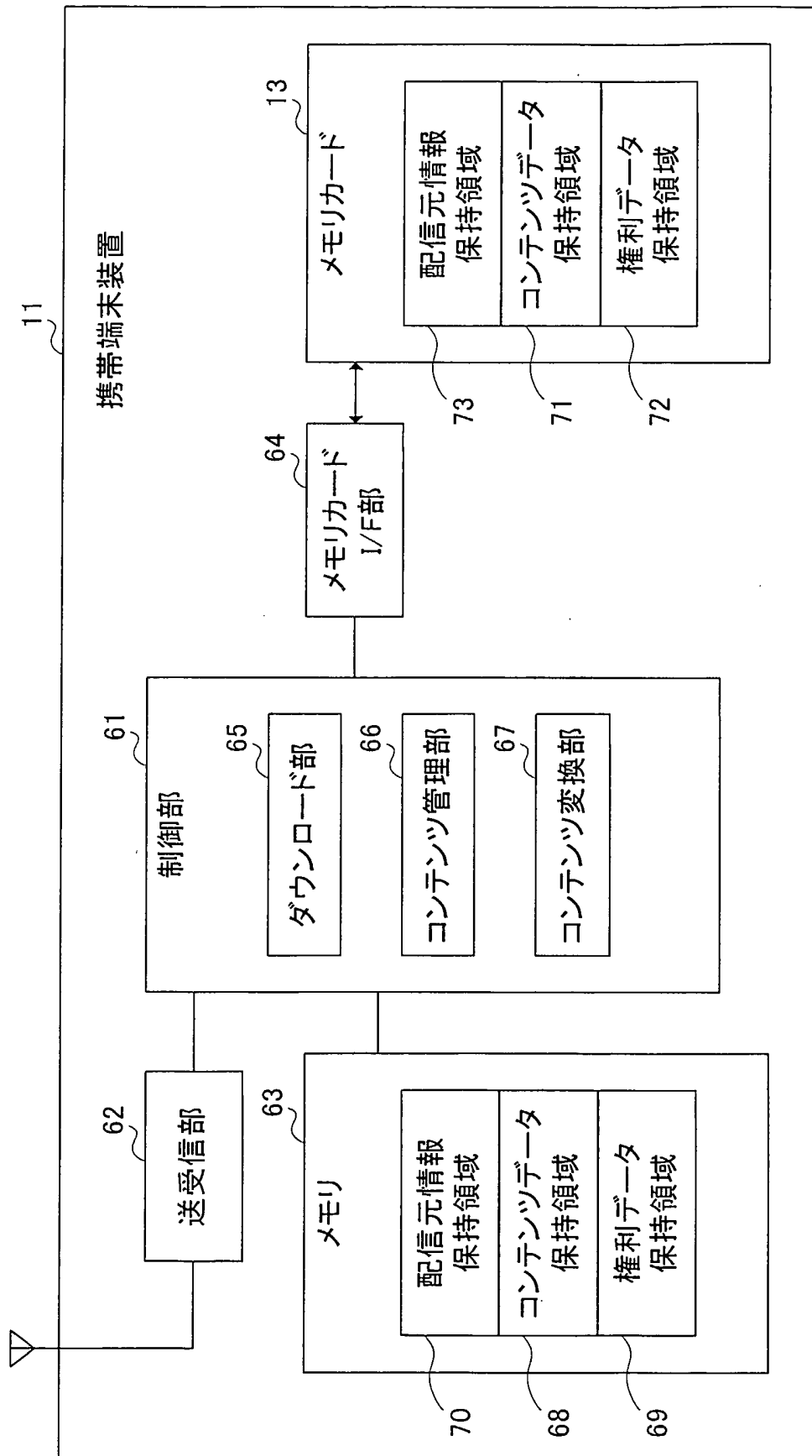


図2

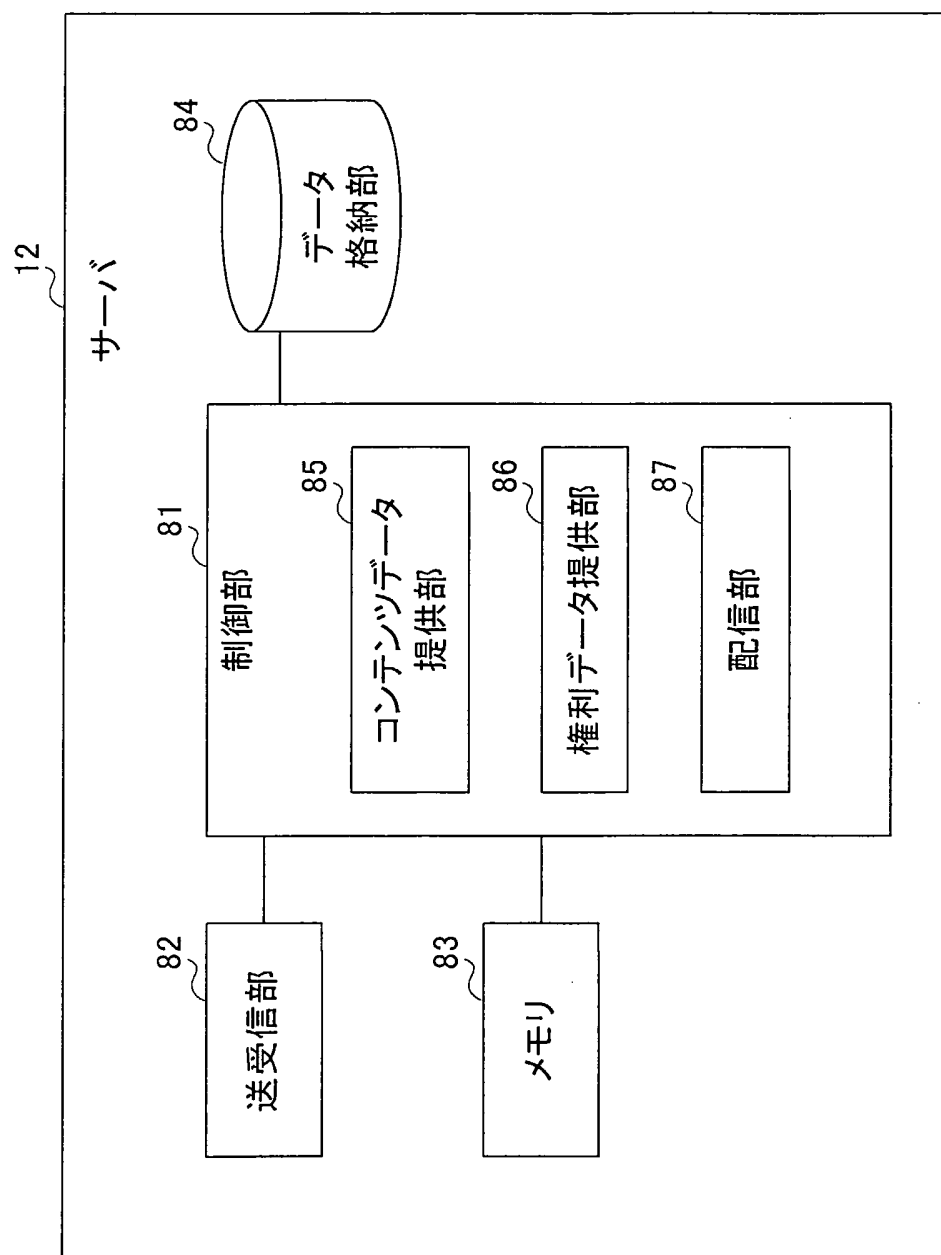


図3

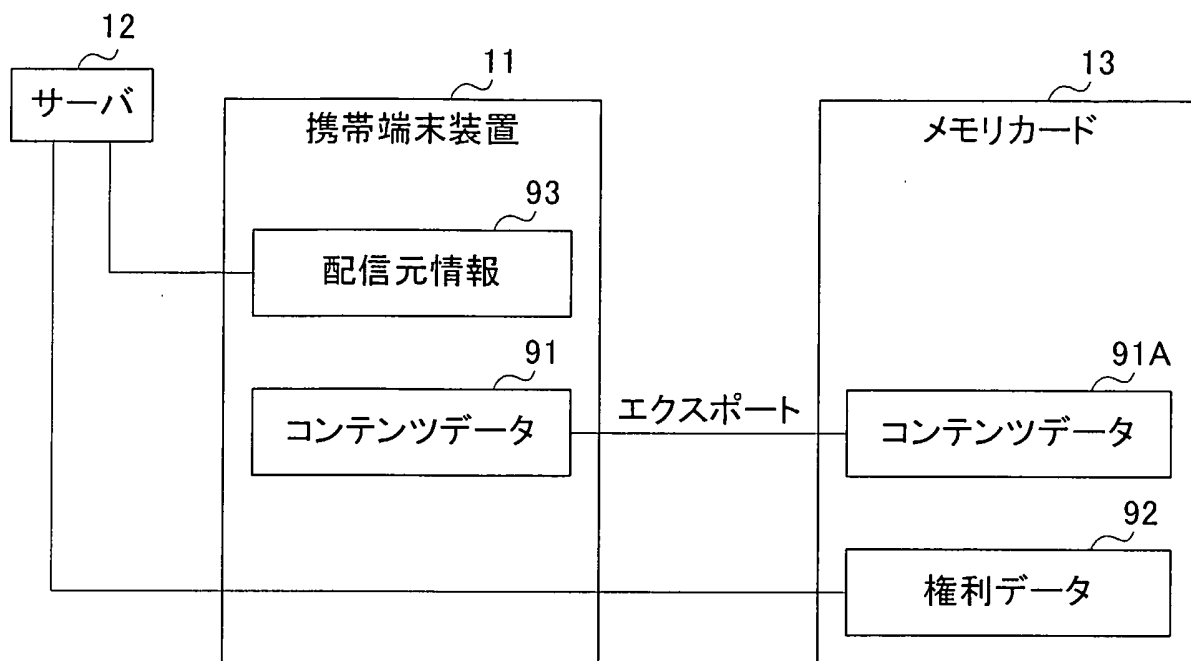


図4A

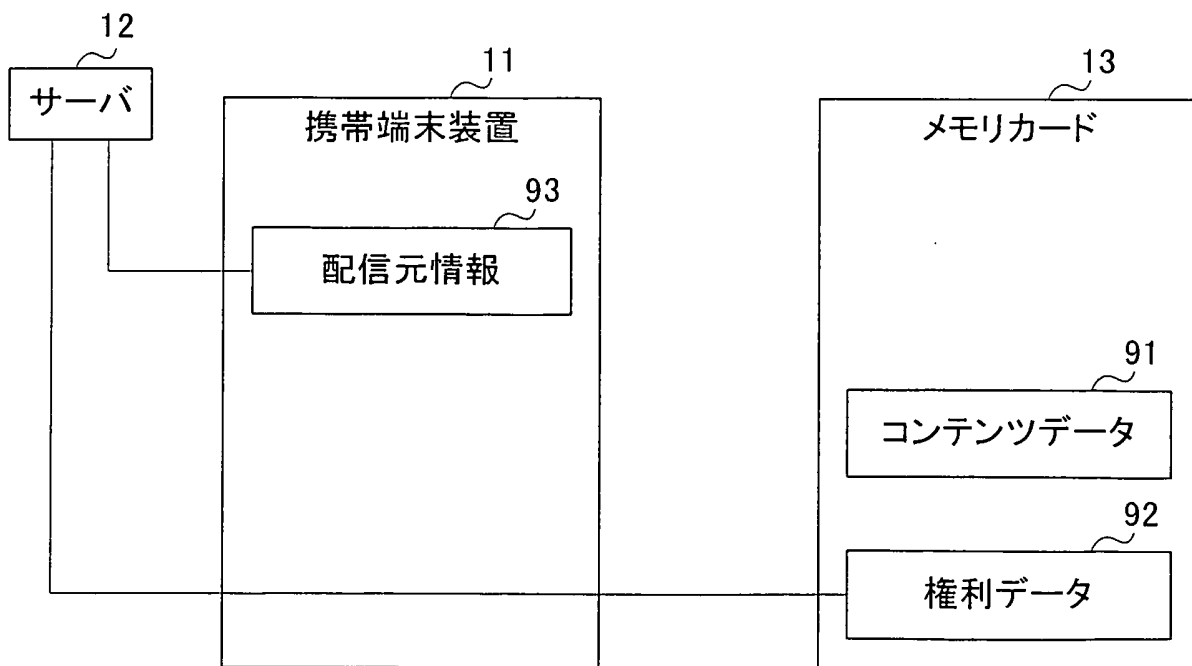


図4B

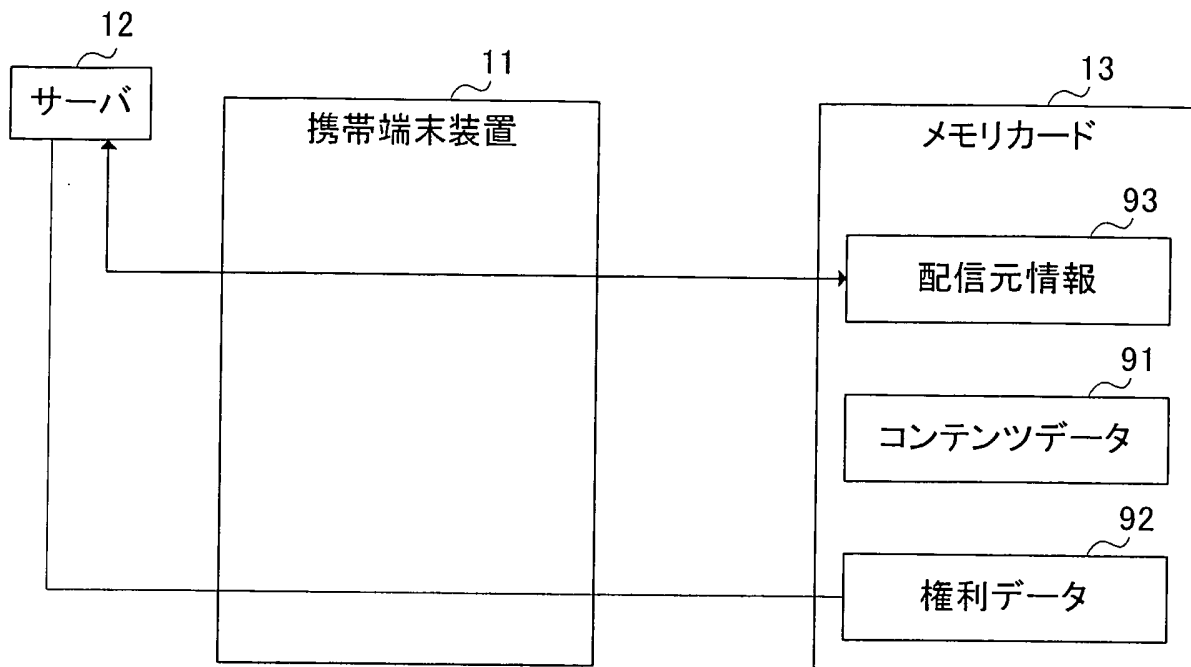


図5A

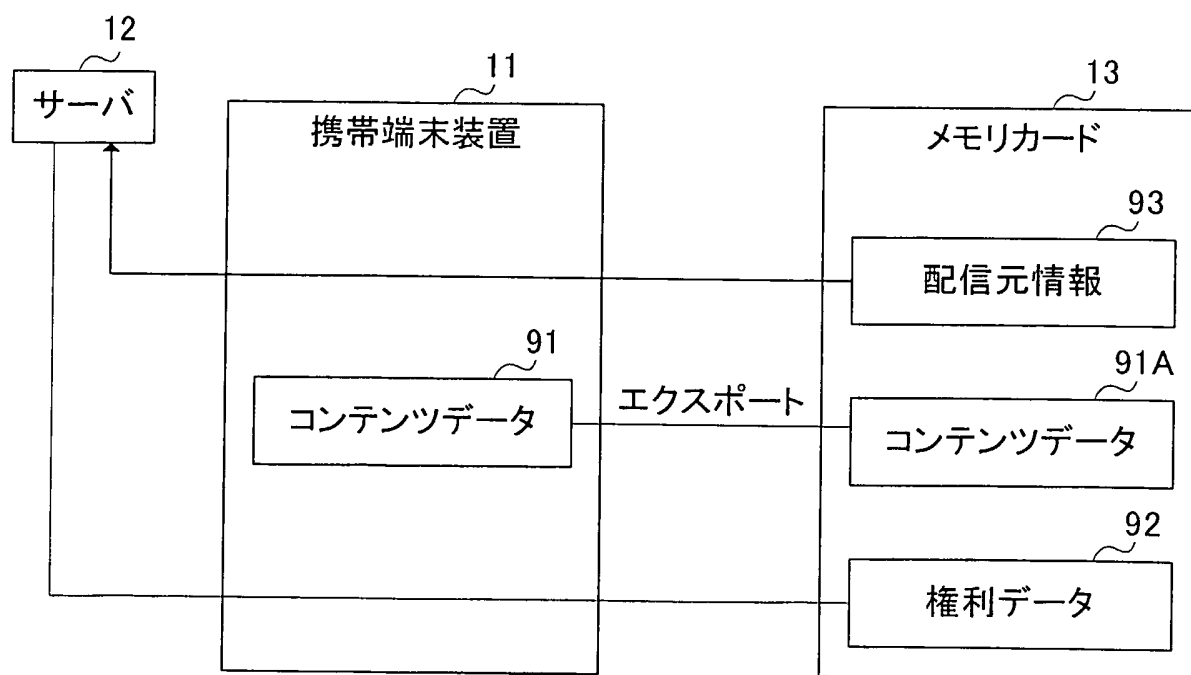


図5B

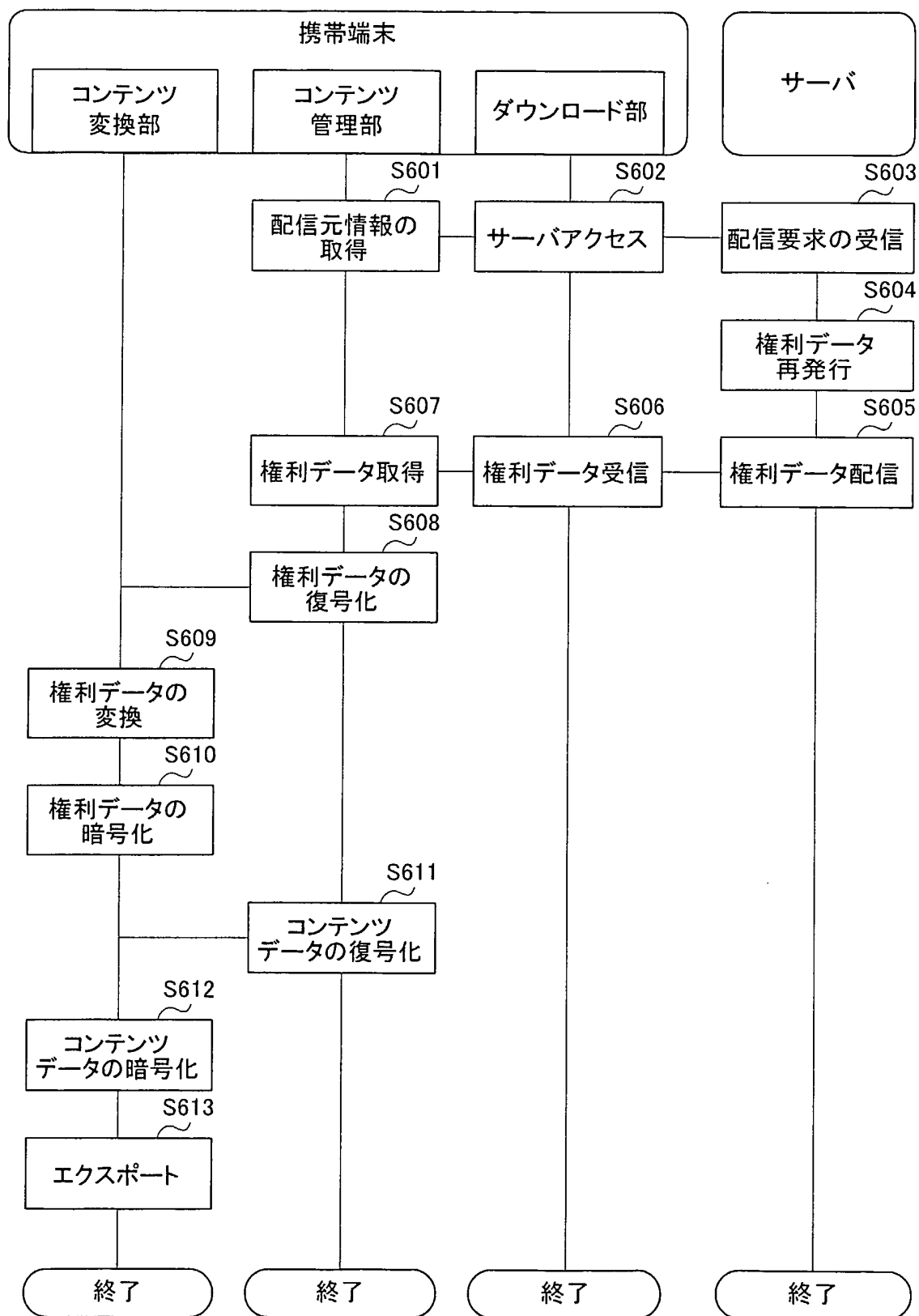


図6

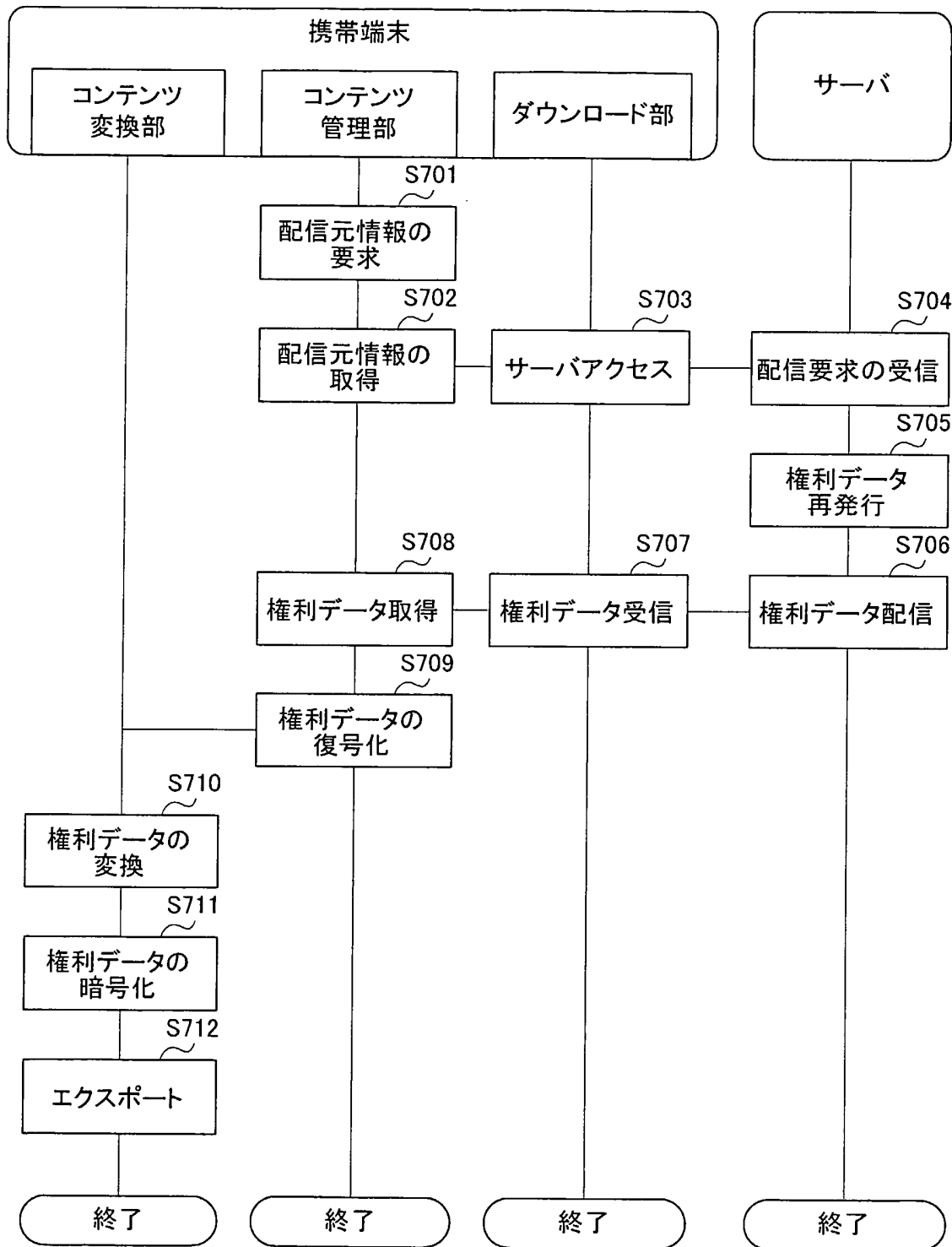


図7

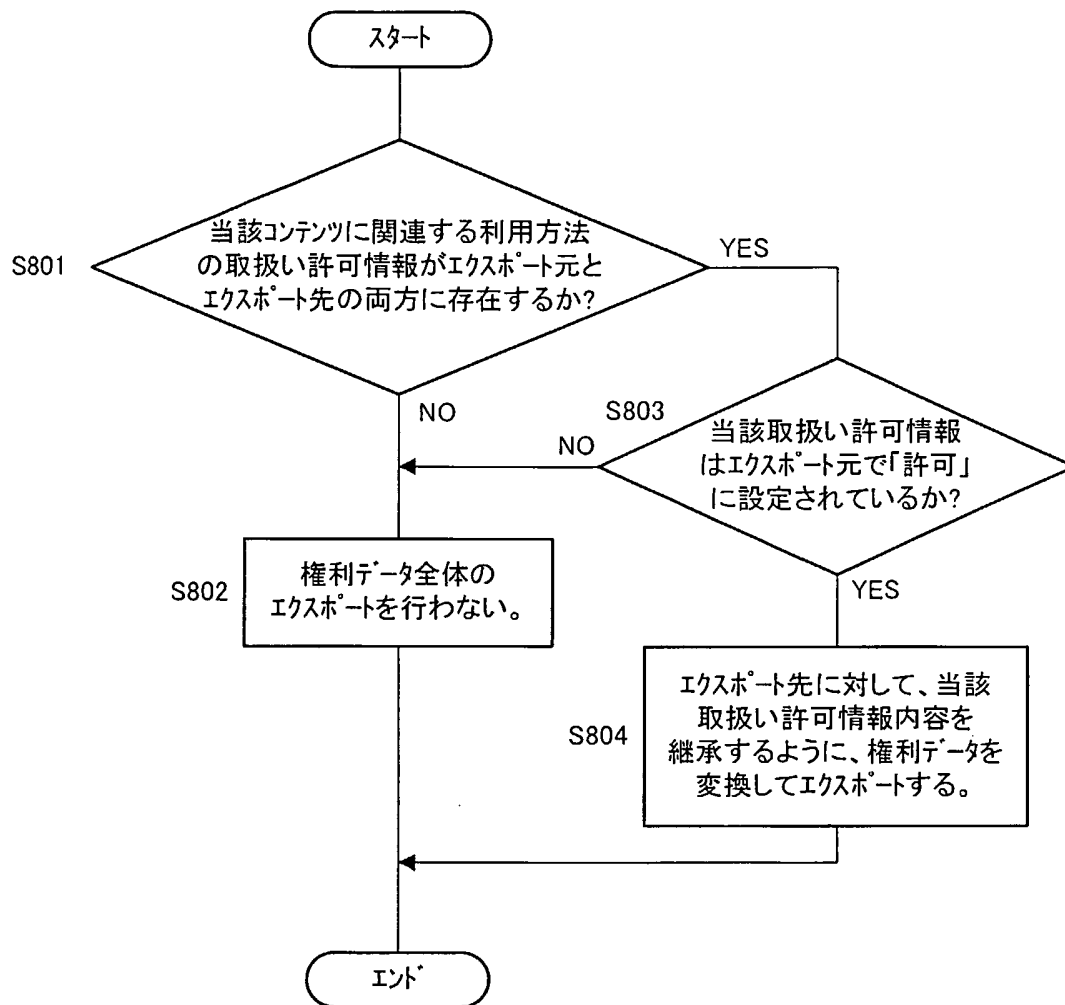


図8

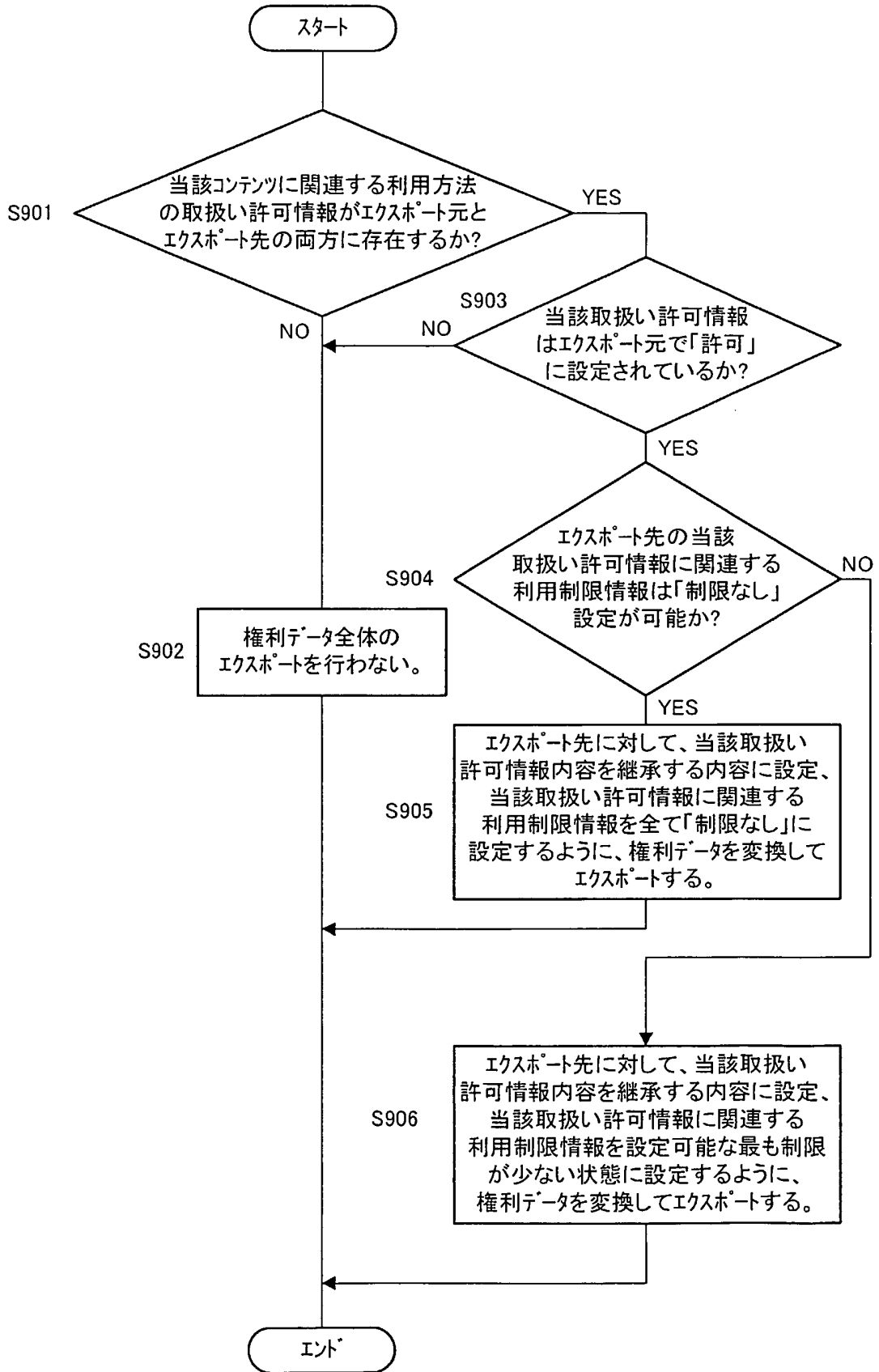


図9

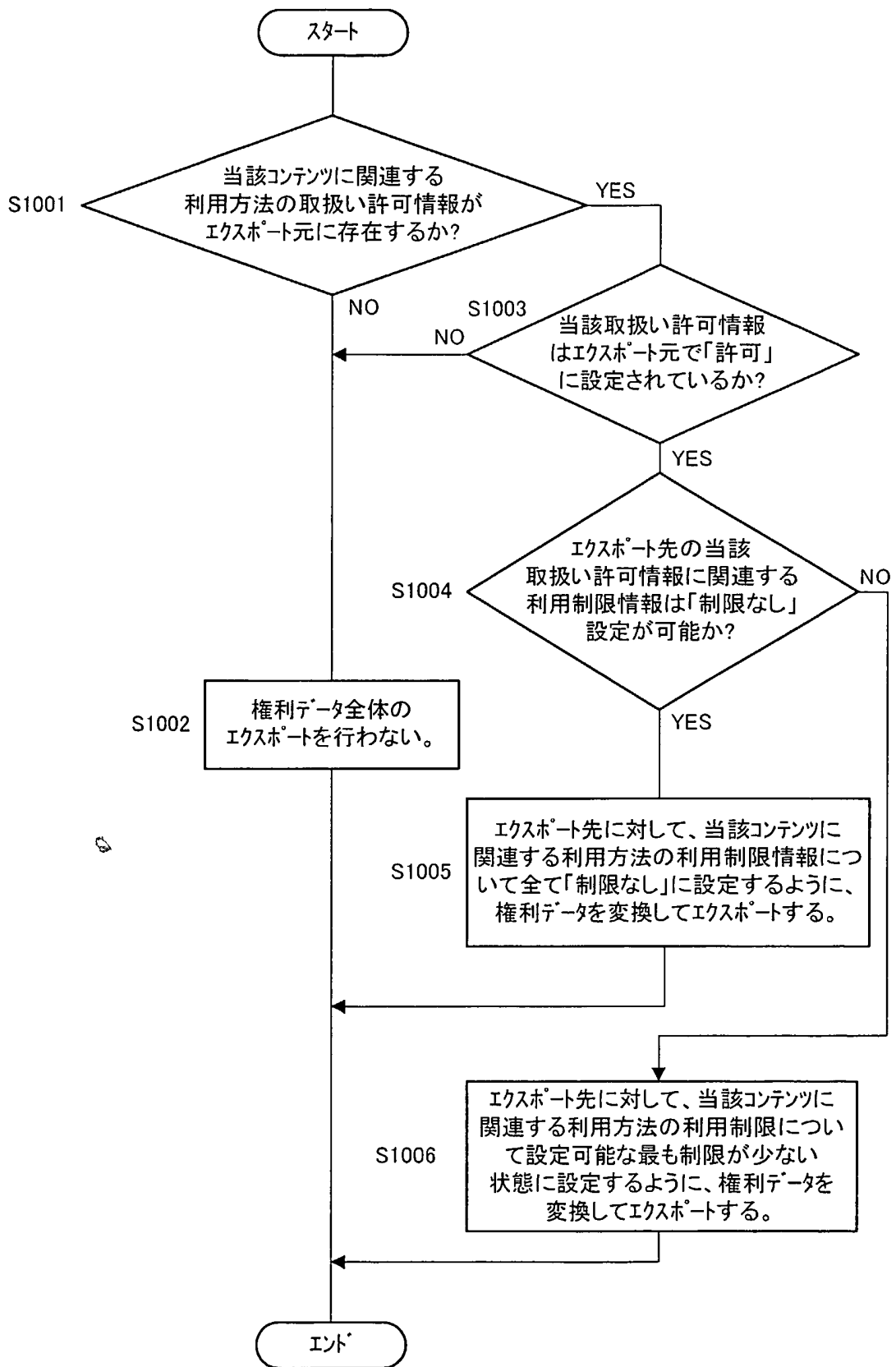


図10

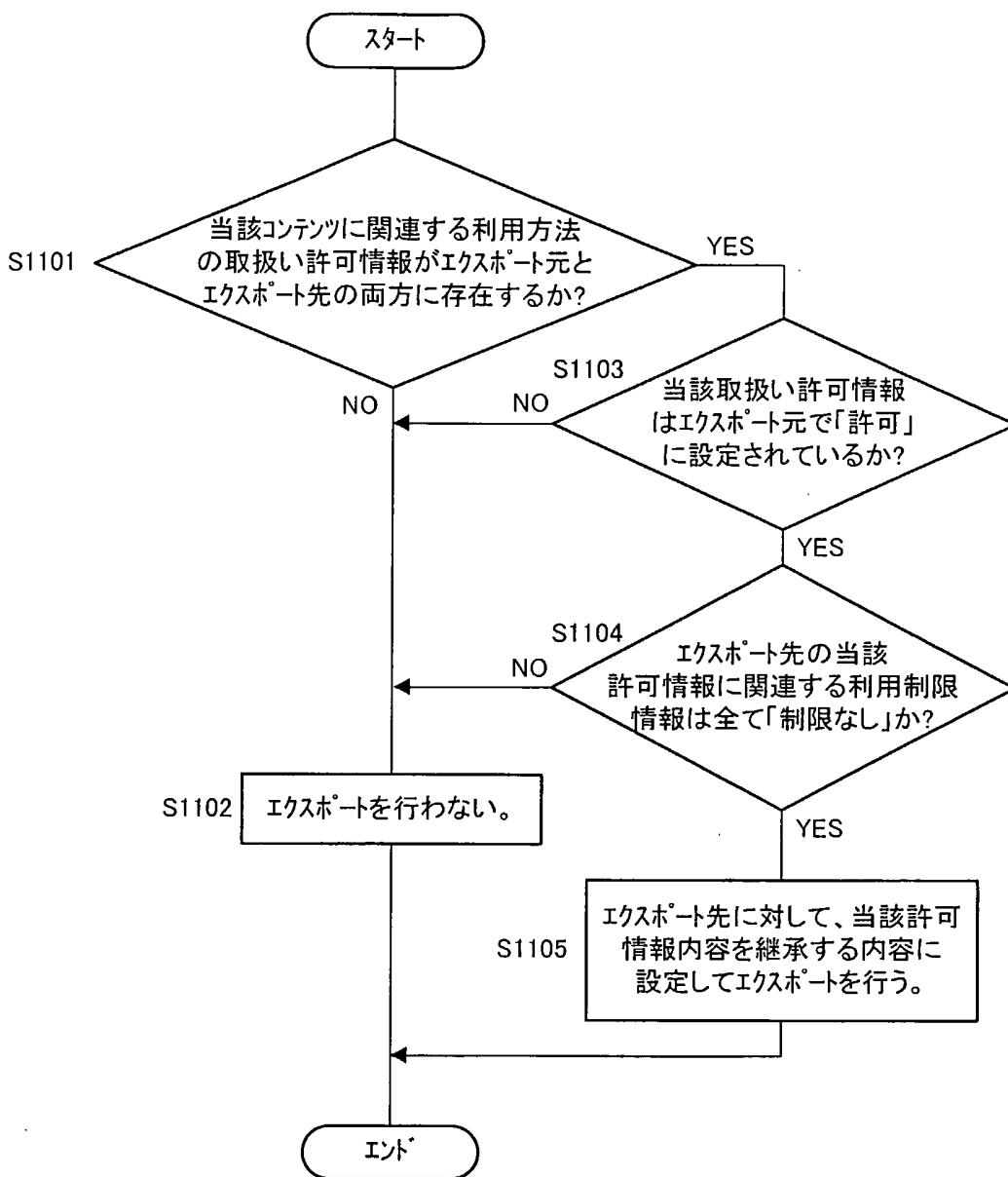


図11

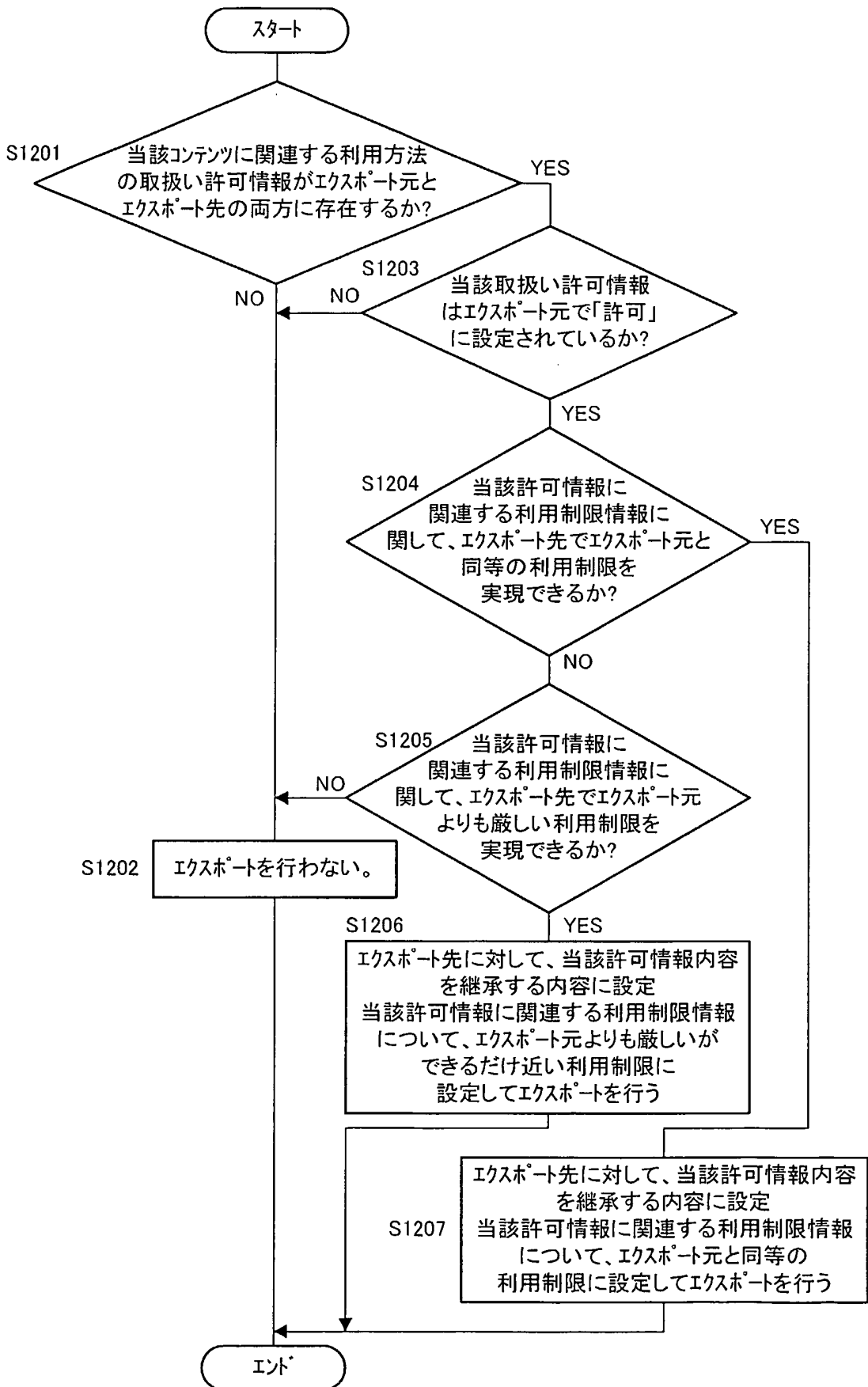


図12

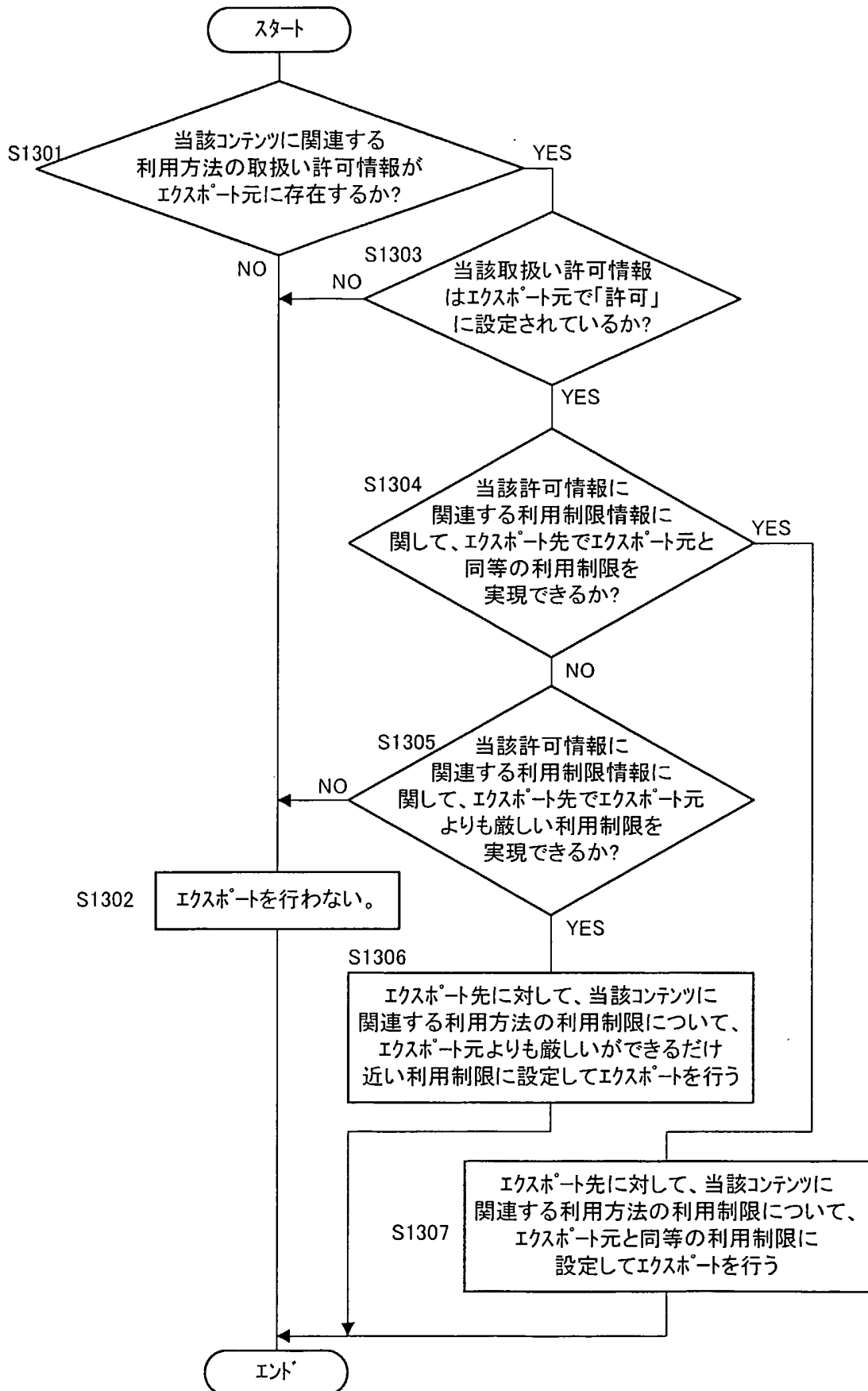


図13

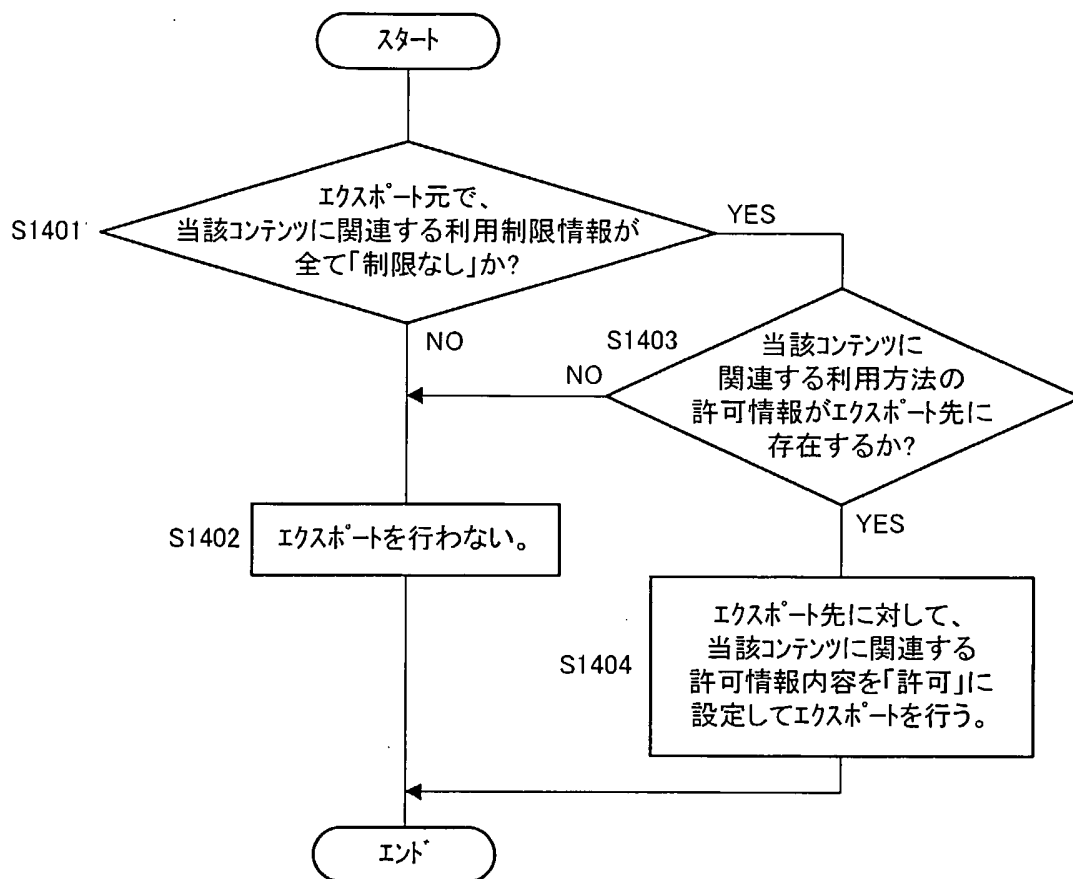


図14

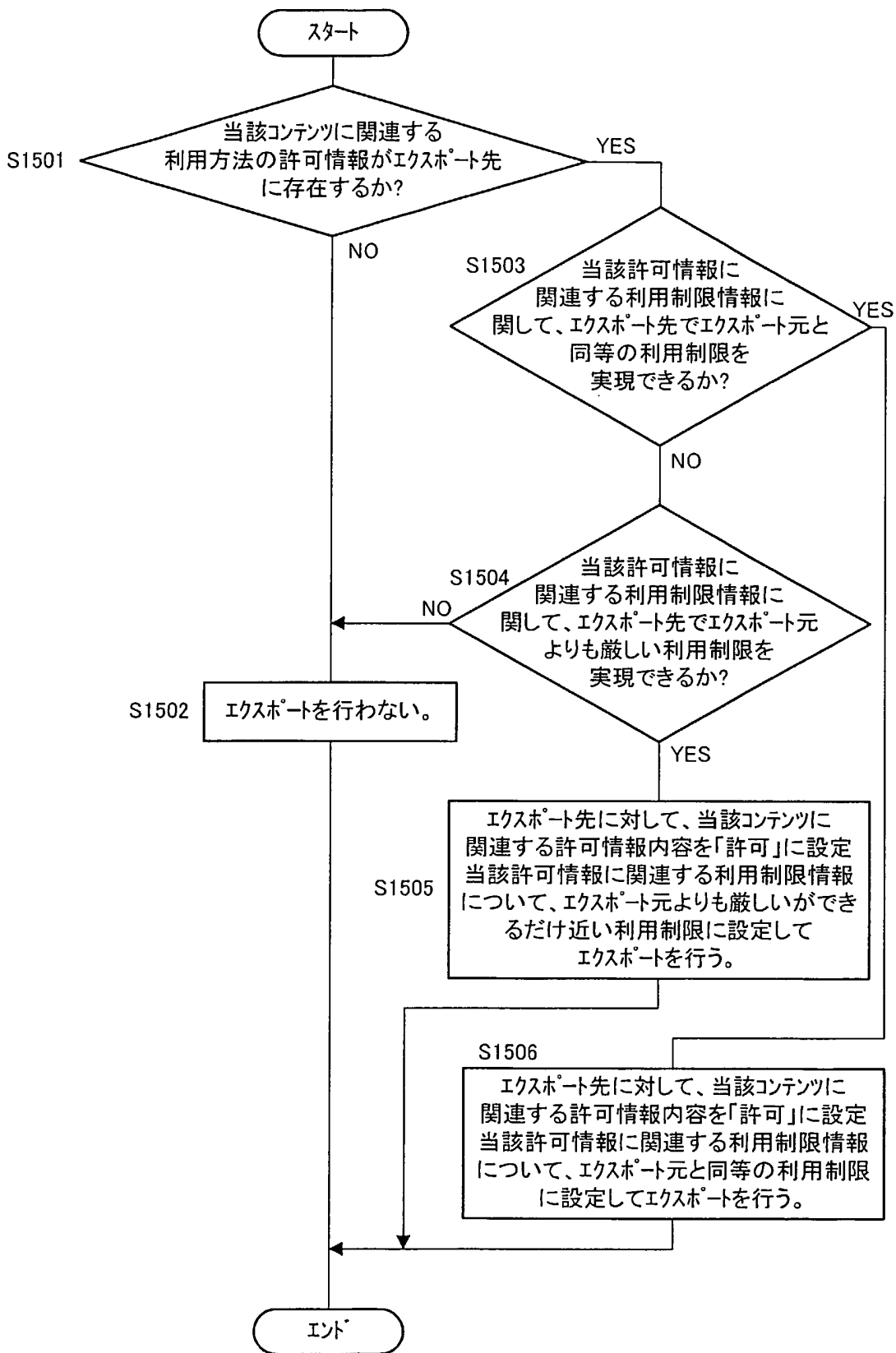


図15

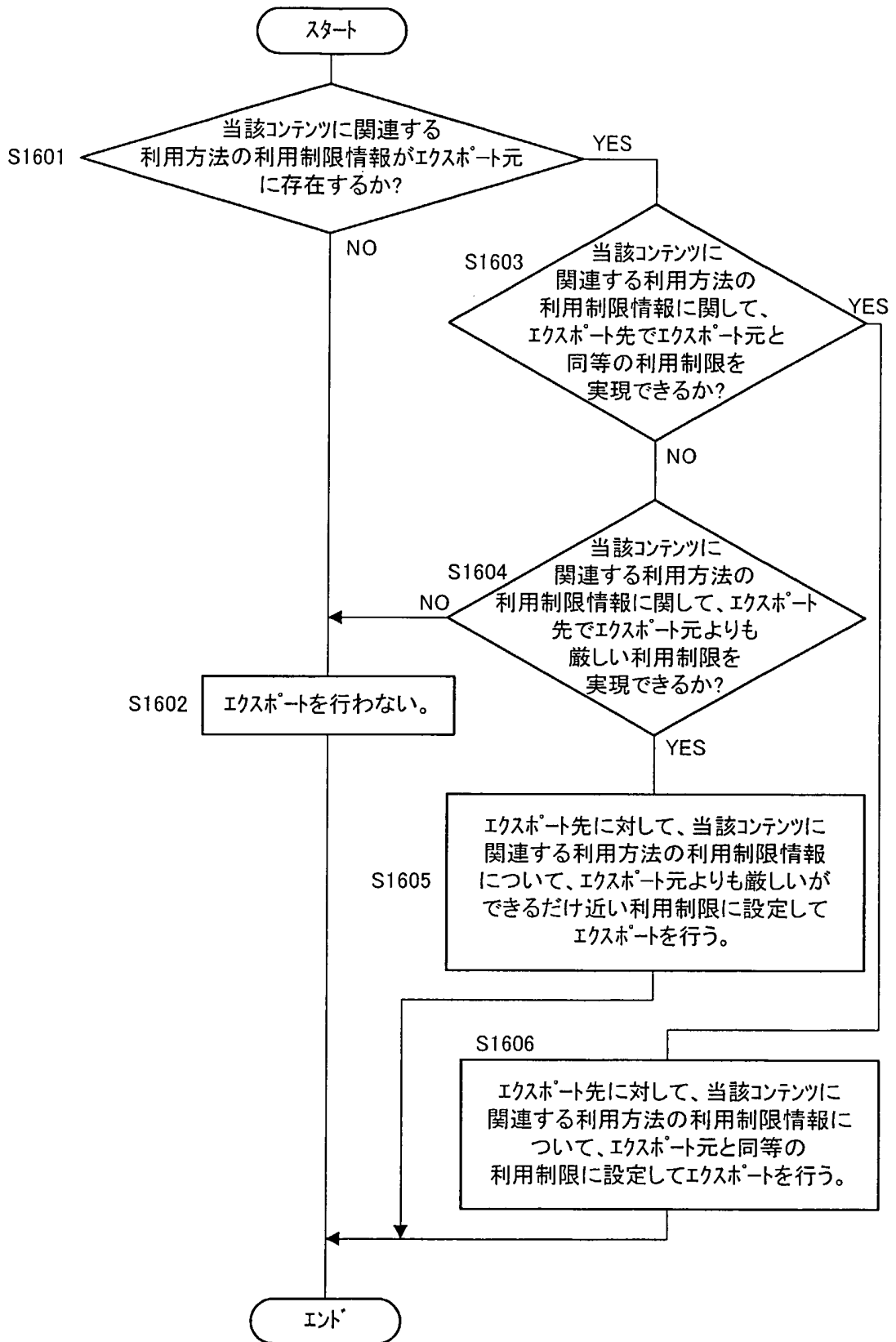


図16

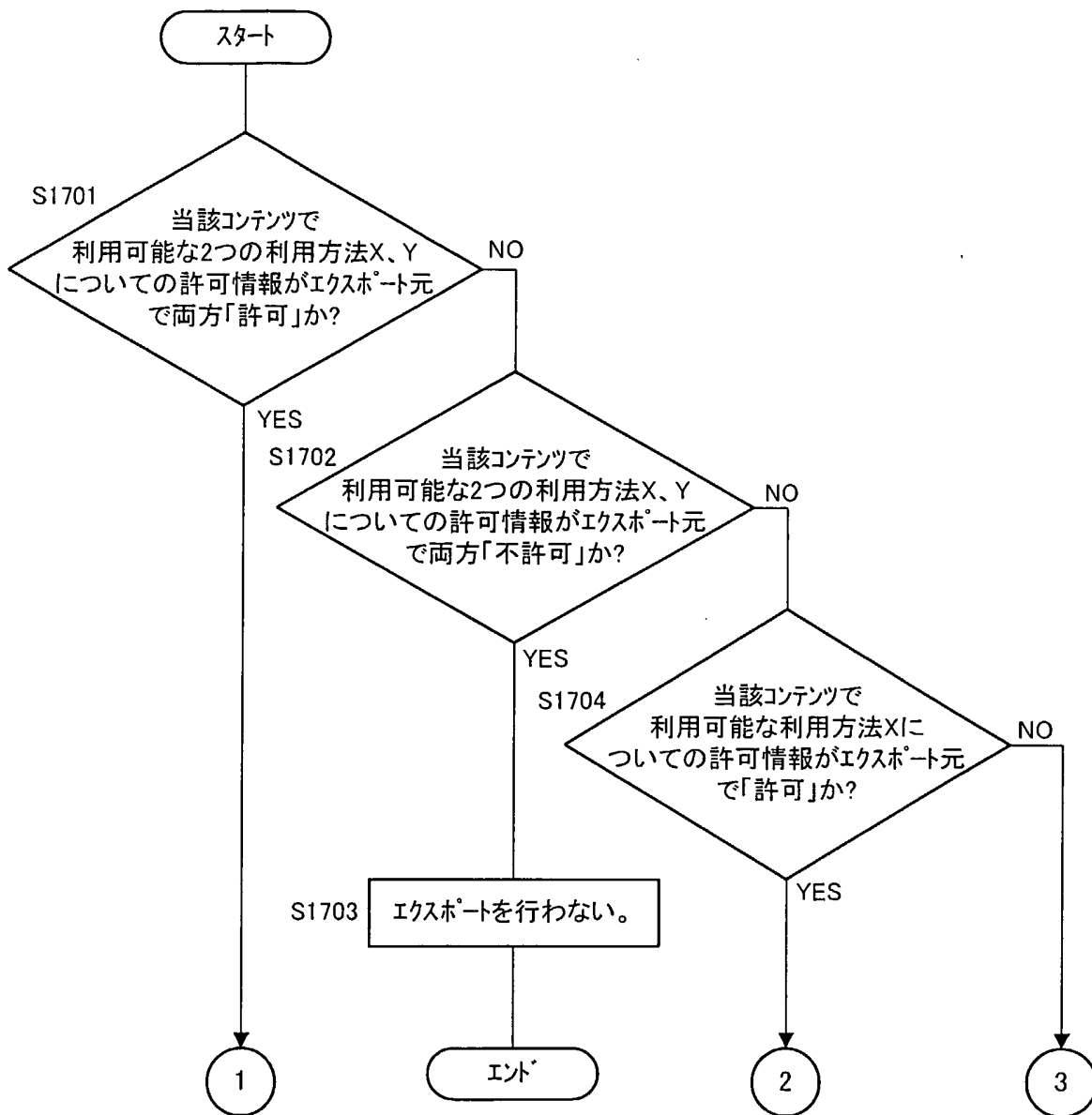


図17

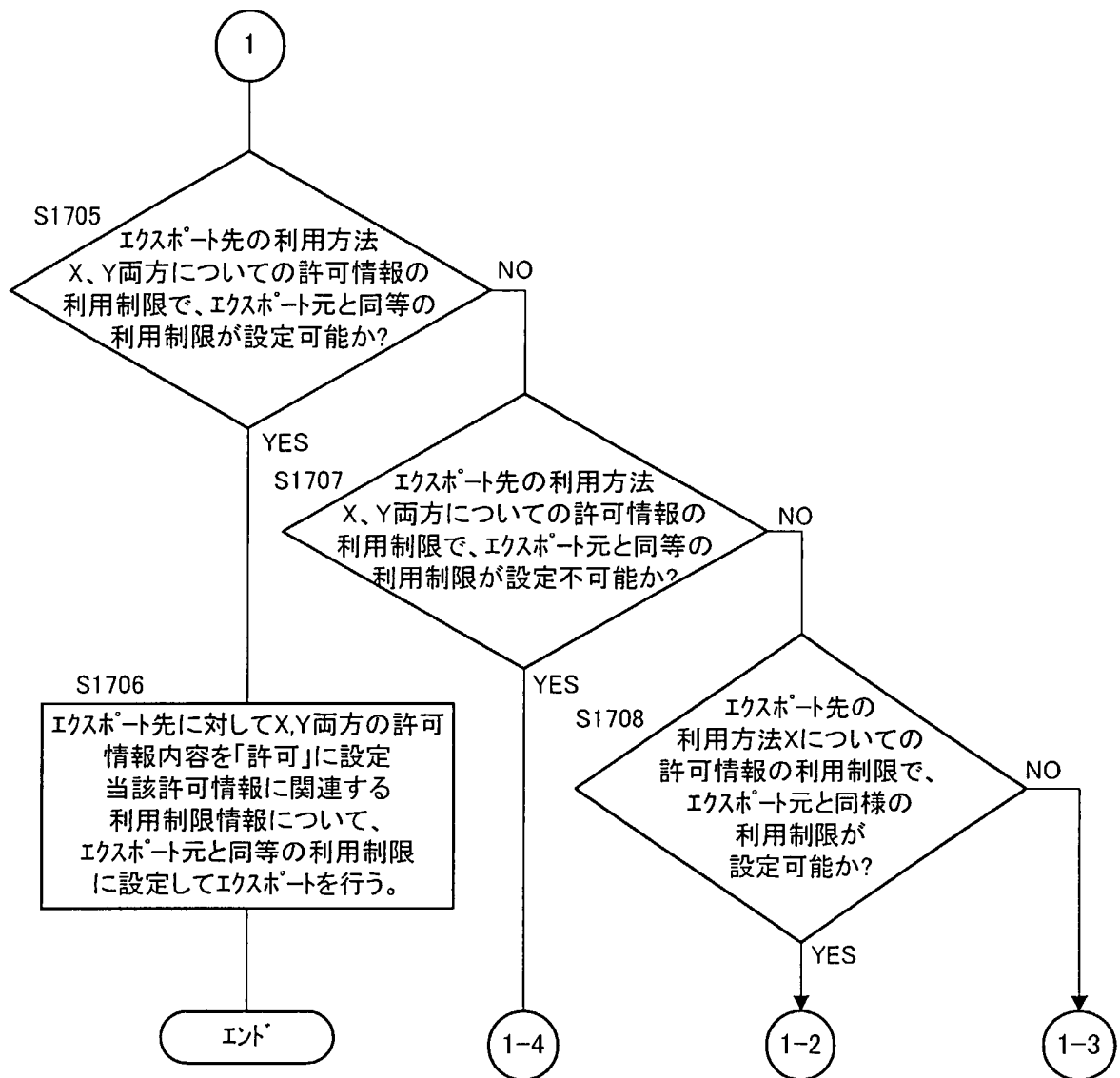


図18

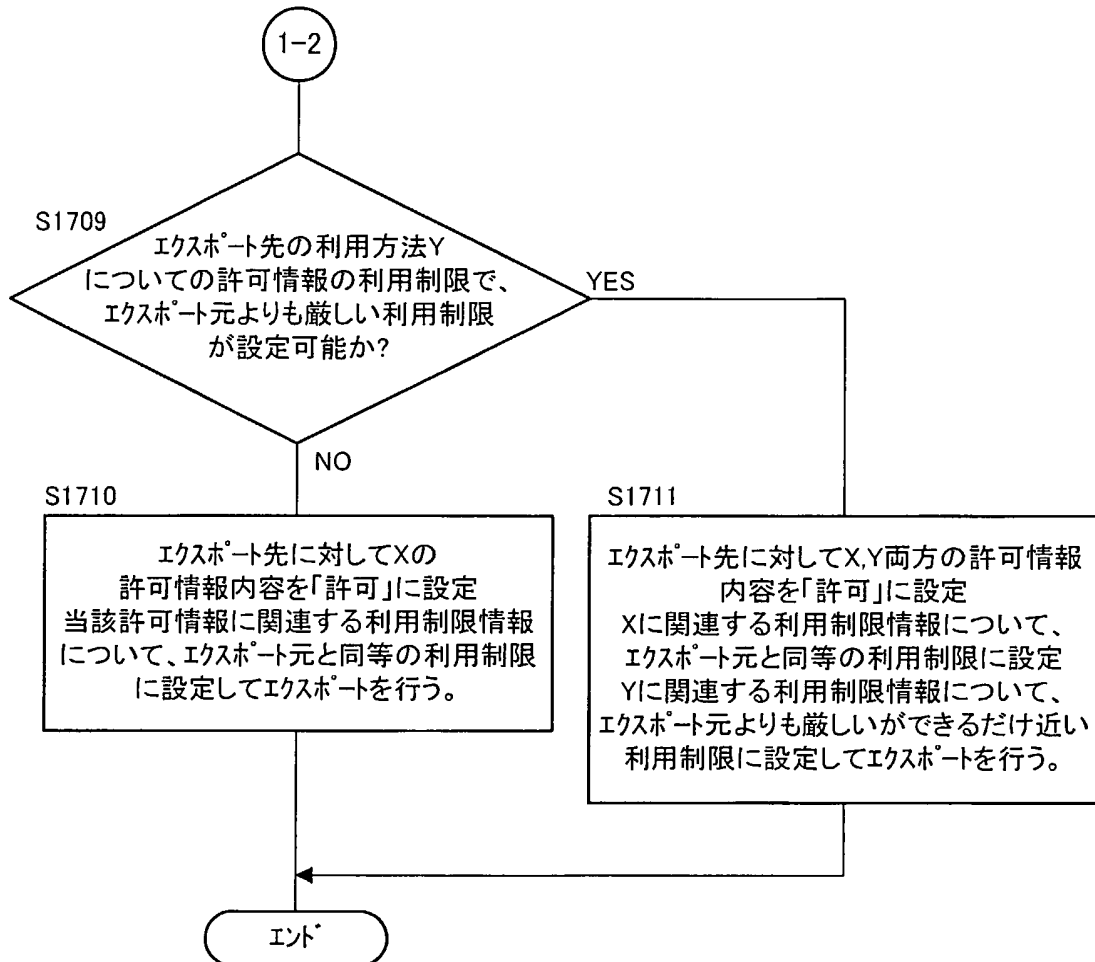


図19

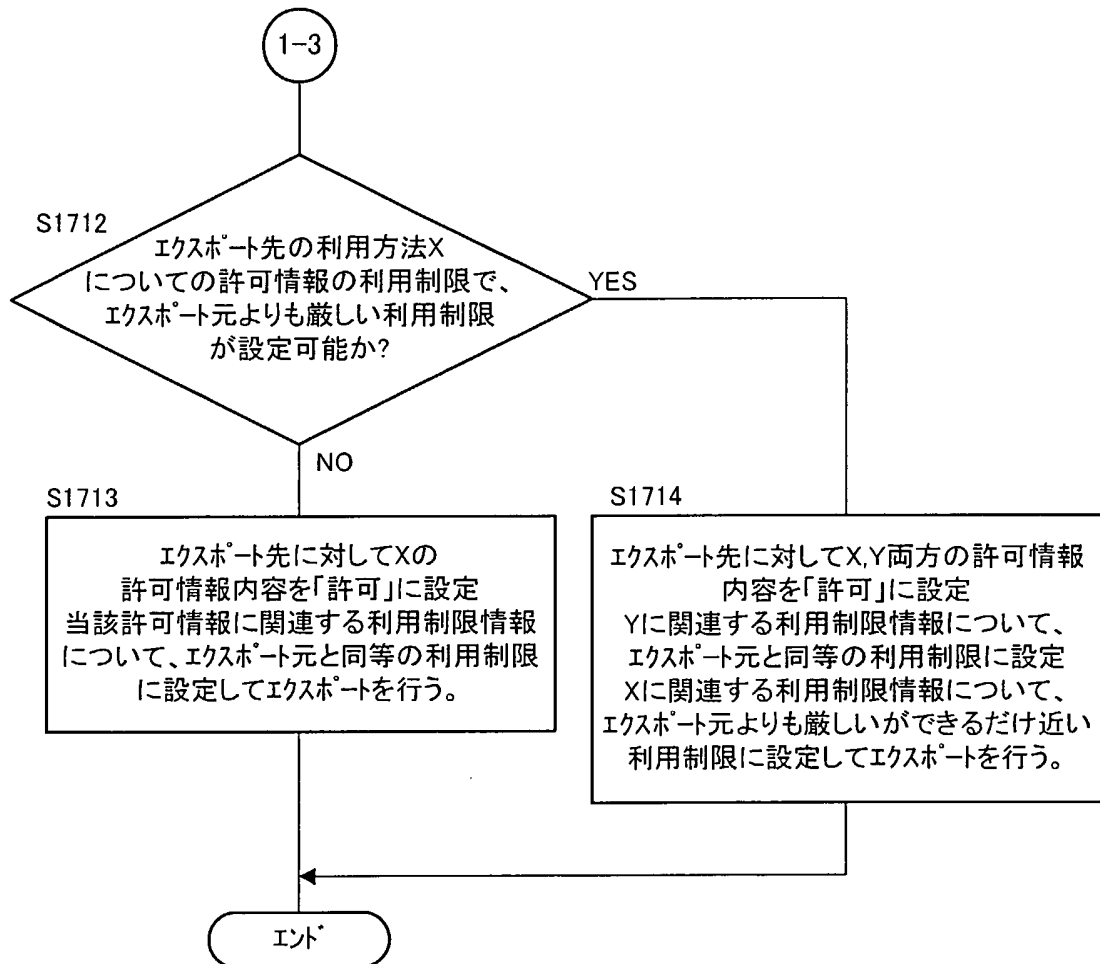


図20

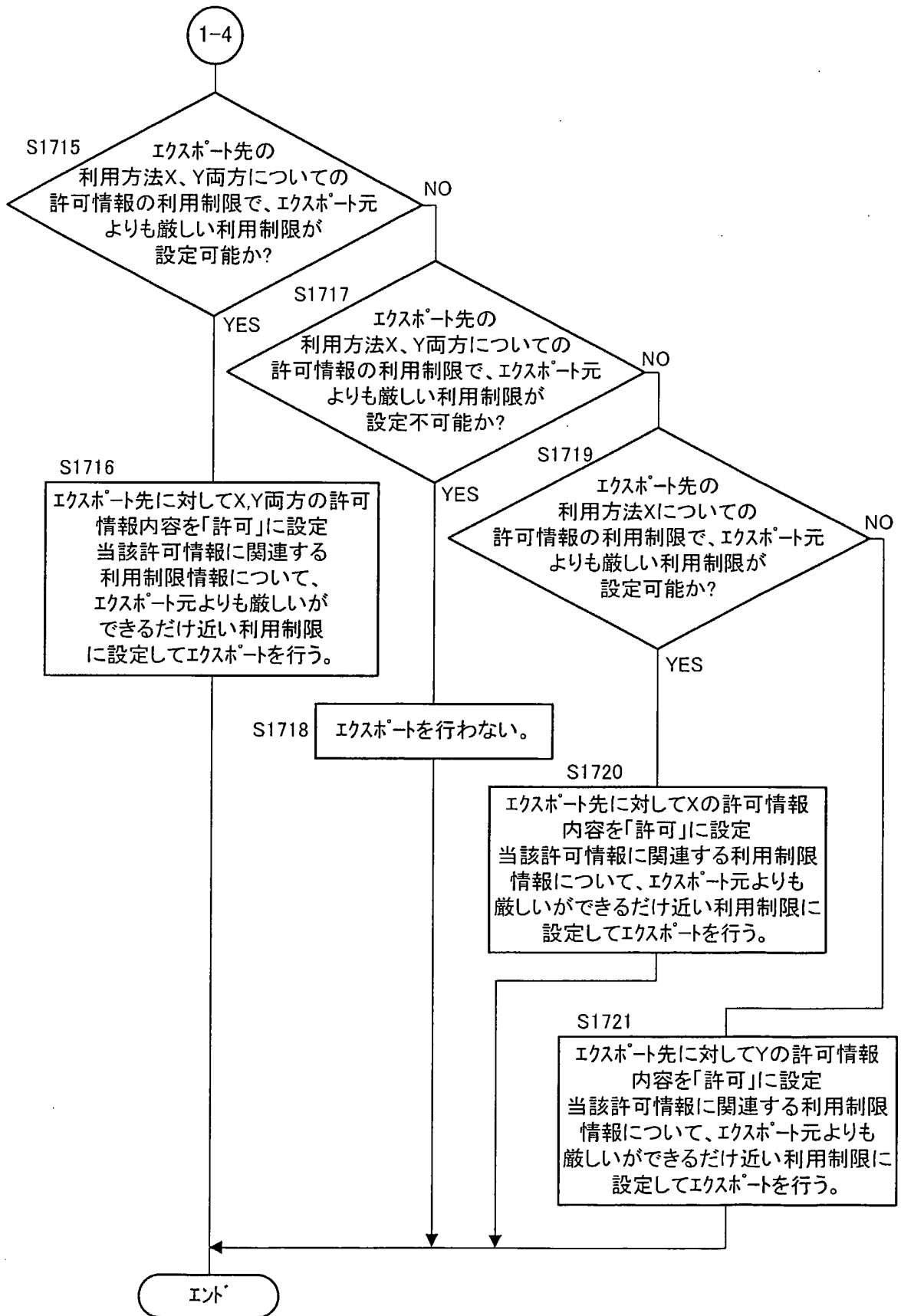


図21

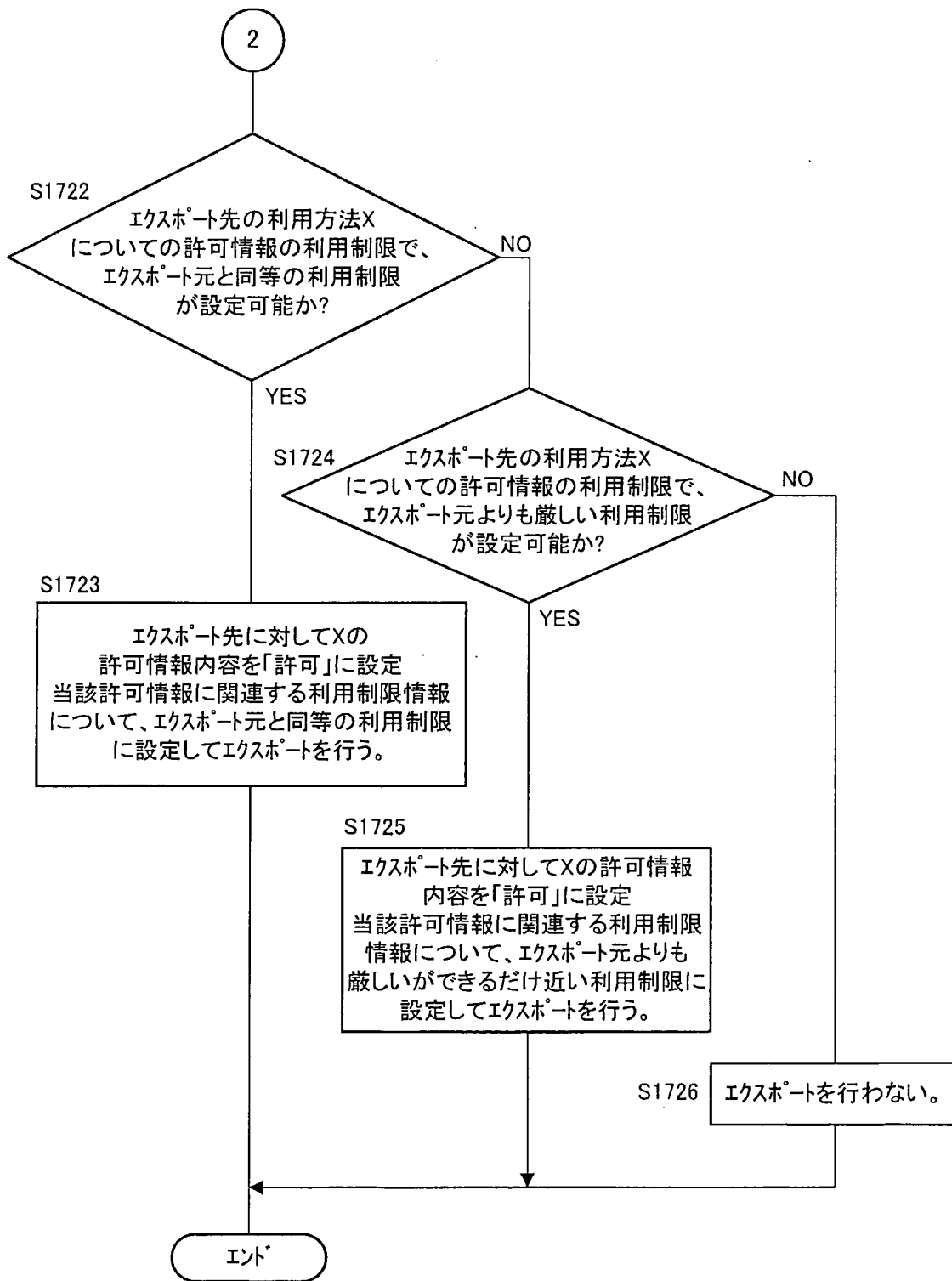


図22

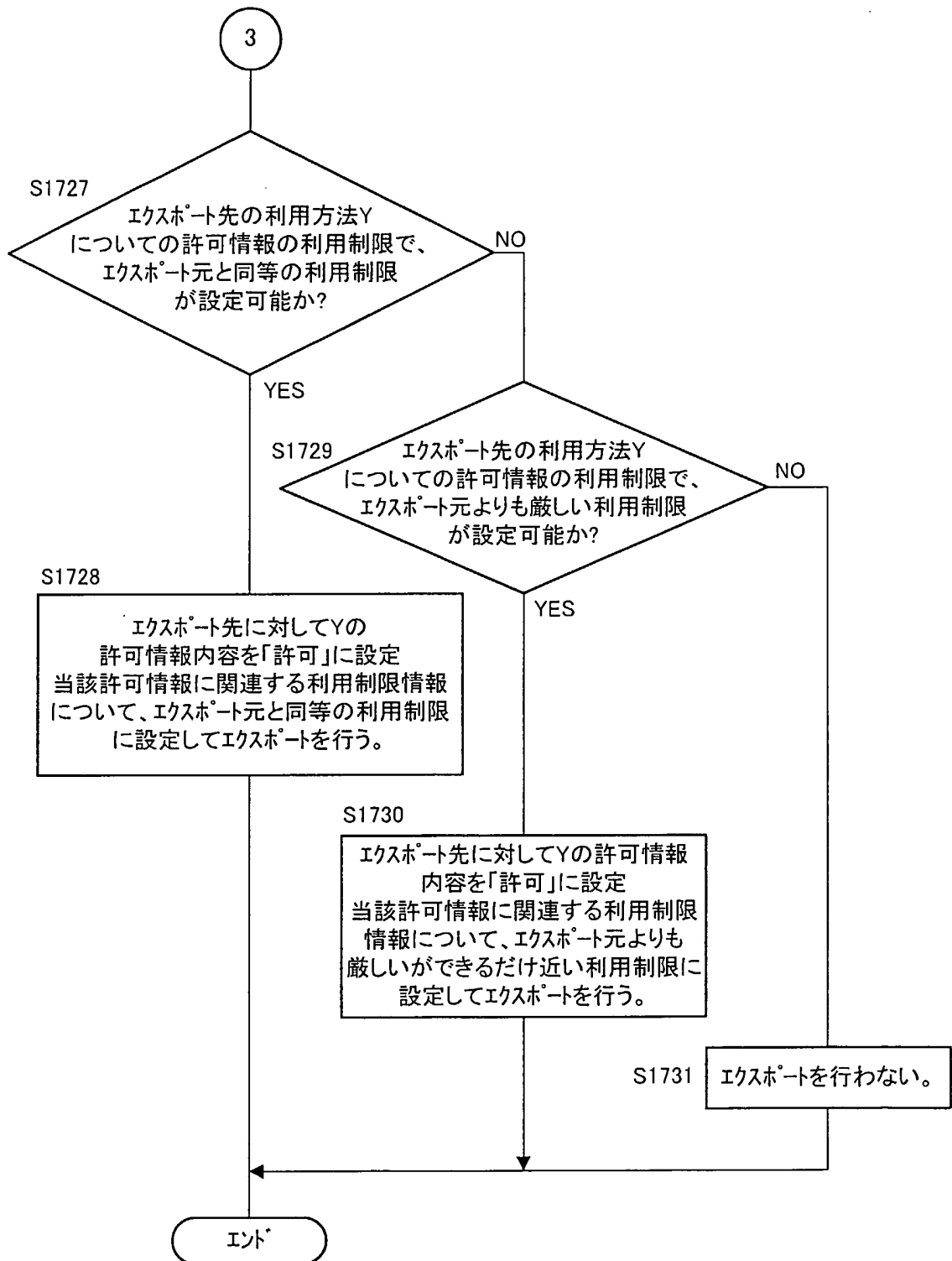


図23

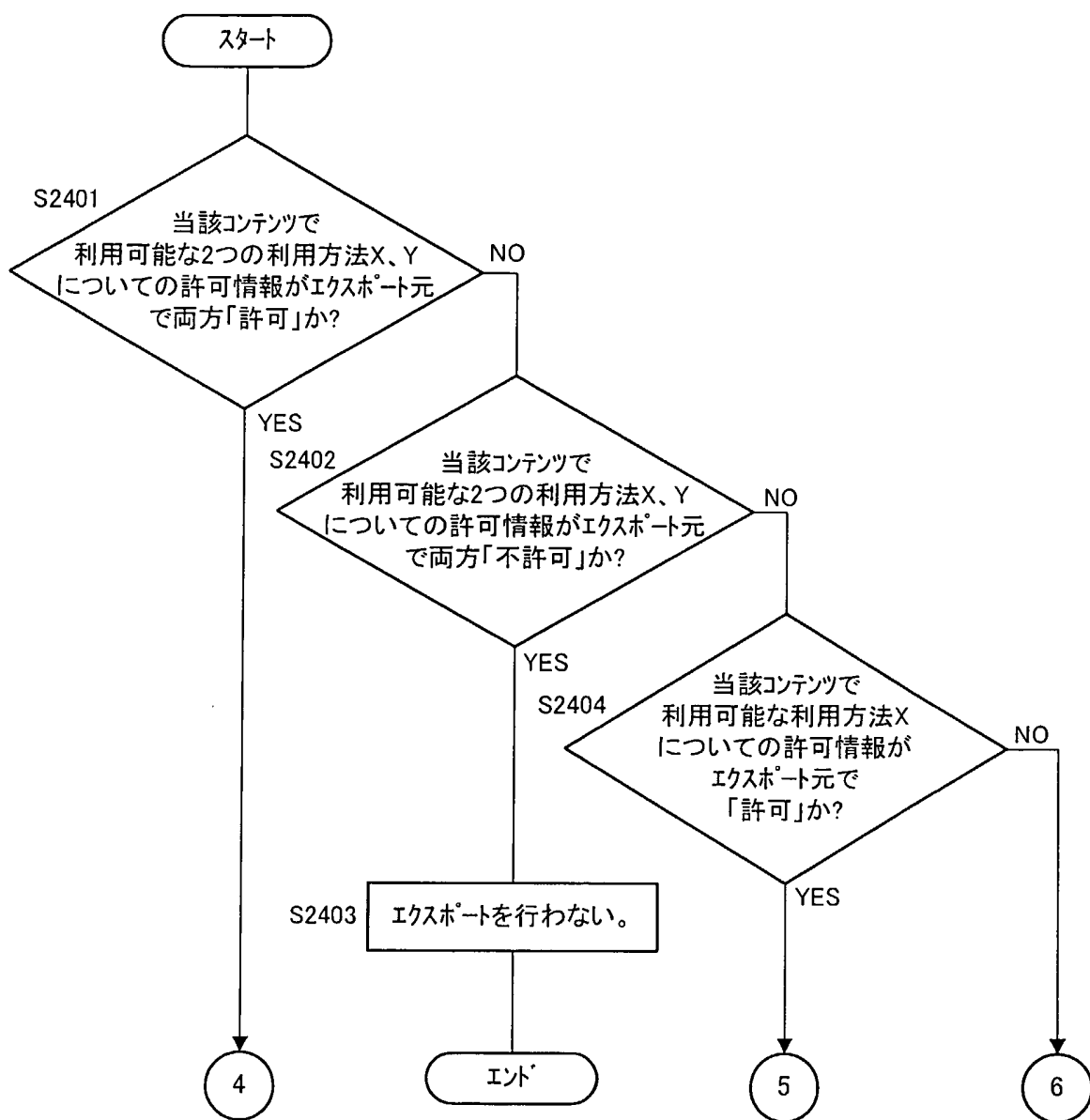


図24

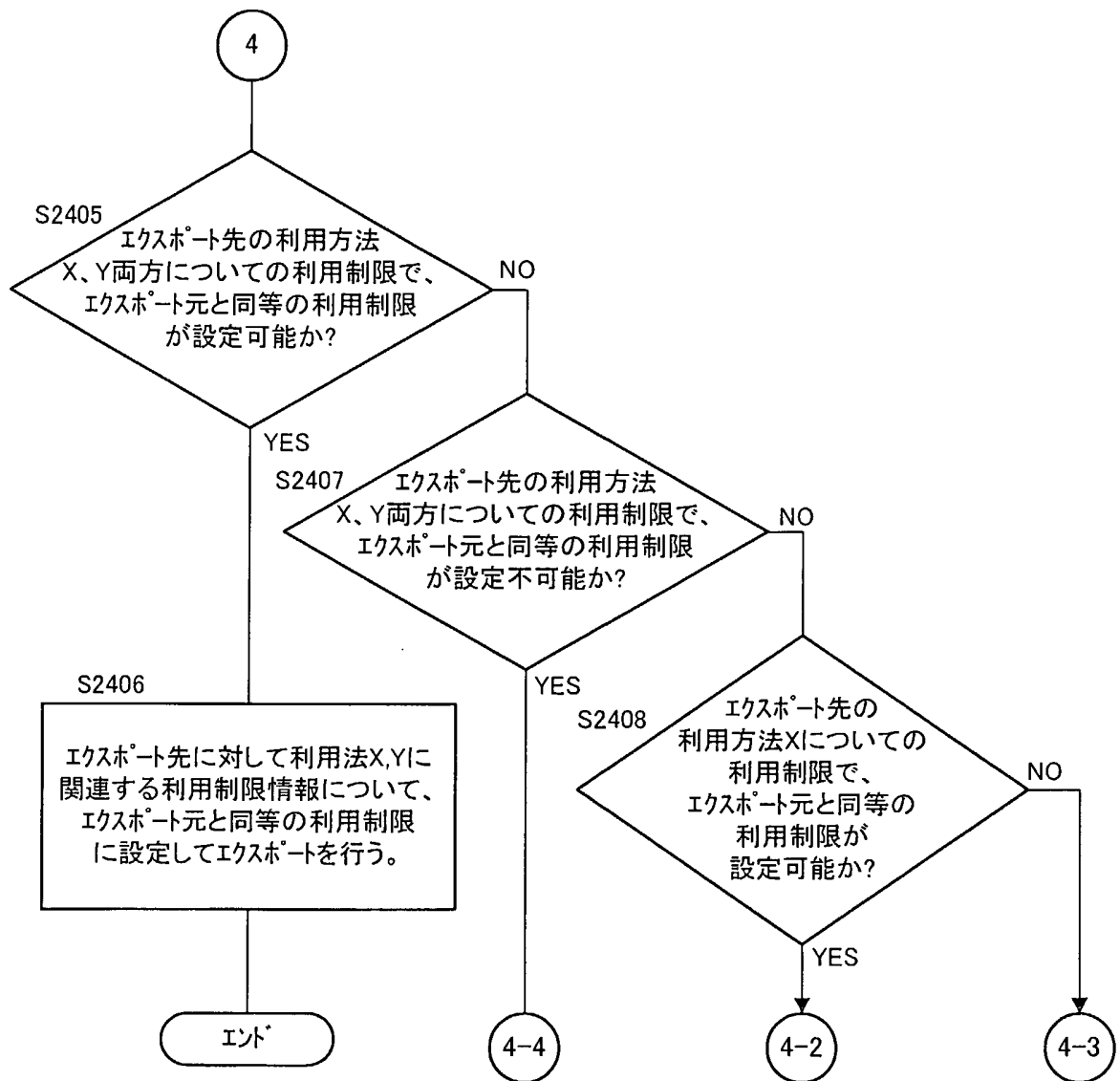


図25

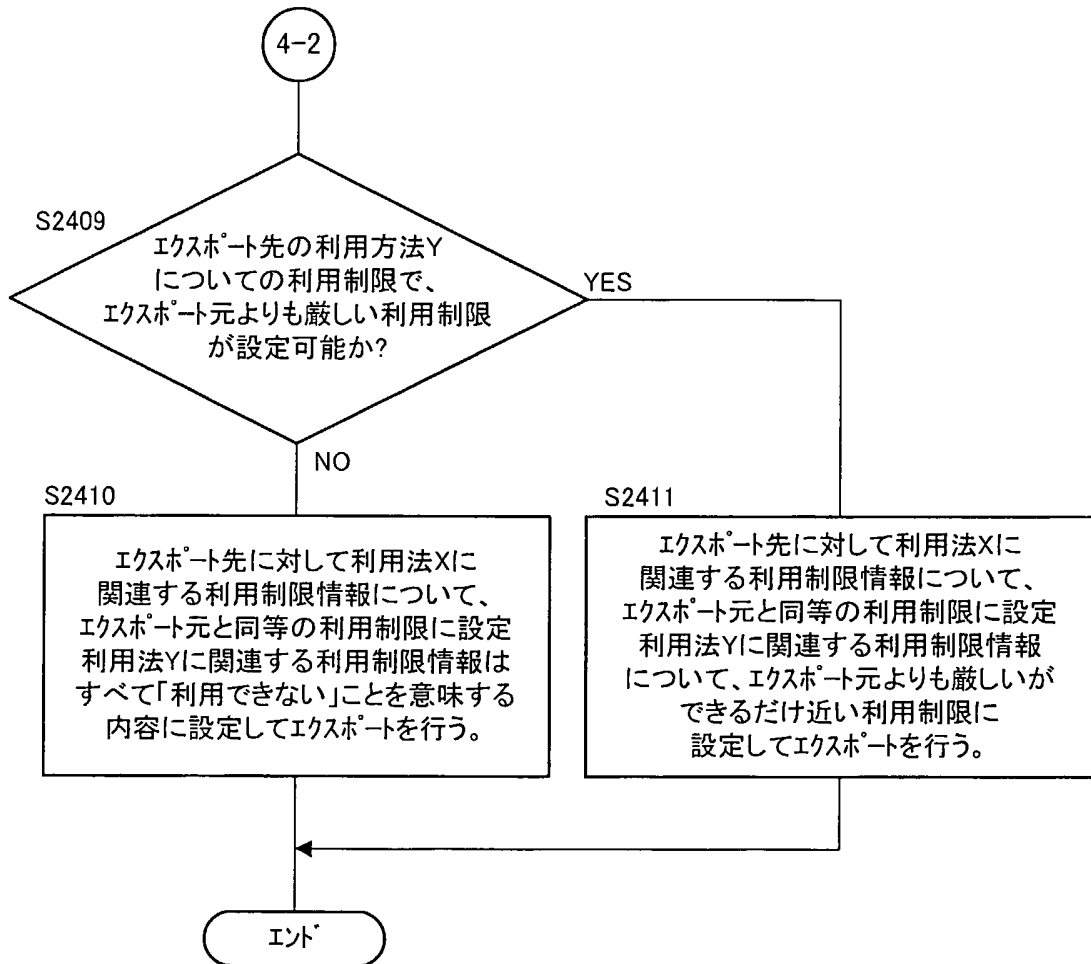


図26

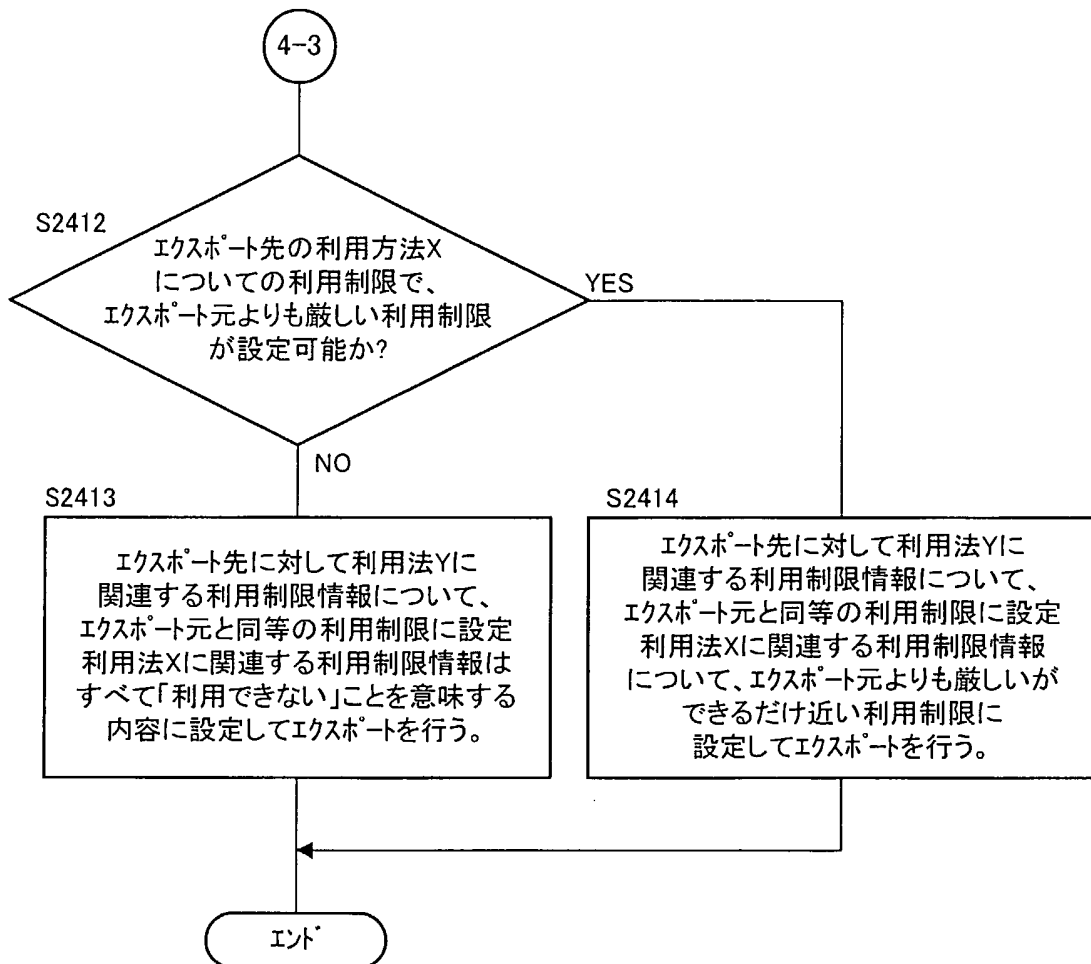


図27

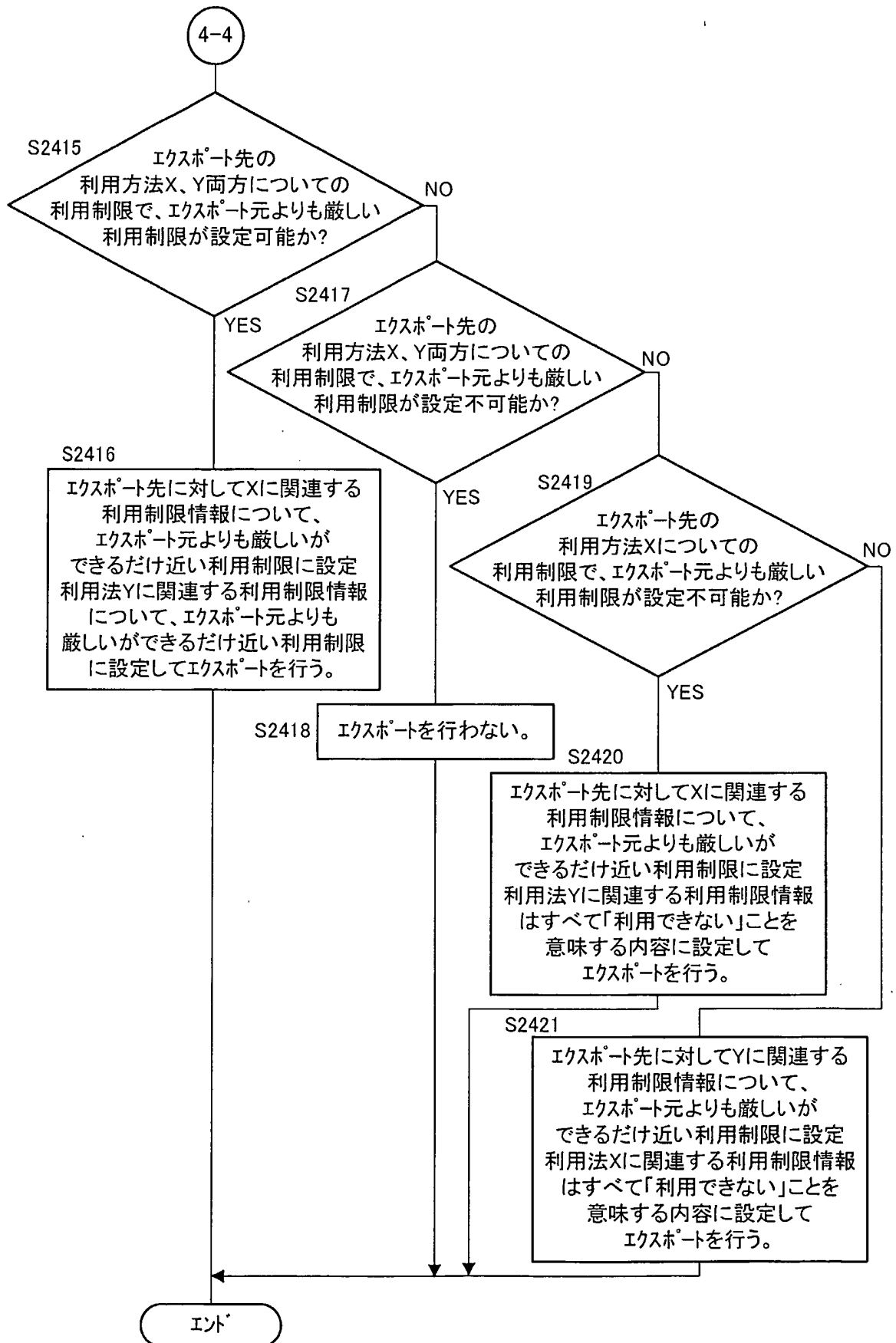


図28

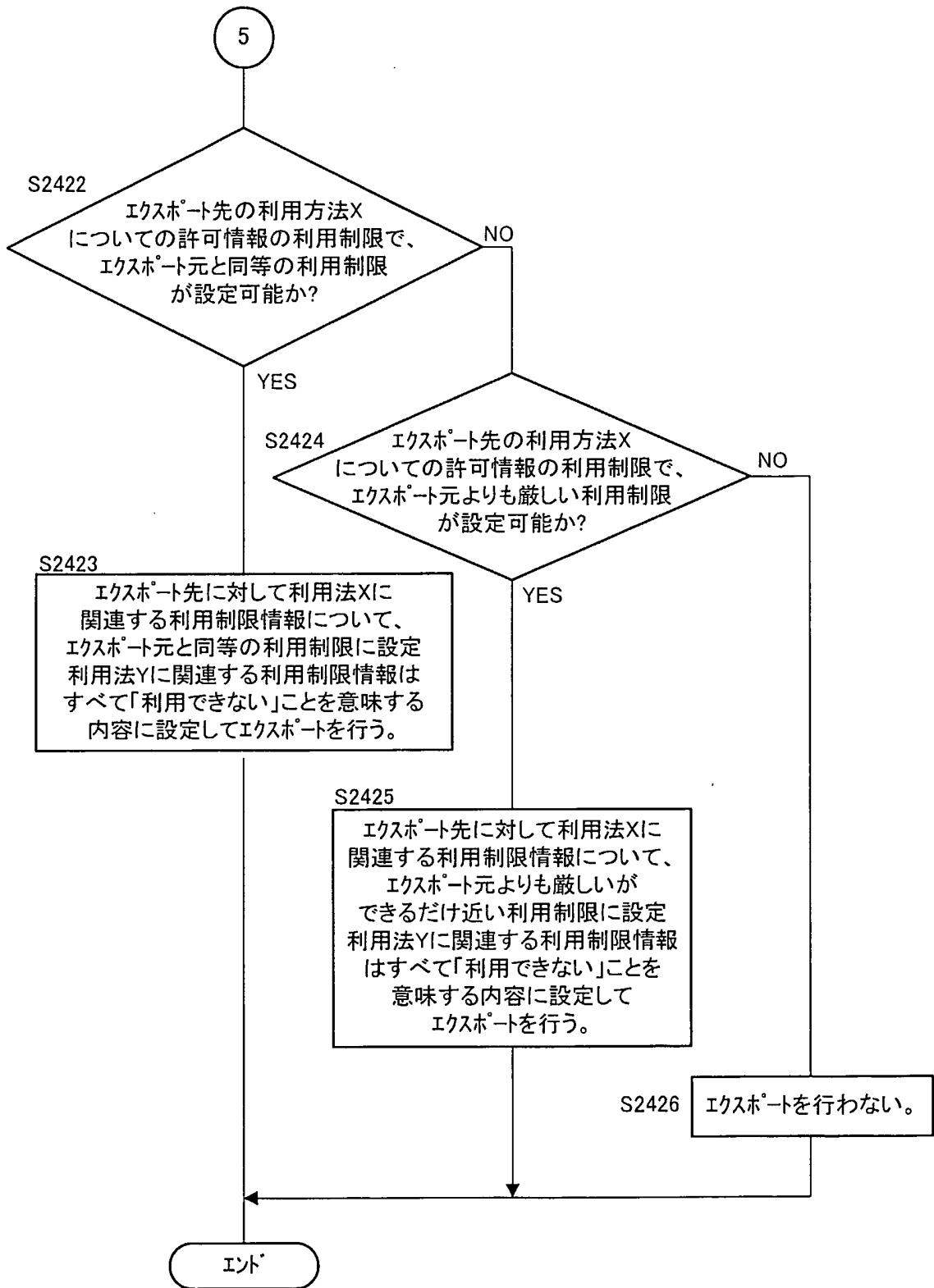


図29

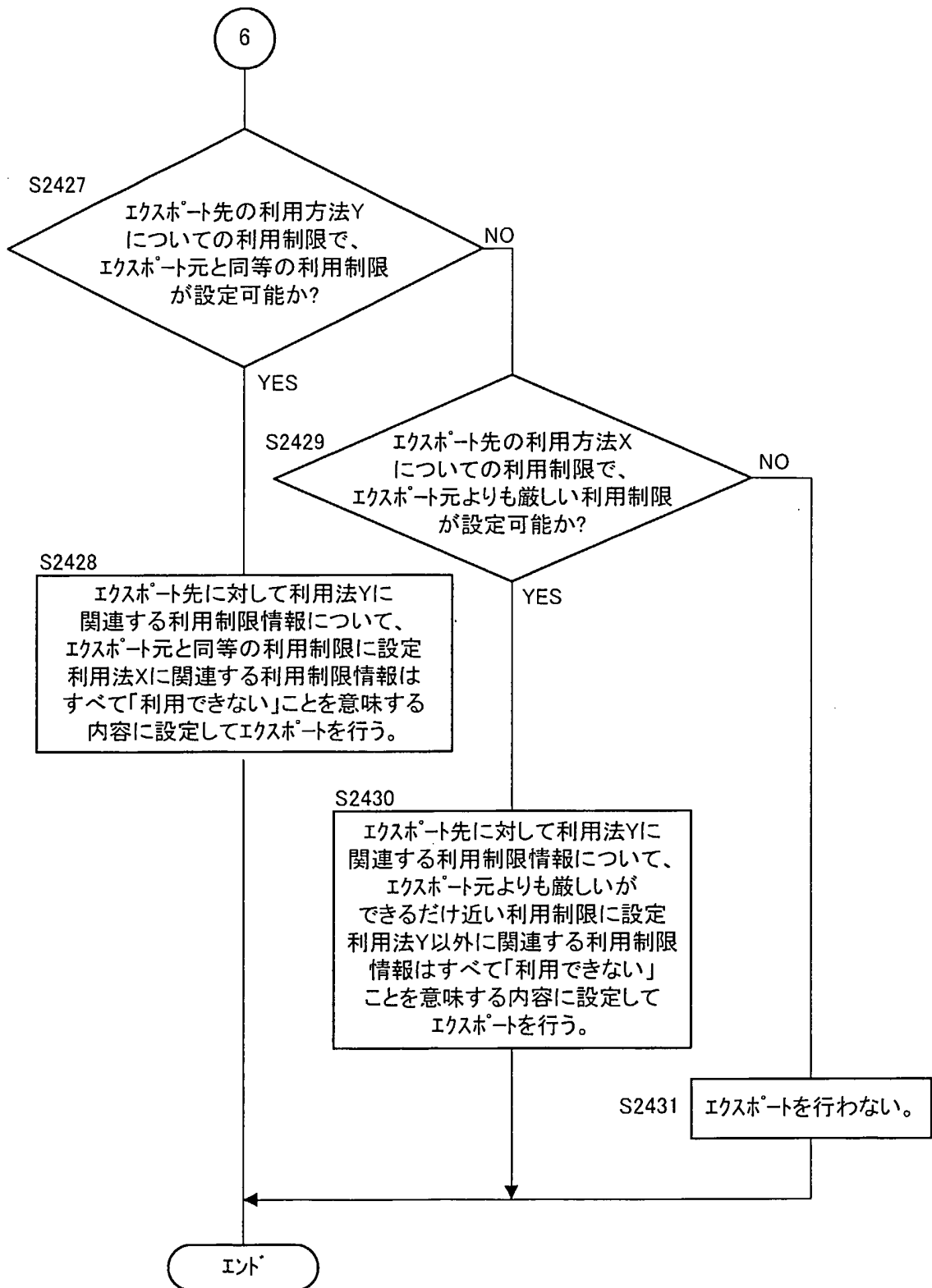


図30

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2004/010882

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
Int.Cl⁷ G06F12/14, G06F17/60, G06K19/073

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
Int.Cl⁷ G06F12/14, G06F17/60, G06K19/073

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched
Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2004
Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2004 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2004

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2003-162600 A (Matsushita Electric Industrial Co., Ltd.), 06 June, 2003 (06.06.03), Full text; all drawings & WO 2003/014992 A1 & KR 2004028761 A & US 2003/0048907 A1 & EP 1416406 A1	1-15
Y	JP 2002-297816 A (Sony Corp.), 11 October, 2002 (11.10.02), Par. Nos. [0155] to [0173]; Fig. 28 (Family: none)	1-15
A	JP 2002-297945 A (Nippon Telegraph And Telephone Corp.), 11 October, 2002 (11.10.02), Full text; all drawings (Family: none)	1-15

Further documents are listed in the continuation of Box C. See patent family annex.

* Special categories of cited documents:	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"&" document member of the same patent family
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	

Date of the actual completion of the international search
26 October, 2004 (26.10.04)

Date of mailing of the international search report
16 November, 2004 (16.11.04)

Name and mailing address of the ISA/
Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

<p>A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))</p> <p>Int. Cl.⁷ G06F 12/14, G06F 17/60, G06K 19/073</p>		
<p>B. 調査を行った分野</p> <p>調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))</p> <p>Int. Cl.⁷ G06F 12/14, G06F 17/60, G06K 19/073</p>		
<p>最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの</p> <p>日本国実用新案公報 1922-1996年</p> <p>日本国公開実用新案公報 1971-2004年</p> <p>日本国実用新案登録公報 1996-2004年</p> <p>日本国登録実用新案公報 1994-2004年</p>		
<p>国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)</p>		
<p>C. 関連すると認められる文献</p>		
<p>引用文献の カテゴリー*</p>	<p>引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示</p>	<p>関連する 請求の範囲の番号</p>
<p>Y</p>	<p>JP 2003-162600 A (松下電器産業株式会社) 2003. 06. 06, 全文, 全図 & WO 2003/014992 A1 & KR 2004028761 A & US 2003/0048907 A1 & EP 1416406 A1</p>	<p>1-15</p>
<p>Y</p>	<p>JP 2002-297816 A (ソニー株式会社) 2002. 10. 11, [0155]-[0173]段落, 第28図 (ファミリーなし)</p>	<p>1-15</p>
<p><input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。</p>		
<p>* 引用文献のカテゴリー</p> <p>「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの</p> <p>「E」 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの</p> <p>「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)</p> <p>「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献</p> <p>「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願</p> <p>の日の後に公表された文献</p> <p>「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの</p> <p>「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの</p> <p>「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの</p> <p>「&」 同一パテントファミリー文献</p>		
<p>国際調査を完了した日</p> <p>26. 10. 2004</p>	<p>国際調査報告の発送日 16.11.2004</p>	
<p>国際調査機関の名称及びあて先</p> <p>日本国特許庁 (ISA/JP)</p> <p>郵便番号100-8915</p> <p>東京都千代田区霞が関三丁目4番3号</p>	<p>特許庁審査官 (権限のある職員)</p> <p>桜井 茂行</p>	<p>5N 2945</p>
<p>電話番号 03-3581-1101 内線 3585</p>		

C (続き). 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
A	JP 2002-297945 A (日本電信電話株式会社) 2002. 10. 11, 全文, 全図 (ファミリーなし)	1-15